

安平町北海道胆振東部地震
災害検証報告書

第2部
対応記録報告書 編

目次

第2部 災害対応記録 編	5
1. 北海道胆振東部地震の概要	5
1.1. 安平町の概要	5
1.1.1. 位置	5
1.1.2. 地形・面積	5
1.1.3. 人口・世帯数推移	5
1.1.4. 町役場職員の推移	2
1.2. 安平町における自然災害への備え	2
1.2.1. 想定される災害	2
1.2.2. 災害予防計画	3
1.2.3. 地震災害対策	3
1.3. 北海道胆振東部地震の概要	4
1.3.1. 地震の概要	4
1.4. 北海道胆振東部地震による被害の状況	4
1.4.1. 人的被害	4
1.4.2. 住家被害	4
1.4.3. 公共施設等の被害状況	5
1.4.4. インフラ・ライフラインの被害状況	7
1.4.5. 農林業被害	9
1.4.6. 避難指示	9
1.4.7. 住民の避難状況	10
1.4.8. 応急仮設住宅への入居状況	11
2. 安平町における災害対応の状況	12
2.1. 対応の全体像	12
2.2. 地域防災計画における災害応急対策等の分類による対応状況	21
2.2.1. 第2節 動員計画	21
2.2.2. 第3節 他機関に対する応援出動計画	26
2.2.3. 第4節 災害広報計画	27
2.2.4. 第5節 避難救出計画	33
2.2.5. 第6節 食糧供給計画	42
2.2.6. 第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画	45
2.2.7. 第8節 上水道・下水道施設対策計画	48
2.2.8. 第9節 給水計画	51

2.2.9.	第10節	医療救護計画	53
2.2.10.	第11節	防疫計画	57
2.2.11.	第12節	廃棄物処理及び環境保全計画	59
2.2.12.	第18節	文教対策計画	64
2.2.13.	第19節	住宅対策計画	67
2.2.14.	第22節	広域応援派遣計画	71
2.2.15.	第23節	自衛隊災害派遣要請計画	79
2.2.16.	第24節	防災ボランティアとの連携計画	82
2.2.17.	第25節	交通応急対策計画	85
2.2.18.	第26節	応急飼料対策計画	86
2.2.19.	第9章 第2節	建物被害認定調査の実施・り災（罹災）証明の交付業務	87
2.3.		安平町復興まちづくり計画の進捗	89
2.3.1.		策定経過に係る業務	89
2.3.2.	基本方針1	住まいと暮らしの再建	92
2.3.3.	基本方針2	災害に強いまち・ひとづくり	104
2.3.4.	基本方針3	産業と経済の復興	114
2.3.5.	基本方針4	未来へつながる復興	119

第2部 災害対応記録 編

1. 北海道胆振東部地震の概要

1.1. 安平町の概要

1.1.1. 位置

安平町は、北海道の南西部にあつて、北緯42度49分、東経141度49分に位置し、北は由仁町、東は厚真町、南は苫小牧市、西は千歳市に接している。

安平町の歴史は、1900年に植苗村と勇払村の一部が分村して安平村となり、1952年に安平村から追分村が分村し、安平村は早来町となり追分村は追分町となり、2006年3月に再び一つの町となり、安平町となった。安平町は、鉄路を基に形成されたまちで、大きく分けて北側から順に「追分」「安平」「早来」「遠浅」の4地区がある。社会的・経済的な条件は、東西にJR石勝線、南北にJR室蘭本線が走り、これに並行して東西に北海道横断自動車道、南北に国道234号が走り、交点には追分町インターチェンジを有するなど交通の要衝となっている。

1.1.2. 地形・面積

安平町は面積は合計237.16km²であり、可住地面積は117.99km²となっている。安平町の西側には標高100m～150m程の馬追丘陵が南北に走っており、東側には標高364mのシアピラヌプリを主峰として夕張山地に続く標高100～350m程度の山々が連なっている。

また、中央部には追分から早来にかけて南北に流れる安平川に沿って平坦地が形成されており、南部は低湿地帯となって勇払原野に接している。地質は、樽前系の火山灰土に覆われている。

1.1.3. 人口・世帯数推移

1960年に14,485人であった人口は、1990年に1万人を割り込み、2015年までの55年間に6,337人、約44%もの人口が減少した。この間、積極的な定住施策の実施により人口増加を迎えた時期もあったが、2003年以降、自然減・社会減の人口減少局面に転じており、近年では特に2018年北海道胆振東部地震後の転出超過が顕著となっている。

15歳から29歳までの若年層の比率は、1960年の27.4%から減り続け、2015年には半分以下の11.5%にまで落ち込んだ。反面、高齢者比率は1960年に4.6%と一桁であったが、2015年には34.6%と7倍以上に増加し、出生率の低下と若年者の流出、高齢化が著しく進んでいる。

表 人口の推移（国勢調査）

	1960年	1975年		1990年		2005年		2015年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数(人)	14,485	11,633	▲19.7	9,519	▲18.2	9,131	▲4.1	8,148	▲10.7
0～14歳	5,136	2,944	▲42.7	1,533	▲47.9	1,183	▲22.8	887	▲25.0
15～64歳	8,688	7,779	▲10.4	6,548	▲15.8	5,524	▲15.6	4,441	▲19.6
65歳以上	661	910	37.7	1,438	58.0	2,424	68.6	2,820	16.3
若年者比率	27.4%	21.9%	-	17.1%	-	13.2%	-	11.5%	-
高齢者比率	4.6%	7.8%	-	15.1%	-	26.5%	-	34.6%	-

1.1.4. 町役場職員の推移

安平町の職員数は、2018年4月1日および2021年4月1日時点でいずれも総数は136人で、2018年一般事務職が108人（79%）と多くを占め、土木・建築技師・その他技術職をあわせて13人（10%）と少ない状況にある。現在においてもその比率に大きな変化はない。

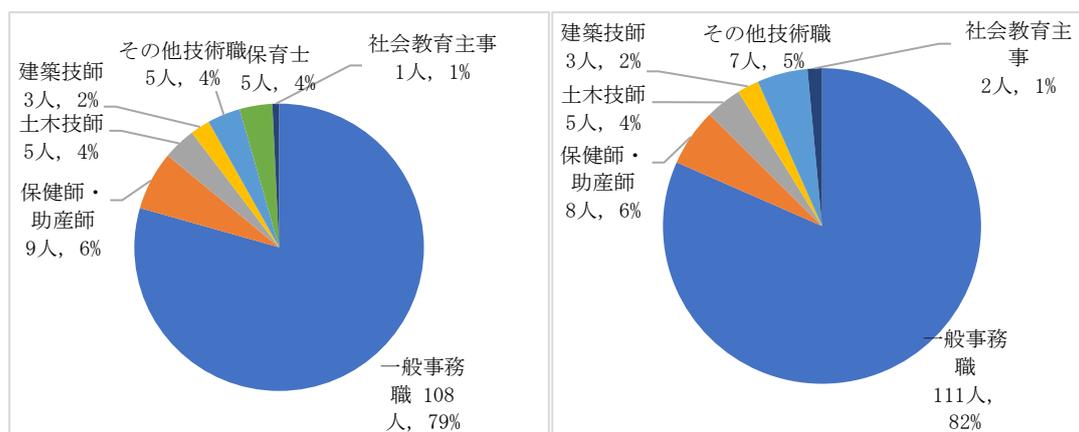


図 安平町の職種別職員数（左：平2018年4月1日、右：2021年4月1日）

（出典：総務省地方公共団体定数管理関係）

1.2. 安平町における自然災害への備え

1.2.1. 想定される災害

安平町地域防災計画では、胆振東部地震発生当時、地震災害として以下の地震を想定していた。（地域防災計画より抜粋）

（1） 太平洋沖合のプレート境界付近を震源域とする地震

数十年から100年程度の周期で大地震を繰り返し発生しているものであり、1952年の十勝沖地震（M8.2）や2003年の十勝沖地震（M8.0）の地震があげられる。

(2) 日本海東縁部で発生する地震

1940年に発生した積丹半島沖地震（M7.5）や1993年の北海道南西沖地震（M7.8）があげられる。

(3) 断層型地震

プレート境界から離れた陸域内の浅い箇所（深さ約20km以浅）で発生する地震で、活断層を残すとともに繰り返し起こる可能性がある地震活動である。この地震が都市の直下で発生した場合、1995年の阪神淡路大震災や2004年の新潟県中越地震のように大きな被害をもたらす場合がある。

国内の陸域および沿岸域に主要な活断層は98カ所あり、道内にも主な活断層は18カ所存在する。中でも石狩低地東縁断層帯は、美唄市から本町富岡に至る約66kmからなる主部と、千歳市から苫小牧市に至る約23kmからなる南部からなり、主部についての平均的な活動間隔は約3,300年から6,300年であった可能性がある。なお、南部の最新活動時期を含めた最近の活動履歴については不明である。

1.2.2. 災害予防計画

災害を予防する観点での安平町における計画として胆振東部地震後に策定された「強靱化計画」がある。「強靱化計画」では脆弱性評価に基づく施策プログラムが以下のとおり示されている。

- ・人命の保護
- ・救助・救急活動等の迅速な実施
- ・行政機能の確保
- ・ライフラインの確保
- ・経済活動の機能維持
- ・二次災害の抑制
- ・迅速な復旧・復興等

1.2.3. 地震災害対策

地域防災計画の災害予防計画および地震災害対策計画では、災害予防計画に該当する項目として以下のものが示されている。

- ・防災教育および訓練計画
- ・消防計画
- ・避難行動要支援者対策計画
- ・自主防災組織の育成等に関する計画
- ・食糧等の調達および確保並びに防災資機材等の整備

- ・火災予防計画
- ・危険物等災害予防計画
- ・建築物等災害予防計画
- ・地すべり、がけ崩れ等予防計画
- ・液状化災害予防計画
- ・地震に関する防災知識の普及、啓発

1.3. 北海道胆振東部地震の概要

1.3.1. 地震の概要

2018年9月6日午前3時7分に、北海道胆振地方中東部の深さ約35kmでマグニチュード6.7の地震が発生し、胆振地方で最大震度7を観測した。この地震の発震機構は東北東-西南西方向に圧力軸を持つ逆断層型で、陸のプレート内で発生した地震である。

今回の地震に伴い、安平町のK-N-E-T追分観測点で1796gal(三成分合成)など、大きな加速度を観測した。(※参考 阪神淡路大震における神戸海洋気象台の記録818gal)

1.4. 北海道胆振東部地震による被害の状況

1.4.1. 人的被害

安平町における人的被害は、死亡者：0名、重傷者：7名、軽傷者：10名となった。

1.4.2. 住家被害

安平町では、全住家の約94%にあたる2,940棟が被害を受けており、また、倉庫・物置・空き家等の非住家についても約78%にあたる3,076棟が被害を受けている。

表 安平町内の建物被害の状況 (2021年1月31日時点)

	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害合計	無被害	合計
住家	93	56	310	2,481	2,940	186	3,126
非住家	343	62	493	2,178	3,076	871	3,947
合計	436	118	803	4,659	6,016	1,057	7,073

被害を受けた住家については、住家が集中しているJRの4つの駅周辺の市街地において戸数が多くなっている。

一方で、郊外部においては住家戸数・密度が低いため、市街地と比べて戸数としては多くはないが、高い割合で被害を受けており、地区単位での被害は市街地よりも郊外部の方が深刻な状況であったと考えられる。

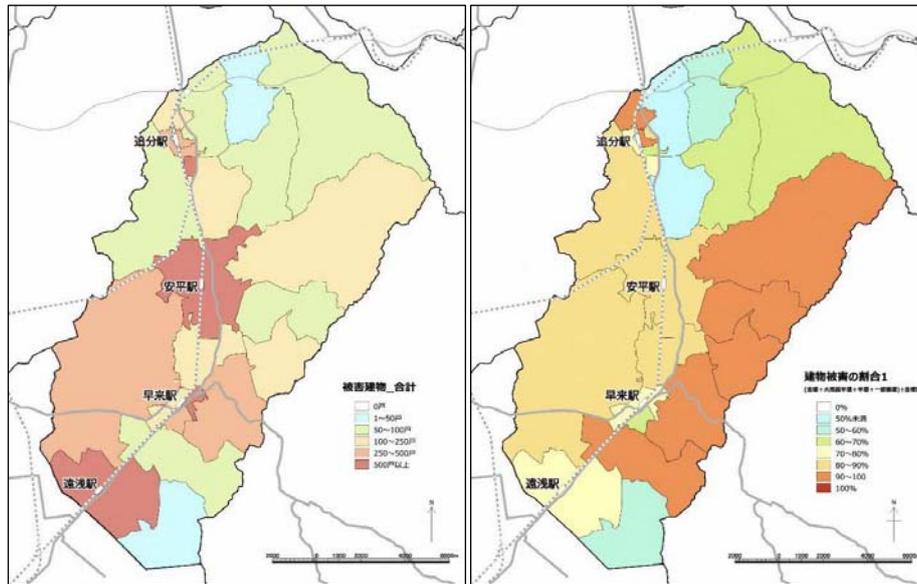


図 地区別・被害住家の棟数

図 地区別・被害住家の割合

なお、これらの建物被害の状況は、新潟大学、富山大学の提案・協力を受け、内閣府のガイドラインに基づき町内の全棟に対して建物被害認定調査を実施し、把握している。

1.4.3. 公共施設等の被害状況

学校教育施設では、追分小学校、早来中学校が被災し、校舎が使用できない状況となった。追分小学校については3学期（2019年1月）から使用できるようになったものの、早来中学校については3学期から新たに整備した仮設校舎での授業となり、現在（2022年3月）も仮設校舎での学校生活を余儀なくされている。

また、公園や公民館、じん芥処理場など多くの公共施設が被害を受けているほか、町内では墓石の倒壊等も多く、全体の約63%の墓石が被害を受けている。



写真 公共施設等の被害状況

1.4.4. インフラ・ライフラインの被害状況

【道路】

右図に示す区間が被害を受けている。国道 234 号をはじめとする緊急輸送道路の被害はほぼなかったが、主に道道、町道を中心に被害を受けている。



写真 道路の被害状況

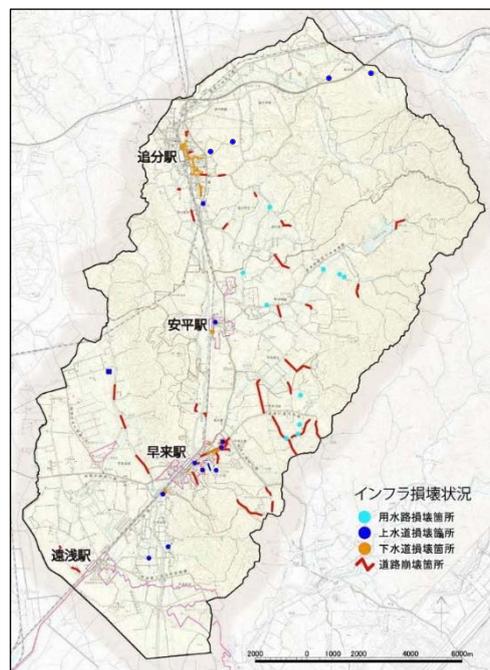


図 インフラ被害の状況

【上水道】

被害を受けた箇所は市街地部にありますが、このうち本管が損傷した影響により、全世帯で断水が生じた。

断水時は、国や自衛隊、応援市町などからの給水車の配置により対応を行った。

断水は、復旧工事により 23 日後の 9 月 29 日に町内全域で解消された。



写真 上水道漏水調査

【下水道】

市街地の管路施設および早来・安平浄化センターが被害を受けた。主に管路施設でたるみが生じたことにより流下機能の低下が発生した。

【電気】

道内全域での停電（ブラックアウト）や断線・電柱倒壊により町内全世帯で電気が使用不能になり、発電機を使用して避難所に電力を供給するなどの対応を行った。全町で完全復旧したのは 12 日後の 9 月 18 日となった。

【土砂災害】

今回の地震において土砂が大きく崩壊した箇所および崩壊が多かった地質の分布を重ねると下図のとおりとなる。

町内においても崩壊箇所および崩壊の可能性が高い地質のエリアは見られるものの、市街地の大半はそのエリアからは外れている。

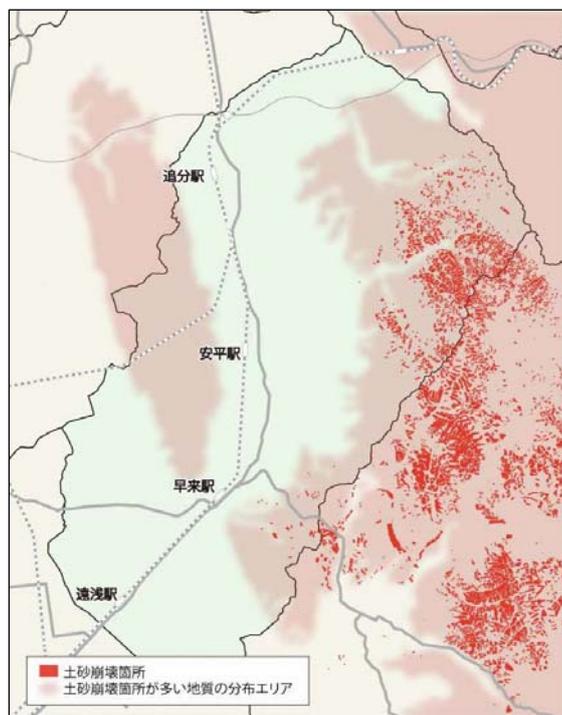


図 災害での土砂崩壊地点と地層分布

今回の地震では市街地でも家屋の被害は数多くあったが、市街地においては地盤そのものが崩壊する危険性は比較的低いものと考えられる。国道 234 号以西にも崩壊の可能性が高い地質が広がるエリアがあるが、当該エリアでは崩壊はなかった。崩壊の危険性は地質だけではなく急傾斜の有無なども関連するため、崩壊の可能性の高い地質が崩壊する箇所ではないと考えられる。



写真 土砂災害の状況

1.4.5. 農林業被害

町の主力産業でもある農業に関して、営農施設などに被害が発生したほか、乳牛の飼育等の対応に困難が生じた。

表 農林業の被害

産業	内容	被害状況
農業	営農施設	215 件
	農協等施設	7 件
	農作物	15ha
	家畜	665 頭 (羽)
	畜産物	118t
林業	林道	林道等の破損
	一般民有林	114 か所 (小班数) 859ha (小班面積) 被害実面積 139ha (人工林 45ha、天然林 93ha、無立木地 1 ha)
	道有林	203 か所 (小班数) 2,031ha (小班面積) 被害実面積 390ha (人工林 158ha、天然林 228ha、無立木地 4 ha)

1.4.6. 避難指示

発災当時の避難勧告・避難指示については、避難勧告 43 世帯、避難指示 81 世帯であったが、危険 (土砂崩れ) 予見の段階で地震の震度や余震の状況、降雨状況等を総合的に判断し、直ちに避難指示を発出した地区もあった。

2020 年 2 月 13 日に斜面の対策工事が完了し、全ての避難指示が解除された。

表 避難指示・避難勧告の状況

	最大 (2018 年 9 月 11 日時点)	
	対象世帯数	対象人数
避難指示	81	149
避難勧告	43	114
合計	124	263



写真 避難指示区域の被害状況

1.4.7. 住民の避難状況

避難所は、追分地区内に6箇所（うち自主避難所2か所）、安平地区内に1箇所、早来地区内に4箇所、遠浅地区内に1箇所が開設された。避難者は、地震翌日の9月7日に最大となり、718名が避難所に身を寄せている。その後、停電の解消が始まる9月8日以降、避難者数は減少し、全ての避難所が閉鎖されたのは11月30日であった。

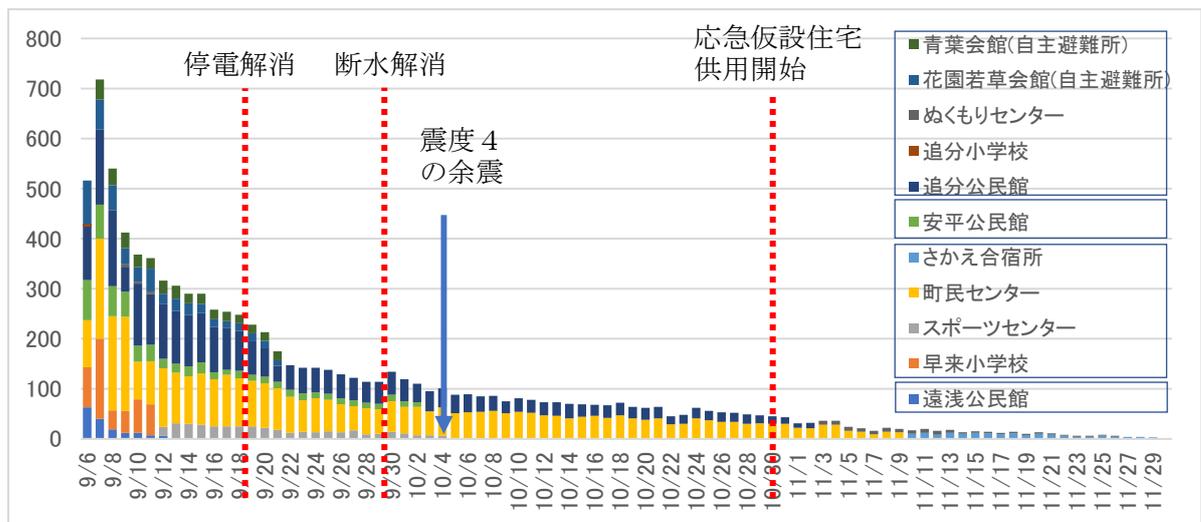


図 開設した避難所の避難者数推移

表 避難所ごとの最大避難者数、開設期間

地区	場所	最大 避難者数	開設期間	備考
遠浅	遠浅公民館	63	9月6日～9月19日	
早来	早来小学校	160	9月6日～9月12日	町民センター等へ集約
	スポーツセンター	31	9月12日～10月5日	町民センターへ集約
	町民センター	200	9月6日～11月10日	さかえ合宿所へ集約
	さかえ合宿所	12	11月10日～11月30日	集約先として開所
安平	安平公民館	80	9月6日～10月3日	町民センターへ集約
追分	追分公民館	152	9月6日～11月3日	ぬくもりセンターへ集約
	追分小学校	5	9月6日～9月7日	避難指示により閉所
	ぬくもりセンター	6	9月9日～9月12日	青葉会館へ集約
		8	11月3日～11月27日	再開設
	花園若草会館 (自主避難所)	87	9月9日～9月22日	追分公民館へ集約
	青葉会館 (自主避難所)	40	9月7日～9月22日	追分公民館へ集約

1.4.8. 応急仮設住宅への入居状況

安平町の建設型応急仮設住宅は、追分地区に13戸、早来地区に17戸を建設し、最多で29世帯が入居した。また、トレーラーハウスとして7台が整備され、最多で7世帯が入居した。さらには、賃貸型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として、町内に16世帯、町外に28世帯が入居し、町外の比率が大きくなっている。公営住宅の一時使用については、47世帯が選択した。

また、追分地区に福祉応急仮設住宅が整備され特別養護老人ホーム「追分陽光苑」の入所者36世帯が入居した。

表 応急仮設住宅等の種類、最多世帯数、最多入居人数

区分		供給戸数	最多世帯数	最多人数	
建設型応急仮設 住宅	プレハブ住宅	追分	13戸	12世帯	26人
		早来	17戸	17世帯	36人
	トレーラーハウス		7台	7世帯	19人
賃貸型応急仮設 住宅	町内	—	16世帯	32人	
	町外	—	28世帯	54人	
公営住宅（一時使用）		—	47世帯	77人	
モバイルハウス		8戸	8世帯	21人	
福祉応急仮設住宅（追分地区）		1か所	36世帯	36人	
合計		—	171世帯	301人	

2. 安平町における災害対応の状況

2.1. 対応の全体像

町が実施した災害対応の状況について、町による記録や各種報告書などを基に時系列で整理を行った。各種計画の欄には町が実施した内容が安平町地域防災計画や安平町復興まちづくり計画のどこに該当する内容かについて示している。なお、各種計画に記載されている内容で数字から始まる項目は地域防災計画第5章災害応急対策計画に該当するものである。

整理した内容は1,600項目程度となり、その中から災害情報や対応に関する意思決定に該当する内容や各種対策の開始と終了に関する内容、繰り返し発生した内容のうちスタートに関する内容について以下に示す。

この結果から災害対応の検証に用いる項目を抽出し、以下の項目について詳細に事実を整理した。

表 災害対応の検証に用いる項目

安平町地域防災計画	第2節 動員計画 第4節 災害広報計画 第5節 避難救出計画 第6節 食糧供給計画 第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画 第9節 給水計画 第10節 医療救護計画 第11節 防疫計画 第12節 廃棄物処理及び環境保全計画 第18節 文教対策計画 第19節 住宅対策計画 第22節 広域応援派遣計画 第23節 自衛隊災害派遣要請計画 第24節 防災ボランティアとの連携計画 第25節 交通応急対策計画 第26節 応急飼料対策計画 第9章第2節 被害者援護計画
安平町復興まちづくり計画	策定経過 基本方針1 住まいと暮らしの再建 基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり 基本方針3 産業と経済の復興 基本方針4 未来へつながる復興

表 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容	各種計画
2018	9	6	03:08	2018年北海道胆振東部地震発生(本震 M6.7)	災害情報
			03:40	災害対策本部 設置	第2章防災組織
			03:50	電話対応、人的被害無し、避難所として学校および公民館を開 設対応。	5 避難救出計画
			04:00	安平公民館開館 避難者数の報告	5 避難救出計画
			04:10	自衛隊より、リエゾン到着	23 自衛隊災害派遣要請計 画
			04:15	追分中学校・追分高校は被害のため避難所として使用できない との報告	5 避難救出計画
			04:18	自衛隊安平駐屯地より2名到着	23 自衛隊災害派遣要請計 画
			04:25	厚真方面に向かう道路にて交通事故1件発生の報告	25 交通応急対策計画
			04:25	町備蓄による避難所給食実施	6 食料供給
			04:44	町営墓地にて墓石被害の確認	被害情報
			04:49	自衛隊災害派遣要請	23 自衛隊災害派遣要請計 画
			05:41	追分中学校 窓ガラス被害の報告	被害情報
			06:08	安平町ホームページの閲覧が不可に	4 災害広報計画
			06:31	グループホーム入所者 安平公民館避難所へ避難	5 避難救出計画
			06:45	早来北進地区 がけ崩れの恐れにより避難指示発出	5 避難救出計画
			07:05	避難呼びかけの町内一斉放送を実施	5 避難救出計画
			07:24	木骨石造建築物 「崩れかけ」のため予防線を張る処置	5 避難救出計画
			07:55	安平・厚真行政事務組合 ごみ収集不可の判断	12 廃棄物処理計画及び環 境保全計画
			07:55	避難呼びかけ一斉放送実施 町内全域(07:55 の他、08:55、 09:55 にも)	5 避難救出計画
			07:59	厚真町方面、安平・厚真行政事務組合事務所までの道が土砂災 害で閉塞の報告	被害情報
			08:10	協定締結先企業に避難物資を要請	22 広域応援派遣計画
			08:18	08:30~09:00の間、みずほダムで緊急放水を行う旨報告	外
			08:25	安平公民館にて応急給水開始	9 給水計画
			08:32	協定締結先企業より飲料水到着(支援物資第1号)	22 広域応援派遣計画
			08:40	各避難所用の発電機、投光機の手配を建設協会会長に依頼	外
			08:59	北海道電力より電力復旧見込み無しとの連絡	外
			09:00	開発局と町建設課のホットライン設置に関する協議	22 広域応援派遣計画
			09:04	N T Tより各避難所に緊急電話提供	5 避難救出計画
			09:30	住宅被害の報告	被害情報
			09:38	各避難所 N T T特殊公衆回線開設の報告	5 避難救出計画
			09:57	災害対策本部 全体会議開始(第1回)	第2章防災組織
			10:11	追分公民館で飲料水配布する旨を周知(防災無線、15分おき2 回)	4 災害広報計画
			10:47	日本赤十字へ食料と毛布の支援を要請	22 広域応援派遣計画
			11:06	工業団地内企業より食料提供の申し出	6 食料供給
			11:08	ソフトバンクより災害用携帯電話提供の連絡	22 広域応援派遣計画
			11:11	町内診療所へ水を輸送	9 給水計画
			11:27	安平・厚真行政事務組合より、北進川、トキサラマップ川河道 閉塞の報告	被害情報
			11:55	公営住宅にて灯油漏れ 建設課で対応	被害情報
			12:00	浄水場運転・送水開始	8 上水道・下水道施設対 策

		12:45	給水車・給水タンクを各公民館に設置	9 給水計画
		12:45	町内企業所有の発電機を町内病院に移送	10 医療救護計画
		13:28	自衛隊、早来小学校にて給水開始	9 給水計画
		14:02	追分地区にて通電の連絡あり	外
		14:27	追分地区にて通電の連絡あり	被害情報
		14:53	住宅被害の報告	被害情報
		14:58	企業より飲料水提供の申し出 18:45 到着	22 広域応援派遣計画
		15:17	防災無線導通を確認	第3章災害情報通信計画
		15:26	早来新栄地区 道路被害の報告	被害情報
		15:32	遠浅公民館および周辺 通電の報告	外
		15:40	日本赤十字 水・毛布の支援を依頼 21:11 到着	22 広域応援派遣計画
		17:35	全体会議 上下水に関する報告	第2章防災組織
		17:35	全体会議 ごみ回収に関する方針の報告	第2章防災組織
		18:19	給水車移動の連絡	9 給水計画
		18:32	公営住宅屋根被害の報告	被害情報
		18:32	公営住宅ガラス被害の報告	被害情報
		18:32	道危機管理課より防災ラジオ 20 個配備の連絡	22 広域応援派遣計画
		19:02	降雨による土砂災害に備え、該当自治会に翌日午前中の避難を要請	5 避難救出計画
		19:40	企業提供携帯充電器 総合庁舎に設置	5 避難救出計画
		19:59	総合庁舎およびその周辺 復電	外
		21:11	日本赤十字支援物資到着（毛布、生活用品等）	22 広域応援派遣計画
		22:24	海上自衛隊からの食料支援到着（おにぎり 10 箱）	23 自衛隊災害派遣要請計画
		22:35	防災無線を使用し町内復電状況の確認実施	外
			町内小中学校 7日までの休校判断	18 文教対策計画
9	7	05:00	水道送水管・配水池の漏水確認を実施	8 上水道・下水道施設対策
		08:53	町民センター停電継続か？	5 避難救出計画
		09:30	配水池、送水管の被害なしを確認、町民センター避難所に向けて給水開始	8 上水道・下水道施設対策
		09:50	安平公民館に避難するグループホーム入所者対応のため、札幌の事業所から職員派遣	5 避難救出計画
		09:54	追分本町 停電状況の報告	4 災害広報計画
		10:10	避難指示 4世帯 8名に発出	5 避難救出計画
		10:43	企業に要請した生米 1.3 t 到着	6 食料供給
		11:16	追分出張所管内における救急等の発生が無いこと 報告	5 避難救出計画
		11:35	自衛隊より 水・食料・簡易トイレ到着 配布班にて分配	23 自衛隊災害派遣要請計画
		12:05	企業より食料の提供 遠浅公民館へ移送	6 食料供給
		12:15	企業より食料多数到着	6 食料供給
		12:17	町民よりポリタンク多数貸与	外
		12:25	沼ノ端スポーツセンターからのボランティア 2名増員	9 給水計画
		12:26	り災証明交付に関する要望	外
		13:08	早来駅物産館・トイレ閉鎖	4 災害広報計画
		13:09	はやきた子ども園より イチゴ提供	6 食料供給
		13:49	伊達市の企業に生活用品を依頼	7 衣料、生活必需品供給
		13:59	早来北進 避難指示追加	5 避難救出計画
		14:54	追分公民館 携帯電話充電設備設置	5 避難救出計画
		15:00	避難勧告発令状況について防災無線で周知	5 避難救出計画
		15:14	安平消防会館 被害報告	被害情報
		15:14	航空自衛隊 食料支援の連絡（道庁経由）	23 自衛隊災害派遣要請計画

			画	
		15:37	北海道防災情報システム不通のため口頭で被害状況を報告	第3章災害情報通信計画
		15:55	総合庁舎にWi-Fi設備設置	第3章災害情報通信計画
		17:10	早来北進「斜面崩れそう」との報告	被害情報
		17:34	道庁経由 航空自衛隊 1000食（おにぎり 850食、レトルト150食） 到着	23自衛隊災害派遣要請計画
		18:00	ラビアにてカレー炊き出し	6食料供給
		18:59	遠浅公民館に氷が大量に到着 飲料水として活用	9給水計画
		19:28	駐在所より、公営住宅住民の安否に関する問合せ	安否確認
		20:00	早来瑞穂 ため池増水による越水の危険性 4世帯9名に	5避難救出計画
		20:52	NTT来訪 衛星電話の各避難所設置状況について報告	5避難救出計画
			追分小学校 避難所閉所	5避難救出計画
			戸籍窓口を開く	BCP
			町議会議員の安否確認が完了する	外
9	8	05:44	町民センター 水道復旧確認	8上水道・下水道施設対策
		07:57	急病人搬送情報	5避難救出計画
		08:00	避難勧告一部解除	5避難救出計画
		08:10	早来小学校避難所より町内病院へ 公用車で搬送	5避難救出計画
		08:23	町内企業より 食料支援	5食料供給
		09:17	遠浅公民館 三笠市からの給水車配置	22広域応援派遣計画
		09:22	ドコモ 電波復旧	第3章災害情報通信計画
		09:45	道営住宅の入居のたためり災証明が必要との問合せ多数	第9章災害復旧・被災者援護計画
		10:13	避難していたケアハウス入所者 移動完了	5避難救出計画
		10:27	安平公民館 日本赤十字が健康観察	5避難救出計画
		10:39	総合支所 水道復旧	8上水道・下水道施設対策
		10:39	旭川市・苫小牧市からの給水車 早来小学校・町民センターに配置	22広域応援派遣計画
		12:17	海上自衛隊医療編成リエゾン 来訪	23自衛隊災害派遣要請計画
		12:30	日水協による漏水調査開始	22広域応援派遣計画
		13:16	10日より大師ヶ丘公園にて家庭ごみの自己搬入受付 を決定	12廃棄物処理計画及び環境保全計画
		13:25	安平公民館に電力車 到着	5避難救出計画
		13:54	ドコモ衛星電話 各避難所に設置	5避難救出計画
		14:00	安平町災害ボランティアセンター開設	24災害ボランティアとの連携計画
		14:20	企業より 水・食料・物資支援の到着	6食料供給
		14:35	町民センターの電気設備被害甚大のため、修理依頼	被害情報
		15:27	入浴支援の日時確定	23自衛隊災害派遣要請計画
		15:50	リズム学園より水 2000l到着	9給水計画
		16:03	負傷者搬送の報告	5避難救出計画
		16:26	企業よりウォーターサーバー提供	9給水計画
		17:01	企業より飲料到着	9給水計画
		17:54	企業より飲料水、清掃用品等到着	7衣料、生活必需品供給
		18:27	復電に関する問合せ	4災害広報計画
		18:27	苫小牧市より、自衛隊が軽油2kl搬入との連絡	23自衛隊災害派遣要請計画
		19:03	町業務用WEBシステム復旧（夕方から普通）	第3章災害情報通信計画
		19:20	業務委託先職員が誤情報拡散の事判明し指導を行う	外

		19:49	町内ガソリンスタンド 残量報告と公用車への優先給油の申し出	外
		20:41	安平町ホームページ復旧	4 災害広報計画
		22:47	安平町ホームページにお知らせを掲載 ユーチューブ動画を掲載	4 災害広報計画
			応急危険度判定開始（一部地区）	第6章地震災害対策計画
			このころから生ごみの回収を行う	12 廃棄物処理計画及び環境保全計画
			この日から災害ボランティアセンター、避難所でニーズ調査	24 災害ボランティアとの連携計画
9	9	00:20	道路等危険個所に異常ないことを報告	被害情報
		08:03	「子ども達の心に震災の傷を残さないために」をホームページに掲載	10 医療救護計画
		08:10	連絡会議	第2章防災組織
		09:14	岩手町からの食料支援 苫小牧港へ到着	6 食料供給
		09:20	避難所アスベスト調査開始	第6章地震災害対策計画
		10:17	負傷者情報	5 避難救出計画
		10:39	追分花園若草会館に給水車到着 ホームページに掲載	4 災害広報計画
		11:43	ペット関連の相談の申し出	外
		11:54	追分本町 避難指示発令	5 避難救出計画
		12:00	日水協による漏水調査	22 広域応援派遣計画
		12:01	「いぶき」避難所 開設	5 避難救出計画
		12:07	追分公民館 救急搬送要請	5 避難救出計画
		12:45	臨空工業団地のあびらネット状況調査を依頼	5 災害広報計画
		15:00	安倍晋三総理大臣、高橋はるみ知事 視察来訪	4 災害広報計画
		15:14	臨空工業団地あびらネット状況報告	4 災害広報計画
			12日までの学校休校判断（断水による）	18 文教対策計画
9	10	08:40	ホームタンク転倒の通報	外
		09:31	静岡県小山町 ふるさと納税代理寄付の申し出	22 広域応援派遣計画
		09:31	企業より 飲料水提供	9 給水計画
		13:37	早来守田地区住民来訪 早期の住宅供給を要請	19 住宅対策計画
		13:44	ゼンリンから住宅地図システムを提供	22 広域応援派遣計画
		16:00	避難所移動先をスポーツセンターへ変更	5 避難救出計画
			り災証明に係る市町村職員向け説明会 札幌にて実施 新潟大学田村教授 富山大学井ノ口准教授による全棟全戸調査の提案 町長 全棟全戸調査実施の判断	第9章災害復旧・被災者援護計画
			緊急校長・教頭会議実施 学校再開方針指示	18 文教対策計画
9	11	08:20	遠浅公民館避難所にてごみ回収に関する苦情	5 避難救出計画
		16:00	早来緑丘 早来守田 避難勧告発令	5 避難救出計画
			早来中学校の授業再開について 町民センターにて準備	18 文教対策計画
9	12	14:00	追分ぬくもりセンター避難所 閉鎖	5 避難救出計画
		19:03	北海道防災情報システム報告	第3章災害情報通信計画
			道がスクールカウンセラー 町内小中高に派遣	10 医療救護計画
9	13	07:08	支援物資配布の旨 ホームページ・データ放送に掲載	5 避難救出計画
		09:00	あびらチャンネル 震災特別番組にて再開	4 災害広報計画
		11:00	避難勧告解除 一部地区	5 避難救出計画
		14:00	石井啓一国土交通大臣 視察来訪	4 災害広報計画
		20:40	り災証明 システム導入に伴う情報インフラ整備	第9章災害復旧・被災者援護計画
			あそびのひろば開設	復1住まい暮らしの再建
			この日よりあびらチャンネルにて朝の連絡会議の様子を放送する	4 災害広報計画

			授業再開（追分中学校・追分小学校・早来小学校・遠浅小学校）	18 文教対策計画
			早来中学校引越し（町民センターへ）	18 文教対策計画
9	14	12:00	早来小学校より、ごみ片付け対応の要望	24 災害ボランティアとの連携計画
		16:15	北海道防災情報システム 避難指示解除の入力	第3章災害情報通信計画
			家屋被害認定調査はじまる（全戸調査）	第9章災害復旧・被災者援護計画
			第1次り災証明住家被害認定調査開始	第9章災害復旧・被災者援護計画
			授業再開（早来中学校・遠浅小学校）	18 文教対策計画
9	15		この日から災害ボランティアセンター、全戸訪問調査	24 災害ボランティアとの連携計画
9	16	10:50	農地被害の報告	被害情報
9	17	14:30	内閣府視察についての連絡	4 災害広報計画
			被災者再建支援法適用	復興計画
9	18	17:10	停電復旧 100%	外
		19:15	安平公民館移動水洗トイレ撤去完了の報告	5 避難救出計画
			第1期応急仮設住宅建設戸数決定（報道発表）	19 住宅対策計画
			全学校通常授業再開（給食は学校給食センター部分再開）	18 文教対策計画
9	19	15:05	町民センター燃料配送完了	5 避難救出計画
		22:00	遠浅公民館避難所 閉鎖	5 避難救出計画
9	20	17:00	避難指示・避難勧告一部解除	5 避難救出計画
9	21	07:50	町民センター燃料残量少 自衛隊に配送を依頼	5 避難救出計画
		14:30	道より職員派遣の段取りに関する問合せ	22 広域応援派遣計画
9	23	09:00	追分公民館にて応急仮設住宅説明会 参加者約 100 名	19 住宅対策計画
		13:00	町民センターにて応急仮設住宅説明会 参加者約 120 名	19 住宅対策計画
9	24		「激甚災害」指定の閣議決定	災害情報
9	25		第1期応急仮設住宅着工	19 住宅対策計画
9	26	08:00	避難指示・避難勧告一部解除	5 避難救出計画
9	27	14:00	北海道電力 電源車引き上げ了承	5 避難救出計画
9	28	11:45	遠浅公民館館長 台風接近のため避難所開設準備の報告	5 避難救出計画
		17:00	台風 24 号接近に伴う第1非常配備	第2章防災組織
9	29		水道完全復旧	8 上水道・下水道施設対策
9	30		応急仮設住宅仮申し込み受け付け開始（保健センター、総合支所）	19 住宅対策計画
			り災証明書の交付開始	第9章災害復旧・被災者援護計画
10	1	10:00	台風 24 号接近に伴う第1非常配備解除	第3章災害情報通信計画
		14:30	ボーリング調査地域における地権者・住民周知完了	外
		16:00	ヤマト運輸 物資輸送に関する災害協定締結の要望	22 広域応援派遣計画
			遠浅公民館 再開	外
10	3	14:30	安平公民館避難所 閉所	5 避難救出計画
10	4	10:00	避難指示解除（一部）	5 避難救出計画
		15:00	復興支援室にかかる緊急庁内会議	復興計画
			ヤマト運輸による物資輸送開始	22 広域応援派遣計画
10	5	08:58	08:58 頃、震度 4 の地震発生 町内異常なし	災害情報
		11:00	避難指示区域変更	5 避難救出計画
		15:00	スポーツセンター避難所 閉鎖	5 避難救出計画
			自衛隊入浴支援部隊 終了	23 自衛隊災害派遣要請計画
			第1次り災証明住家被害認定調査が終了（住家 3,158 棟、非住	第9章災害復旧・被災者

		家 4,055 棟)	援護計画	
10	10	復興推進本部(復興まちづくり計画室、復興・生活再建支援室)設置	復興計画	
		第1回 復興推進本部会議	災害情報	
		り災証明特設会場終了(～10/10)	第9章災害復旧・被災者援護計画	
		復興・生活再建支援室 設置	復興計画	
		り災証明の集中交付期間終了(以降、早来総合庁舎税務住民課および追分総合支所住民サービス課で交付)	第9章災害復旧・被災者援護計画	
10	11	第2期応急仮設住宅の正式要望	19 住宅対策計画	
10	12	福祉応急仮設住宅の建設を検討(報道発表)	19 住宅対策計画	
		k i n t o n e、被災者台帳システム運用開始	第9章災害復旧・被災者援護計画	
10	15	セブンイレブンジャパン給食支援開始(夕食)	6 食料供給	
10	16	早来中学校の復旧について、義務教育学校の建設が現実的との協議	18 文教対策計画	
10	18	高齢世帯安否確認・ニーズ訪問調査	24 災害ボランティアとの連携計画	
10	19	第2期応急仮設住宅着工	19 住宅対策計画	
10	22	安平公民館 再開	他	
10	31	第1期応急仮設住宅の鍵受け渡し	19 住宅対策計画	
11	1	復興特別委員会 設置	外	
		安平町スポーツセンター 再開	外	
11	3	追分公民館避難所 めくもりセンターへ集約	5 避難救出計画	
		追分公民館避難所 めくもりセンターへ集約	5 避難救出計画	
11	4	追分公民館 再開	他	
11	5	震災後のはじめての町政懇談会 開催	復興計画	
11	6	安平町復興ボランティアセンター 設立	復興計画	
11	10	早来訪民センター避難所 さかえ合宿所へ集約	5 避難救出計画	
		被災宅地復興に向けた住民説明会 追分公民館にて開催	19 住宅対策計画	
11	14	19:07 余震発生 最大震度4(早来4、追分3)	災害情報	
		19:10 余震による第1非常配備	第2章防災組織	
		21:06 振興局より非常配備解除の連絡 役場も第1非常配備解除	4 災害広報計画	
11	21	第2期応急仮設住宅の鍵受け渡し	19 住宅対策計画	
11	27	13:30 めくもりセンター避難所 閉鎖	5 避難救出計画	
11	30	10:00 さかえ合宿所 避難所撤収作業 完了	5 避難救出計画	
		17:30 ヤマト運輸 物資輸送業務終了	22 広域応援派遣計画	
12	17	08:30 避難指示解除(一部)	5 避難救出計画	
12	21	追分小学校 追分小学校校舎へ引っ越し	復1住まい暮らしの再建	
12	22	ハシゴ酒忘年会!～In 追分～(復興ボランティアセンター)	復4未来へつながる復興	
12	26	災害義援金・災害見舞金の安平町配分額を変更いたします ホームページに掲載	4 災害広報計画	
2019	1	4 早来中学校 町民センターから仮設校舎へ引っ越し	18 文教対策計画	
	1	15 早来中学校 仮設校舎始業式	18 文教対策計画	
	1	21 追分小学校 既存校舎で授業再開	18 文教対策計画	
	1	22 早来公民館(町民センター)再開	外	
	1	23 胆振東部地震により被災した町内商工事業者に対する災害見舞金 支給	復3産業と経済の復興	
	1	30 このころ、大師ヶ丘の災害ごみを搬出完了し、解体ごみの搬入スペースを確保	12 廃棄物処理計画及び環境保全計画	
	2	21	21:22 地震発生(追分震度5強、早来5弱)	災害情報
		21:32 総務課長より第3配備指示	第3章災害情報通信計画	

		21:35	職員招集メール配信	第3章災害情報通信計画
		21:46	自衛隊L0出発	23自衛隊災害派遣要請計画
		21:48	追分公民館避難所開設について総合支所へ指示	5避難救出計画
		21:50	安平、早来、遠浅各避難所 健康福祉課職員配置	第3章災害情報通信計画
		22:15	追分公民館避難所受け入れ準備完了の連絡	5避難救出計画
		22:36	商工会より被害報告	4災害広報計画
		22:42	総務課長より 23:27 で異常なければ第3非常配備→第2とする方針指示	第3章災害情報通信計画
		23:01	自衛隊1個中隊自主派遣 00:00 到着予定。大型3両人員50名	23自衛隊災害派遣要請計画
		23:02	情報整理のため会議 23:30 避難所閉鎖予定とする	5避難救出計画
		23:05	第2非常配備に引き下げ、自宅待機	第3章災害情報通信計画
		23:30	遠浅公民館 避難所閉鎖確認	5避難救出計画
		23:35	安平公民館 避難所閉鎖確認	5避難救出計画
		23:35	町民センター避難所閉鎖確認	5避難救出計画
		23:52	01:00 第1非常配備へ縮小方針	第3章災害情報通信計画
		23:55	追分公民館 避難所閉鎖確認	5避難救出計画
2	22	01:00	第1非常配備へ縮小、総合支所閉鎖	第2章防災組織
		08:30	朝の連絡会議開始	第3章災害情報通信計画
		08:55	自主派遣自衛隊撤収	23自衛隊災害派遣要請計画
		10:45	北電より。22日09:40「特別非常態勢」から「警戒態勢」へ移行、現在停電なし。	外
		12:00	気象庁撤収	災害情報
		13:50	あびらチャンネル通常放送へ切り替え	4災害広報計画
		14:58	下水道G 浄化センター被害報告	4災害広報計画
2	25	13:00	北進単身者住宅 避難指示解除（建て替えのため）	5避難救出計画
3	4	13:00	避難指示・避難勧告一部解除（解体のため）	5避難救出計画
3	12		8,000人の笑顔プロジェクト活動報告会（復興ボランティアセンター）	復4未来へつながる復興
3	20		震災後初の自主防災組織認定書交付式（遠浅酪農自治会）	復2災害につよいまち・ひとづくり
4	1		循環バス運行開始	復4未来へつながる復興
4	4		ヤフー株式会社と防災協定締結	復2災害につよいまち・ひとづくり
4	8		2019年度コミュニティ復興支援事業の募集	復2災害につよいまち・ひとづくり
4	9		あびら復興加速実行委員会設立（安平観光協会、復興ボランティアセンター）	復3産業と経済の復興
4	19		道の駅あびらD51ステーションオープン	復3産業と経済の復興
4	22		北進会館公園 廃止	復2災害につよいまち・ひとづくり
4	30	02:25	震度4 震源十勝地方南部	災害情報
		02:57	第1非常配備の職員動員一斉メール配信	第2章防災組織
		04:16	第1非常配備解除	第2章防災組織
6	10		カイトク事業説明会（いぶき）	復4未来へつながる復興
6	14		2019年度第1回未来創生委員会 町民意向調査結果概要について	復興計画
6	30		災害義援金の安平町配分額の変更について	復1住まい暮らしの再建
7	26		防災キャンプ（遠浅公民館）実施	復2災害につよいまち・ひとづくり
7	28		おいわけ遊び場O!e n（おーえん）隊開催	復1住まい暮らしの再建

	8	5		町民まちづくり懇談会 町内4地区(追分・安平・早来・遠浅) 計46名	復興計画
	8	9		防災キャンプ(安平公民館)実施	復2災害につよいまち・ひとづくり
	9	6		胆振東部地震安平町復興祈念式典・防災訓練	復2災害につよいまち・ひとづくり
	10	18	08:30	避難指示解除(一部)	5避難救出計画
	10	21		第14回復興推進本部会議 復興まちづくり計画(案)について	復興計画
	10	23		安平町立早来中学校再建事業基本計画の公表	復1住まい暮らしの再建
	11	2		NPO法人コメリ災害対策センターと物資供給に関する協定締結	復2災害につよいまち・ひとづくり
	11	11		町政懇談会 町内4地区(追分・安平・早来・遠浅) 計43名	復興計画
	11	16		ENTRANCEがオープン	復3産業と経済の復興
	11	22	08:30	早来北進地区のすべての避難指示が解除	5避難救出計画
	12	19	08:30	避難指示解除(一部)	5避難救出計画
				2019年第13回安平町議会定例会 復興まちづくり計画 決定	復興計画
	12	26		安平公民館冬期防災キャンプ 実施	復2災害につよいまち・ひとづくり
2020	1	15		安平町被災者住み替え支援金の申請受付開始	復1住まい暮らしの再建
	1	29		第1回住まいの再建相談会の開催	復1住まい暮らしの再建
	2	5		地震被災の墓石修理等見舞金支給の申請受付開始	復1住まい暮らしの再建
	2	13	08:30	追分柏が丘地区のすべての避難指示が解除	5避難救出計画
	2	25		第2回住まいの再建相談会の開催	復1住まい暮らしの再建
	3	25		第3回住まいの再建相談会の開催	復1住まい暮らしの再建
	4	25		道の駅あびらD51ステーション1周年「ありがとう感謝祭」	復3産業と経済の復興
	4	29		ときわ公園パークゴルフ場・キャンプ場パークゴルフ場 オープン	復1住まい暮らしの再建
	5	6		安平町ときわ球場利用再開	復1住まい暮らしの再建
	5	25		第4回住まいの再建相談会 開催	復1住まい暮らしの再建
	6	16		第5回住まいの再建相談会 開催	復1住まい暮らしの再建
	9	1		防災訓練 実施(シェイクアウト・自主防災会情報伝達・避難所開設)	第4章災害予防計画
	11	9		町政懇談会 開催～12日	復興計画
2021	3	1		町・ヤマト運輸「災害協定」「包括連携協定」締結	復2災害につよいまち・ひとづくり
	3	31	17:15	2021/3/31 17:15 閉庁をもって災害対策本部解散	第3章災害情報通信計画
				3町記録誌発刊	復4未来へつながる復興

2.2. 地域防災計画における災害応急対策等の分類による対応状況

2.2.1. 第2節 動員計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第2節 動員計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 動員計画における業務の概要

項目	主な内容
平常勤務時の伝達系統	
休日又は退庁後の伝達系統	①休日又は退庁後の伝達系統
職員の非常登庁	②職員の非常登庁
配備体制確立の報告	③配備体制確立の報告
消防機関に対する伝達	④消防機関に対する伝達
各部別の動員要請	⑤各部別の動員要請

(2) 主要な業務対応

① 休日又は退庁後の伝達系統

本項目については、発災から25分後に職員動員の一斉メール配信がなされた。また、上司から連絡を受け、参集した職員もいた（職員アンケートより）。

② 職員の非常登庁

本項目については、発災から30分後に、90%程度の管理職・主事技師クラスが総合庁舎または総合支所に登庁し、1時間以内には職員全体の参集率が90%を超えていた。なお、参集先の違いによる参集時間に大きな違いはない。参集の必要性を判断した理由として、「自発的参集」が最も多く、次いで「地域防災計画に従って」と回答した職員が多い（職員アンケートより）。

各部署別の動員体制では、参集場所は職員居住地に近い庁舎を基本とすることが規定されており（地域防災計画別冊4 気象警報発表時における安平町職員初動マニュアルより）、各部の班体制ではなく居住地最寄りの庁舎に出勤し、そのまま災害対応業務に移行した。多くの職員は、直属の上司から指示を受け業務を遂行していたが、直属以外の上司から指示を受けた職員もいた（職員アンケートより）。

町では、発災から32分後に第3非常配備体制がとられるとともに、災害対策本部が設置された。災害対策本部の全体会議は、9時57分に第1回が開催され、それ以降は夕方と朝の定時開催に移行し、9月28日まで開催された。なお、第3非常配備体制解除の記録は残されていない。

2018年10月1日には台風、2018年11月14日、2019年2月21日および4月30日には余震により第1非常配備の指示がなされた。

③ 配備体制の報告

配備体制の報告については、指示経緯および継続は不明であるものの、発災から1時間後に総合支所から総合庁舎へ職員の参集状況の報告がされていた。また、この時点で総合支所への参集はほぼ完了していた。その他、各部長から職員配備の報告を災害対策本部長へ行うこととされているが、報告の記録は残されていない。

④ 消防機関に対する伝達

消防機関に対する伝達については、災害対策本部から消防署安平支署に対し、災害対策本部を設置した旨の伝達記録は残されていない。なお、安平支署長が役場の災害対策本部に常駐し、役場との連携体制を構築していた（団体ヒアリングより）。

⑤ 各部署別の動員体制

災害対応の変化に伴い、総合庁舎からの指示により発災1週間後程度で本来の勤務地に戻ることとなった（職員ヒアリングより）。

連絡会議等は総務課のスペースで開催され、その場に災害対策本部員、リエゾン、支援団体の関係者が集まって実施された（職員ヒアリング、あびらチャンネルより）。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	03:33	職員動員の一斉メール 配信
			03:40	災害対策本部 設置（第3非常配備）
			04:05	総合支所より、総合支所登庁者の報告
			09:57	災害対策本部 全体会議開始（第1回）
			13:19	町民センターにて対応職員不足の連絡
			17:35	全体会議 上下水に関する報告
			17:35	全体会議 ごみ回収に関する方針の報告
			9	7
	13:07	ドコモ移動基地局 13時到着 駐車場設置 半径1km		
	16:30	庁内会議		
	9	8	07:00	庁内会議
			16:30	連絡会議
	9	9	08:10	連絡会議
	9	10	08:30	全体会議 17時に実施することを決定
			11:20	安平・厚真行政事務組合 臨時事務所開設
			17:00	全体会議
	9	12	17:00	連絡会議
	9	13	17:00	連絡会議
	9	14	08:30	連絡会議
	9	15	08:30	連絡会議
9	16	08:30	連絡会議	

		17:00	連絡会議	
9	17	08:30	連絡会議	
9	18	08:30	連絡会議	
9	19	08:30	連絡会議	
9	20	08:30	連絡会議	
		17:00	連絡会議	
9	21	08:30	連絡会議	
9	23	08:30	連絡会議	
		17:00	連絡会議	
9	24	08:30	連絡会議	
		17:30	連絡会議	
9	25	08:30	連絡会議	
		17:00	連絡会議	
9	26	08:30	連絡会議	
		17:00	連絡会議	
9	27	08:30	連絡会議	
		17:00	連絡会議	
9	28	08:30	連絡会議	
		17:00	台風 24 号接近に伴う第 1 非常配備	
10	1	08:30	連絡会議	
		10:00	台風 24 号接近に伴う第 1 非常配備解除	
10	5	17:00	台風 25 号に伴う連絡会議	
11	14	19:10	余震による第 1 非常配備	
2019	2	21	21:22	地震発生（追分震度 5 強、早来 5 弱）
			21:32	総務課長より第 3 非常配備指示
			21:35	職員招集メール配信
			22:42	総務課長より 23:27 で異常なければ第 3 非常配備→第 2 とする方針指示
			23:05	第 2 非常配備に引き下げ、自宅待機
			23:52	01:00 第 1 非常配備へ縮小方針
	2	22	01:00	第 1 非常配備へ縮小、総合支所閉鎖
			08:30	朝の連絡会議開始 ～08:40
			08:30	連絡会議 気象台 胆振東部地震の関連、今週末週気温が高い、土砂災害・雪崩に注意してほしい
	4	30	02:57	第 1 非常配備メール送信
			04:16	メールにて解除通知、各課を回る
			04:16	第 1 非常配備解除
	2021	3	31	17:15

(4) 関連データ等

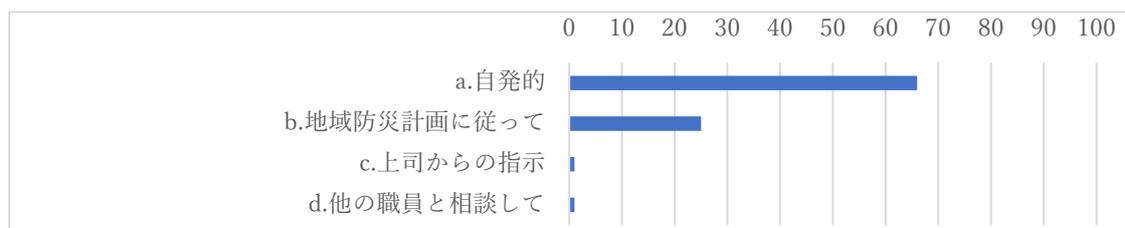


図 参集の必要性を判断した理由 (回答数 93 人)

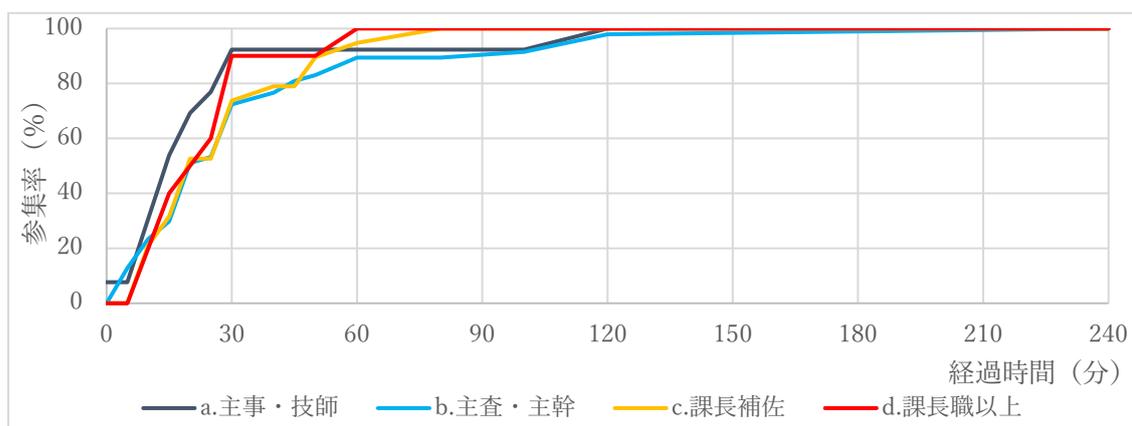


図 職位別の参加状況

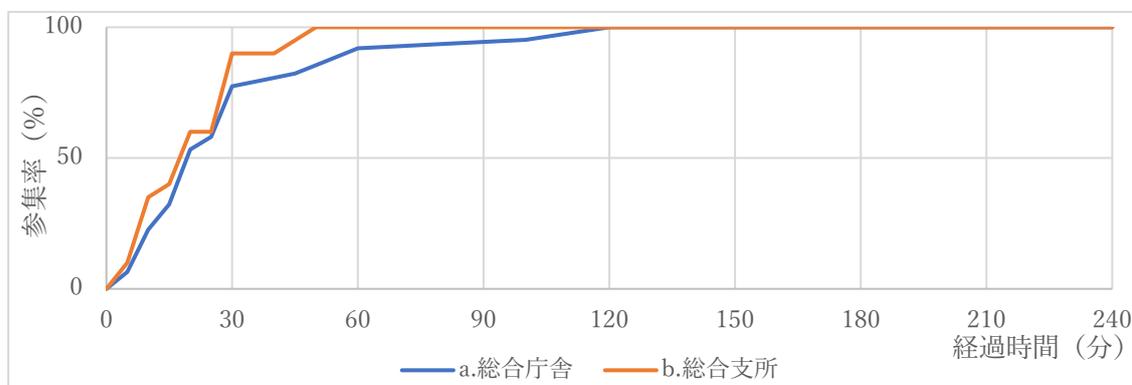


図 参加先ごとの参加状況

表 地震発生当日の指揮命令系統

(回答数 81人)

	主事・ 技師	主査・ 主幹	課長補佐	課長職以上	無回答	総計
総合庁舎計	9	34	12	6	1	62
a. 直属上司から指示をうけていた	3	10	6	3	1	23
b. 直属上司以外からの指示系統だったが、一本化はされていた	1	5	3			9
c. 複数の系統から指示をうけた	1	3	1			5
d. 指示系統がはっきりしなかった	3	12	1	1		17
e. 独自判断で行った		1	1	2		4
f. その他	1	3				4
総合支所計	2	7	5	4	1	19
a. 直属上司から指示をうけていた	1	1			1	1
b. 直属上司以外からの指示系統だったが、一本化はされていた		3	2			5
c. 複数の系統から指示をうけた		2				2
d. 指示系統がはっきりしなかった	1	1	1	2		5
e. 独自判断で行った				2		2
f. その他			2			2

2.2.2. 第3節 他機関に対する応援出動計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第3節 応援出動計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 応援出動計画における業務の概要

項目	主な内容
北海道および他市町村等に対する要請	要請の決定 応援要請 要請の手続き 職員派遣のあっせん（第22節において記載）
自衛隊に対する要請	自衛隊に対する要請（第23節において記載）

(2) 主要な業務対応

本項目に示される主な業務対応は、リエゾン派遣やプッシュ型応援が中心となっており、詳細については、第22節および第23節に記載する。

2.2.3. 第4節 災害広報計画

(1) 業務の概要

地域防災計画 第5章第4節 災害広報計画に記載されていた業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 災害広報計画における業務の概要

項目	主な内容
災害情報等の収集	①災害現場の取材、報道機関等の取材、その他職員派遣による資料の収集 ②一般住民、被災者の意見、要望、相談等の広聴、反映
災害情報等の発表 および広報の方法	③報道機関に対する情報発表 ④一般住民に対する広報
北海道および関係機関等 に対する情報の提供	⑤関連機関、団体等への情報提供と災害実態の周知
庁内連絡	⑥災害情報、被害状況の推移の本部内共有

(2) 主な業務対応

① 災害現場の取材、報道機関等の取材、その他職員派遣による資料の収集

町では、災害直後に、災害現場の写真撮影等を行った。また、9月12日には、災害記録として自衛隊ヘリコプターに同乗しての空撮映像を記録した。

② 一般住民、被災者の意見、要望、相談等の広聴、反映

町では、発災後、住民や庁内各部署から多くの被害等報告をうけた。それら情報については、時刻、内容を記録した。加えて、発災2か月後の11月5日より町政懇談会を実施し、住民意見の聴取を図った。

③ 報道機関に対する情報発表

報道機関から町への問い合わせが殺到し、電話対応、窓口対応に追われる職員が存在した。総合庁舎では、掲示板を利用した報道機関向け情報発信を行い、窓口負担軽減を試みた。また、来庁するマスコミの窓口となる職員の配置や、定例の全体会議にマスコミを入れることで、他の職員のマスコミ対応負担の軽減と、情報の錯綜の防止が図られた（職員ヒアリングより）。

また、一部の避難所では報道機関が避難者の撮影を勝手に行うなど取材マナーをめぐるトラブルが発生した（職員ヒアリングより）。

④ 一般住民に対する広報

町では、防災行政無線、広報車の他、広報紙、Web ページ、「あびらチャンネル」などを活用し、一般住民への広報にあたった。

発災当日には、防災行政無線を使用し、避難所の開設状況の周知を行った。このほか、応急給水や食料の配給、物資の配布などについて防災無線を用いた周知を行った。防災無線を補完する情報伝達手段としては、広報車を活用した。活動にあたっては、消防、自衛隊、北海道から支援を受けた。

毎月発行している広報紙「広報あびら」は発災後、発行を一時中止し、広報あびら号外を10号にわたって発行した。広報あびら号外は、当初は災害ボランティアセンター等の支援を受け全戸配布を行い、5号（10月7日発行）からは各避難所、公民館等における配布を行った。

町の地上デジタル放送エリア放送局である「あびらチャンネル」では、発災当初よりデータ放送を活用し、町ホームページと連動する形で災害情報を発信したほか、9月13日からは、前日朝の災害対策本部全体会議の様態を放送し、インフラ復旧状況や町の各種対応状況を周知するようにした。避難所においてもあびらチャンネルを放映し、避難者への情報発信手段とした。一方で、停電下における視聴が難しいと感じる住民の声も聞かれた（団体ヒアリングより）。

⑤ 関連機関、団体等への情報提供と災害実態の周知

北海道に対する情報提供は、北海道防災情報システムに被害情報等を入力することにより行った。発災後の9月7日に、北海道防災情報システムへの通信が一時不通となったため、口頭報告を行った。他行政機関等への周知も実施した。

⑥ 災害情報、被害状況の推移の本部内共有

総合庁舎、総合支所では、ホワイトボードを使用した庁内情報共有を行った。

町内情報基盤システムについては、システム運用者に対し、通常夜間に行われるシステム停止を取りやめるよう要請した。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	時刻	内容
2018	9	6	03:33	追分花園地区で「水があふれている」との報告
			03:43	町内特別養護老人ホームで火災発生の可能性ありとの報告 (のちに火災の発生が無いことを確認)
			04:00	建築物被害の報告
			04:05	町内住宅 倒壊の報告
			04:05	町指定文化財石造建築物 2階部分「無し」との報告
			04:28	追分地区にて漏水多数発生との報告
			04:40	町道陥没し自動車パンクとの報告
			04:44	町営墓地にて墓石被害の確認
			05:02	早来緑丘地区 自治会より安否確認の報告
			05:08	町内ガス臭の消防確認 問題なしとの報告
			05:22	(厚真町吉野地区にて大規模土砂崩れの情報)
			05:29	「墓石の8割が倒壊」との報告
			05:31	早来新栄地区より水道被害の報告
			05:41	追分中学校 窓ガラス被害の報告
			05:41	早来緑丘 道路被害の報告
			05:42	町内グループホームより灯油漏れの通報
			05:55	建設課、早来緑丘 道路路肩崩壊のおそれを報告
			06:07	道道千歳鶴川線の土砂災害を報告
			06:08	安平町ホームページの閲覧が不可に
			06:45	振興局より、道職員派遣の報告
			06:50	自治会より、道路陥没の報告
			07:31	「牛乳パイプ」被害の報告多数
			07:46	安平地区 ガス漏れの報告
			07:59	厚真町方面 安平・厚真行政事務組合事務所までの道が土砂災害で閉塞の報告
			08:07	早来地区 電線たるみの報告
			09:30	住宅被害の報告
			10:08	みずほ館体育館 ガラス割れ被害の報告
			10:08	旧栄町保育園 ガラス割れ、壁はがれ被害の報告
			10:11	追分公民館で飲料水配布する旨を周知 (防災無線、15分おき2回)
			10:40	はだしの広場を北海道の防災ヘリ到着場所として使用する旨住民周知 (防災無線)
			10:50	空き家倒壊の報告
			11:27	安平・厚真行政事務組合より 北進川、トキサラマップ川河道閉塞の報告
			11:27	安平・厚真行政事務組合より 大規模地すべりより浄水場からの水道管流出の報告
			11:55	煙突被害の報告
			11:55	公営住宅にて灯油漏れ 建設課で対応
			12:37	住宅被害の報告
			13:04	構造物被害の報告
			13:05	電線断線の報告
			13:41	防災無線にて避難所開設の周知 (再度)
			13:59	電線断線の報告
			14:13	公営住宅住民より建物異音の報告
			14:20	自衛隊・建設課による孤立集落安否確認
			14:27	追分地区にて通電の連絡
			14:53	住宅被害の報告
			15:02	旧牛舎倒壊の報告
			15:26	早来新栄地区 道路被害の報告
			16:25	追分地区 支援物資配給の周知実施 (5回実施)
			16:59	電線断線の報告
			18:32	公営住宅 屋根被害の報告

		18:32	公営住宅 ガラス被害の報告
		21:31	苫小牧警察署による安否確認
		21:36	住宅・商店被害の報告
			町民プール 設備被害のため利用停止
	7	07:45	住宅被害の報告
		09:20	住宅被害の報告
		09:53	斜面亀裂の通報
		09:54	追分本町 停電状況の報告
		10:28	住宅被害の報告
		10:58	住宅被害の報告（2件）
		11:07	防災無線および自衛隊、消防の広報車を使用した避難勧告発令周知を計画
		11:50	自民党 橋本聖子議員 来訪
		12:45	空き家被害の報告
		13:08	早来駅物産館・トイレ閉鎖の報告
		14:21	安否確認情報
		15:14	安平消防会館 被害報告
		17:10	建築物被害情報
		17:10	斜面「崩れそう」との報告
		17:51	ときわ野球場 液状化現象の報告
	8	07:58	消防サイレン被害の報告
		08:34	町内牧場より農業用水不足の連絡
		08:41	「あびらネット」通信線被害の報告
		17:10	建築物被害仮復旧の報告
		18:27	復電に関する問合せ
		20:41	安平町ホームページ復旧
		22:47	安平町ホームページにお知らせを掲載 ユーチューブ動画を掲載
			早来、追分中学校、追分小学校 応急危険度判定結果の報告
	9	00:20	道路等危険個所に異常ないことを報告
		07:14	入浴支援の情報をホームページに掲載
		09:36	避難所における食料配給について防災無線にて周知
		09:45	食料配給についての情報をホームページに掲載
		10:26	ごみの処理に関する情報をホームページに掲載
		10:39	給水車到着の情報 ホームページに掲載
		10:46	住宅被害の報告
		11:38	正午からの給水実施に関する情報をホームページに掲載
		14:45	データ放送の避難所を現在の開設避難所にあわせて変更
		15:00	安倍晋三総理大臣、高橋はるみ知事 視察来訪
		15:14	臨空工業団地あびらネット状況報告
		23:15	追分地区の危険箇所、避難所に異常ないこと報告
	10	07:55	電柱・斜面被害の報告
		11:22	町内グループホームより灯油漏れの通報
		13:15	町内各地における灯油漏れ情報報告
		16:28	地盤被害の報告
		16:38	地盤被害の報告
	11	10:50	あびらチャンネル 通常番組停止
		10:57	電信線被害の報告
	12	10:00	牧野経済産業局長来訪
		13:55	防災無線 物資等配給の周知
			町長、町職員、自衛隊ヘリコプターに搭乗し上空より被害状況の視察を実施
	13	09:00	あびらチャンネル 震災特別番組放送開始
		12:00	入浴支援情報をホームページ、データ放送にて周知

			14:00	石井啓一国土交通大臣 視察来訪
				この日よりあびらチャンネルにて朝の連絡会議の様子を放送する
	14		11:00	9/13時点における町内住宅被害状況の報告
			11:00	社民党 福島みずほ議員 来訪
			12:00	希望の党 柿沢未途議員 来訪
			14:30	北海道経済産業局に町内住宅被害情報を報告
	15		11:30	振興局・リエゾン本部に町内住宅被害情報を報告
			13:00	国民民主党 古川代表代行 来訪
			15:00	前野防衛省統括官 来訪
			15:30	阿部副知事 来訪
				広報あびら号外1号発行、以下について周知 ・電気・水道・道路の状況 ・町内公共交通の運行状況 ・給水・入浴・ごみについて ・り災証明について ・教育・保育機関について
	16		10:50	農地被害の報告
			14:30	公明党 井上公明党幹事長 来訪
	17		03:19	余震による地盤被害への影響の報告（影響なし）
			14:30	内閣府・環境省による視察についての連絡
			16:00	共産党 小池書記長 来訪
	18		10:30	小此木八郎大内閣府特命担当大臣（防災担当）来訪
	20		13:30	苫小牧市長 来訪
	21		10:00	避難者から帰宅可能かとの問合せ
			11:30	自民党 長谷川岳議員 来訪
			13:30	全国町村会会長、北海道町村会長 来訪
			16:35	エリア放送アンテナ被害の報告
	23		14:00	NHKより 避難指示・避難勧告、避難状況に関する問合せ
	28		11:30	10/1の道知事訪問 台風のため中止との連絡
	29		12:58	住民から建築物被害対応に関する問合せ
	30		18:20	避難指示・避難勧告地域異常なしの報告
10	1		11:22	ホームページに余震情報を記載
	3		14:26	農地、地盤被害の情報
	11		5	震災後初めての町政懇談会 開催
			12	各種連絡先についてホームページに掲載
		14	19:25	消防より余震被害なしの報告
			19:55	警察署警備課より余震被害の確認
			20:04	避難指示発令中地区、余震による異常なしの報告
			20:37	瑞穂ダム異常なしの報告
			21:06	振興局より非常配備解除の連絡 町 第1非常配備解除
2019	2	21	21:42	余震後の応急仮設住宅の見回り実施の報告
			21:58	瑞穂ダム確認実施の報告
			22:19	安平・厚真行政事務組合被害なしの報告
			22:23	総合支所 被害情報、避難者無しの報告
			22:31	あびらチャンネル通常放送停止、データ放送を確認するテロップ放送
			22:36	商工会より被害報告
			22:55	北海道電力より異常なしの報告
			23:10	社会福祉協議会で明日、ボランティアセンター、自治会連携により安否確認を行う旨 連絡
			23:15	総合支所より 道の駅被害 停電発生の報告
				災害ボランティアセンター稼働（住宅・家屋の被害調査）

	22	00:07	瑞穂ダム異常なしの報告	
		08:03	災害ボランティアセンター稼働のお知らせ、ホームページ・データ放送に掲載	
		09:32	施設被害の報告	
		09:56	事業所被害の報告	
		10:24	町内会より安否確認状況の報告	
		11:30	自治会より安否確認完了の報告	
		11:40	道路・公園 異常無しの報告	
		11:43	おいわけ子ども園被害報告	
		13:00	安平公民館、スポーツセンター 被害報告	
		13:02	住宅被害の報告	
		13:04	公営住宅被害の報告	
		13:19	自治会より安否確認完了の報告	
		13:50	あびらチャンネル通常放送へ切り替え	
		14:58	浄化センター被害報告	
		16:00	斎場異常なしの報告	
		16:17	農業被害の報告	
		4	30	02:46
	02:55			苫小牧警察電話より被害確認
	03:00			ラピア・物産館被害なしの報告
	03:00			振興局より体制確認の連絡
	03:07			瑞穂ダム確認中の連絡
	03:28			パトロール実施の報告
	03:30			遠浅・早来地区の町施設被害なしの報告
	03:30			公営住宅 エレベーター停止の報告
	03:38			下水施設異常なしの報告
	03:43			水道施設被害なしの報告
			04:03	道路パトロール 異常無しの報告
		04:15	ダム異常なしの報告	
		04:16	振興局 体制解除の連絡	
		06:00	室蘭開発建設部より状況確認の電話 体制解除の旨報告	
		07:52	安平・厚真行政事務組合 異常なしの報告	

(4) 関連データ等

なし

2.2.4. 第5節 避難救出計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第5節 避難救出計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 避難救出計画における業務の概要

項目	主な内容
避難計画	①避難勧告および指示の伝達 ②避難所の開設等(避難所運営マニュアル) ③避難所の運営管理 ④避難誘導 ⑤帳簿類の整備 ⑥北海道に対する報告
救出計画	⑦救出実施責任者と実施責任者が行う応援要求 ⑧救出を必要とする場合の対応

(2) 主要な業務対応

① 避難勧告および指示の伝達

避難勧告および避難指示の伝達では、地盤の崩落危険、土砂崩れの可能性などが指摘され、9月6日6時45分に早来北進地区および追分柏が丘地区などに避難勧告・避難指示が発表された。2020年2月13日をもって、斜面の対策工事が完了し全ての避難指示が解除された。

② 避難所の開設等

避難所の開設については、発災直後の9月6日午前3時45分に、施設の管理者により、避難所に指定されている学校が全て開場された。その後、4時15分には、追分中学校・追分高校は被害のため避難所として使用できないとの報告がなされている。さらに、追分地区については、避難所として開設決定されていない花園若草会館避難所およびいぶき避難所が、自主避難所として開設された。結果として、11月に避難所が閉鎖されるまでに、追分地区内に5か所（うち自主避難所2か所）、安平地区内に1か所、早来地区内に4か所、遠浅地区内に1か所の避難所が開設された。また、2019年2月21日21時22分に発生した余震において、直ちに各地区の公民館4か所を避難所として開設を行った。当余震では避難者が見られなかったため、発災当日の23時30分より順次、避難所を閉鎖した。

③ 避難所の管理運営

避難所の管理運営については、最大で718名（発災翌日の9月7日）にのぼる町民が避難所に身を寄せ、町職員および自主防災組織による避難所の管理運営業務が行われた。停電が

順次解消する9月8日以降、避難者数は減少したため、避難者の減少に伴い避難所の集約を行った。全ての避難所が閉鎖されたのは11月30日であった。

避難所管理者・補助者は、健康福祉課が中心的な任務を負うこととされているが、災害業務のうち「避難所等、被災者の生活対策」の業務に、初動期において職員の53.4%が関わり、その所属は教育委員会、健康福祉課、総務課、税務住民課をはじめとしてほぼすべての課が関わっていることが明らかとなった（職員アンケートより）。また、北海道庁職員や道内外市町村職員等の多くの支援人員により避難所が運営された。一方、道から、避難所運営においては原則、連絡調整および判断要員として町職員の配置が求められたことから、町の負担軽減は一部にとどまった（職員ヒアリングより）。また、職員への食事の配給がおろそかになる場面が指摘されている（職員ヒアリングより）。

自主防災組織が中心となり運営された避難所があった。当該自治会でのヒアリングでは、普段からの自治意識や訓練の経験が、避難所の開設や物資の準備の円滑化につながったとの意見があった（団体ヒアリングより）。

④ 避難誘導

避難誘導に関しては、町が防災無線を活用した避難呼びかけや、職員が訪問することにより避難誘導を実施した。また、ケアハウスにバスを派遣するなどし、自力で避難が困難な住民への対応を実施した。

⑤ 帳簿類の整備

帳簿類の整備では、避難所における対応状況等を適宜記録し交代した要員に対して引き継ぎを実施した。

⑥ 北海道に関する報告

北海道に対する報告は、避難指示、避難勧告の発令、解除、避難所開設、閉鎖の情報等に関して適宜北海道の防災情報システムに入力し報告を実施したが、一時使用不可となる場面も見られた。北海道への報告がどの程度速やかに行われたのかについては不明である。

⑦ 救出の実施

消防、自衛隊により2件2名の孤立世帯救出を実施した。町外への救出応援の要請はなかった。

⑧ 救出を必要とする場合の対応

救出を必要とする場合の対応に関しては、地震発生後、安否確認などの情報の報告が順次役場に入ってきた。また、救急搬送等も行われたが、混乱等は見られなかった（団体ヒアリングより）。2019年2月21日の地震で保健師が対応した事例があった。

(3) 主要な対応の記録

1) 避難計画

年	月	日	分	内容
2018	9	6	03:45	遠浅公民館より、避難者数、被害状況、停電状況の報告
			03:45	町内小中学校避難所「開設済み」との報告
			03:50	電話対応、人的被害無し、避難所として学校および公民館を開設対応
			04:00	安平公民館開館 避難者数の報告
			04:08	健康福祉課長 避難所に職員を2名ずつ配置完了
			04:10	町民センター避難所より、保健師派遣の要望
			04:15	追分中学校・追分高校は被害のため避難所として使用できないとの報告
			05:10	町民センター、はやきたこども園より避難者数の報告
			06:16	早来北進地区 特定単身者住宅裏にて土砂崩れ発生のため避難の連絡
			06:31	グループホーム入所者 安平公民館避難所へ避難
			06:45	早来北進地区 かけ崩れの恐れより避難指示発出
			07:05	避難呼びかけの町内一斉放送を実施
			07:20	非常用トイレを各避難所に配布
			07:55	避難呼びかけ一斉放送実施 町内全域 (07:55 の他、08:55、09:55 にも)
			09:04	N T T より各避難所に緊急電話提供
			09:05	苫小牧警察署より避難所と人数の確認
			09:38	各避難所 N T T 特殊公衆回線開設の報告
			13:30	追分地区 花園若草会館「いぶき」を避難所として開設した旨を防災無線で周知
			16:02	おいわけこども園 親子限定で避難者を受け入れ
			18:25	町内ケアハウス 降雨見込みのため避難準備を要請 町にて避難用バスを確保
			19:02	降雨による土砂災害に備え、該当自治会に翌日午前中の避難を要請
			19:15	町民センター電気復旧
			19:40	企業提供携帯充電器 総合庁舎に設置
			9	7
	09:50	安平公民館に避難するグループホーム入所者対応のため、札幌の事業所から職員派遣		
	10:10	避難指示 4世帯8名に発出		
	11:16	消防追分出張所より管内における救急等の発生が無いことの報告		
	13:04	S B エナジーで協議した結果、停電している避難所に発電機および携帯電話の充電器を設置できるよう調整中		
	13:17	町民センター au 充電設備設置		
	13:22	早小 安平公民館 発電機×2台ずつ S B エナジー 今日搬送 13:29 各避難所に連絡済み		
	13:29	北進 避難指示地域の拡大 現地確認に向かう		
	13:41	大雨警報関連 早来瑞穂 雨により貯水池があふれる可能性があるため、瑞穂ダム周辺(春辺の沢)の4世帯へ避難指示発令予定		
	13:59	早来北進 避難指示追加		
14:49	町内ケアハウス 夕食後、町民センターへ避難するよう調整。バス手配済み			
14:54	追分公民館 携帯電話充電設備設置			
15:00	避難勧告発令状況について防災無線で周知			
17:25	避難指示発令 早来大町177 南側斜面 10世帯21人			
17:27	北海道エアウォーター ガス確認 【各避難所】ガス供給確保済み。【町民センター】ボンベ復旧中 【追分公民館】業者未確認のため引き続き確認			
19:45	避難指示(追加) 柏が丘28番地付近 13世帯26名 追分青葉会館避難指示			
20:00	早来瑞穂 ため池増水による越水の危険性 4世帯9名に			
20:52	N T T 来訪 衛星電話の各避難所設置状況について報告			

		20:52	N T T 来訪 衛星電話設置場所について協議。追分公民館、町民センター、遠浅公民館に設置することとした
			追分小学校 避難者少数により、追分公民館に統合
			青葉会館(自主避難所) 追分公民館へ集約
9	8	06:40	N T T 来訪 衛星電話1つ設置可能とのこと。 遠浅公民館に設置するよう依頼
		08:00	避難勧告一部解除
		10:13	避難していたケアハウス入所者 移動完了
		10:27	安平公民館 日本赤十字が健康観察
		11:07	北海道電力 早小 安平公民館 電力車で対応するよう調整中。
		11:15	苫小牧市 軽油200ℓ 13本 手配完了 本部に到着予定(苫小牧港 22時)
		13:25	安平公民館に電力車 到着
		13:54	ドコモ衛星電話 各避難所に設置
		14:17	ドコモよりモバイルバッテリー40 およびACアダプタ、変換機到着 職員用に避難所に配布
		15:38	町民センター 停電をさせ、復旧作業
		18:27	札幌市 ダンボールベッド500発注(有償)
9	9	09:56	追分緑が丘115付近、2世帯4名。防災情報連携システム入力済み 対象世帯は避難済み
		11:54	追分本町 避難指示発令
		12:01	「いぶき」避難所 開設
		12:31	追分高校の周り避難
		13:47	指示範囲を拡大(1世帯3名)
		16:31	避難指示(追分高校付近)の訂正報発令(敷地の微妙なかぶりによる) 追加分の住所を花園3丁目に、避難所を「いぶき」からぬくもりセンターに変更
		17:44	決定 明日07:40 「グループホーム安平の郷」利用者が施設に移動。ボランティアの人が水などを移動させ、体制が整ったため
		19:30	北海道電力 町民センターおよび追分公民館に電源車を配備する。停電の際の予備電源として
			ぬくもりセンター避難所 青葉会館へ集約
			花園若草会館(自主避難所) 追分公民館へ集約
9	10	13:00	早来小学校避難所を閉鎖し町民センターへ異動することを3役会議で決定。18:00に公表予定
		16:00	避難所移動先をスポーツセンターへ変更
9	11	08:20	遠浅公民館避難所にてごみ回収に関する苦情
		16:00	早来緑丘 早来守田 避難勧告発令
9	12	14:00	追分ぬくもりセンター避難所 閉鎖
		14:00	避難所閉鎖 早来小学校
		16:31	遠浅公民館から海上自衛隊「はくおう」までの運行バス調整 17:40出発→ホームページ・データ放送更新
			早来小学校 町民センター等へ集約
			スポーツセンター 町民センターへ集約
9	13	07:08	支援物資配布の旨 ホームページ・データ放送に掲載
		11:00	避難勧告解除 一部地区
9	14	17:00	瑞穂地区 4世帯 水位低下により避難勧告解除
9	15	14:30	A E D、花園若草会館・青葉会館用へ2個要求(道のリエゾンを通じて)
		19:20	振興局より、A E Dは災害救助法の適用外。お金を払うなら定価で調達できる旨伝えられたので断る
9	16	06:00	大町の避難指示解除、道システム入力済み
		09:18	A E D ときわキャンプ場から、追分青葉会館に移設
		09:18	A E D 追小から、花若会館に移設
9	18	12:00	鶴の湯温泉で、今後の営業について聞き取り。避難所を鶴の湯所有バスが巡

			回し、乗った町民は無料とのこと。(すでに避難所にはチラシ設置したとのこと)
		18:00	町民センター 電源設備復旧工事のため24日(月)09:00~13:00 停電
		19:15	安平公民館移動水洗トイレ撤去完了の報告
9	19	15:05	町民センター燃料配送完了
		22:00	遠浅公民館避難所 閉鎖
9	20	08:40	町民センターの洗濯機、ボランティアセンターにお願いし二層式2台設置
		17:00	避難指示・避難勧告一部解除
9	21	07:50	町民センター燃料残量少 自衛隊に配送を依頼
		09:30	教育委員会より追分小学校の避難所として使用した際のごみ等がそのままになっているので何とかしていただきたいとのこと。ボランティアセンターに対応できるか要協議
9	24	08:00	北進の避難指示縮小 ・気象庁による震度5以上の余震発生確率の低下 ・まとまった雨の予報がない ・土嚢を設置するなど地割れに対する対策をとったため 道防災情報システム入力(避難所縮小も併せて入力)
		10:00	守田地区 避難勧告解除 周知のため巡回
		15:20	避難所全ての発電機引き上げ
9	26	08:00	避難指示・避難勧告一部解除
		09:20	N T T 花若・青葉の公衆電話を回収したい。来週に2台の回収を依頼
9	27	14:00	北海道電力 電源車引き上げ了承
9	28	11:45	遠浅公民館館長 台風接近のため避難所開設準備の報告
9	29	10:50	町民センター・風呂について、台風のため29日22時で一旦撤収。2日から再開予定であることを周知
		13:40	振興局より、毛布提供可能数に関する連絡
10	3	14:30	安平公民館避難所 閉所
10	4	10:00	避難指示解除(一部)
10	5	11:00	避難指示区域変更
		13:00	スポーツセンター撤収作業中。飲料・物資は町民センターへ。その他ストープ、空気清浄機、日本赤十字ダンボール、ダンボールベット多数はそのままとする
		15:00	スポーツセンター避難所 閉鎖
10	16		町によるぬくもりの湯へ輸送支援開始(ワゴン車)
11	3		追分公民館避難所 ぬくもりセンターへ集約
			ぬくもりセンター 避難所として再開所
			追分公民館避難所 ぬくもりセンターへ集約
11	10		町民センター さかえ合宿所へ集約
			さかえ合宿所 集約先として開所
11	27	13:30	ぬくもりセンター避難所 閉鎖
11	30	10:00	さかえ合宿所 避難所撤収作業 完了
12	17	08:30	避難指示解除(一部) 追分柏が丘
2019	2	21	21:27 余震発生。安平第一会長より安平公民館開設開始の連絡あり
			21:37 遠浅公民館館長 受け入れ態勢OK 電話あり
			21:41 教育委員会にて各公民館開設準備
			21:48 追分公民館避難所開設について総合支所へ指示
			22:15 追分公民館避難所受け入れ準備完了の連絡
			22:45 学校関係異常なし
			23:02 情報整理のため会議 23:30 避難所閉鎖予定とする
			23:15 町内病院、高齢者生活共同施設ぼっぼ苑、単身高齢者生活共同施設は一と苑 異常なし
			23:30 遠浅公民館 避難所閉鎖確認
			23:35 安平公民館 避難所閉鎖確認

			23:35	町民センター避難所閉鎖確認
			23:48	苫小牧警察署 避難所閉鎖確認
			23:55	追分公民館 避難所閉鎖確認
	2	25	13:00	北進単身者住宅 避難指示解除
	3	4	13:00	避難指示・避難勧告一部解除（解体のため）追分緑が丘、早来北進
	10	18	08:30	避難指示解除（一部）早来北進
	11	22	08:30	避難指示解除（一部）追分柏が丘
	12	19	08:30	避難指示解除（一部）追分柏が丘
2020	2	13	08:30	避難指示解除（一部）追分柏が丘 ※安平町内全避難解除

2) 救出計画

年	月	日	分	内容
2018	9	6	04:22	町営住宅 安否の確認できない世帯の報告
			04:36	負傷者搬送の報告
			04:50	自主防災組織より、追分若草地区にて閉じ込め者多数発生、救出済みとの報告
			06:10	早来守田地区 負傷者搬送の報告
			11:34	在宅療養者 病院へ搬送
			12:53	民生委員より安否確認の報告
			13:16	負傷者搬送の報告
			16:28	自衛隊・消防 孤立世帯の救出に出発
			18:08	孤立世帯の救助・救出完了
	9	7	08:03	医院搬送 1件1名
			13:43	北進 負傷者発生の情報
			18:15	負傷者搬送の報告
			18:15	負傷者搬送の報告
	9	8	07:57	急病人搬送情報
			08:10	早来小学校避難所より町内病院へ 公用車で搬送
			16:03	負傷者搬送の報告
			19:17	負傷者搬送の報告
	9	9	20:50	救急搬送 北進
			10:17	負傷者搬送の報告
			10:24	救急搬送の報告
12:03			救急搬送の報告	
			12:07	避難所より 救急搬送要請
2019	2	21	22:57	公営住宅入居者 発作に保健師が対応

(4) 関連データ等

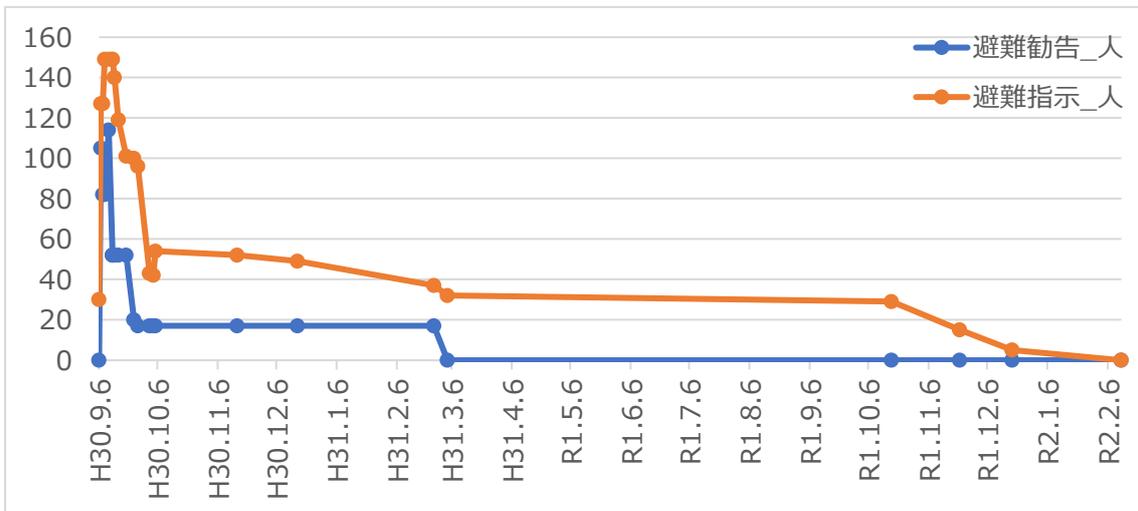
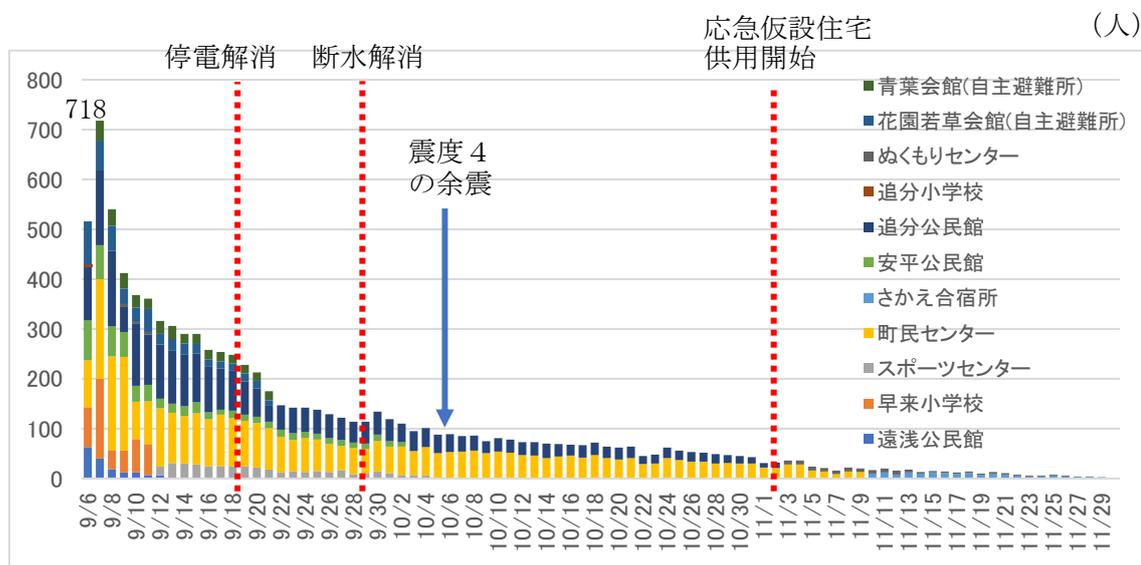


図 避難指示等による避難対象人数の推移

表 避難所ごとの最大避難者数、開設期間

地区	場所	最大 避難者数	開設期間	備考
遠浅	遠浅公民館	63	9月6日～9月19日	
早来	早来小学校	160	9月6日～9月12日	町民センター等へ集約
	スポーツセンター	31	9月12日～10月5日	町民センターへ集約
	町民センター	200	9月6日～11月10日	さかえ合宿所へ集約
	さかえ合宿所	12	11月10日～11月30日	集約先として開所
安平	安平公民館	80	9月6日～10月3日	町民センターへ集約
追分	追分公民館	152	9月6日～11月3日	ぬくもりセンターへ集約
	追分小学校	5	9月6日～9月7日	避難指示により閉所
	ぬくもりセンター	6	9月9日～9月12日	青葉会館へ集約
		8	11月3日～11月27日	再開所
	花園若草会館 (自主避難所)	87	9月9日～9月22日	追分公民館へ集約
青葉会館 (自主避難所)	40	9月7日～9月22日	追分公民館へ集約	



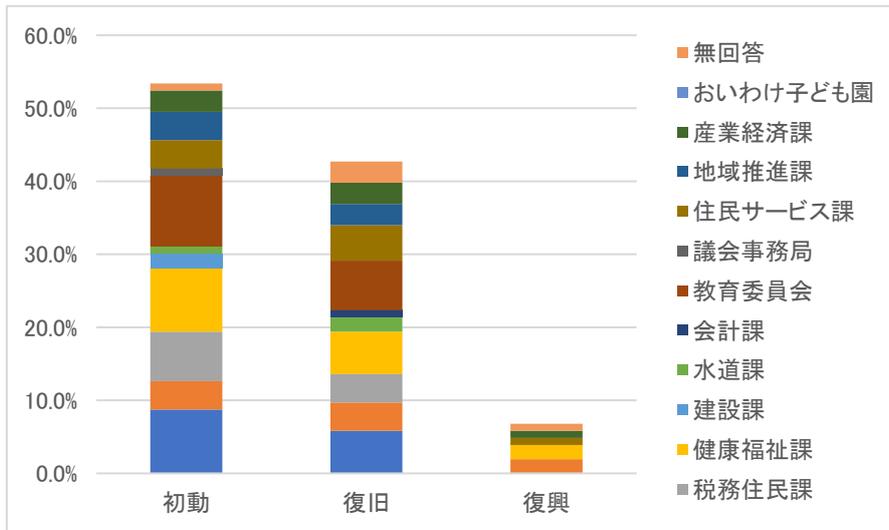


図 避難所対応にあたった課と全職員数の割合

2.2.5. 第6節 食糧供給計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第6節 動員計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 食料供給計画の業務概要

項目	主な内容
食料供給の対象者	①食料供給の対象者
食料供給の方法	②品目 ③調達、供給方法
炊き出しの計画	④炊き出しの方法
給与状況の記録	⑤給与状況の記録

(2) 主要な業務対応

① 食料供給の対象者

食料供給の対象に関して、町では発災直後から避難所避難者含め被災者に対し食料供給を実施した。また、災害応急対策に従事している職員に対しても食料の供給を実施したが、初動の時点で総合庁舎と総合支所でその内容が異なっていた（職員ヒアリングより）。

② 品目

品目に関しては、主に支援物資や炊き出しにより様々な種類の食料が提供された。夕食は、対策本部や関係団体の炊き出しなどによりメニューのバリエーションが多かったが、朝食、昼食は支援物資等のカップ麺、缶詰、レトルト食品が多数を占めていた。支援物資の在庫については、水、パックご飯、米、カップ麺などが一定量保たれていた。

③ 調達、供給方法

調達、供給方法について、食料は備蓄物資から調達し、発災当日に配布した（職員ヒアリングより）。発災当日より自衛隊の炊き出しが始まり、その後も自衛隊による食料供給が実施された（自衛隊による支援は第23節自衛隊災害派遣要請を参照）。また、7日には町が要請した生米が到着した他、町内企業より食料の提供がなされた。8日からは町外からの支援物資の到着が相次いだ。避難者が減少した10月15日からは、北海道との災害協定に基づき、夕食にセブンイレブンの弁当支給に切り替えている。

役場に届けられた支援物資は、発災当初は在庫の管理が十分に行えない状況にあったが、オンライン在庫管理システムを作成することで、物資の受け入れ、要請などを一元的に管理できるようにしている。ヤマト運輸では、北海道災害対策本部の要請により、9月15日から国や企業等全国から寄せられる支援物資の一次集積地をヤマト運輸北海道ロジスティク

ス支店が担い、ヤマトグループネットワークにより、安平町他各自治体の二次集積所へ配送された。その後、10月4日から各自治体の二次集積地から避難所への物資の輸送を担うようになった。

それ以前は、安平町内に複数の集積所が設けられ、各避難所からとりまとめたニーズをもとに自衛隊へ依頼し、各集積所から各避難所へ輸送する体制であった。ヤマト運輸の参画により、食品集積所と雑貨集積所において在庫管理された物資を、ヤマト運輸が避難所へ配送することとなり、業務が効率化された。

④ 炊き出しの方法

炊き出しに関しては、発災当日に町内の企業(ゴルフ場)より追分地区にて炊き出しが開始された。また、避難所では夕食時に自衛隊や災害対策本部による炊き出しが実施された他、その後もライオンズクラブ、NPO法人などによる炊き出しが実施された。災害対策本部やボランティアセンターを経由せずに、ボランティア独自の炊き出しが入り、避難所間での食事内容に差が生じた(職員ヒアリングより)。

⑤ 給与状況の記録

給与状況の記録については、地域防災計画で規定している書式ではないが、各避難所の炊き出し等の状況の記録がなされた。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	04:25	町備蓄による避難所給食実施
			11:06	工業団地内企業より食料提供の申し出
			11:51	給食センター保管の食料を早来小学校避難所に移送
			13:38	町内企業より、翌日以降の生米等支援物資提供に関する申し出
			14:44	町内企業に生米の支援を要請
			18:32	町内ゴルフ場にて翌日炊き出し実施の連絡
			9	7
	08:53	全避難所に朝食配布完了		
	09:51	ゴルフ場炊き出し豚汁400食 12時開始 ※防災無線で周知。11:30、11:45、12:00 場所:追分公民館、追分小学校、花若会館		
	10:43	企業に要請した生米 1.3t 到着		
	12:05	企業より食料の提供 遠浅公民館へ移送		
	12:15	企業より食料多数到着		
	12:36	早来郵便局長 物資の要望聞き取り		
	13:09	はやきた子ども園より イチゴ提供		
	13:45	町内企業 生卵300個		
	13:59	商工会青年部 炊き出しをラビアでやりたい旨連絡あり ⇒ やる場合は時間を報告		
	17:26	ゴルフ場炊き出し 18時開始 ※防災無線で周知。17:45、18:00 場所:追分公民館、追分小学校、花若会館		
	18:00	ラビアにてカレー炊き出し		
	18:41	商工会青年部 七飯町商工会からトラック2台分物資移送開始		
	22:17	商工会青年部 炊き出し総合庁舎で配布		

9	8	06:07	道庁経由 おにぎり 600食 到着
		08:23	町内企業より 食料支援
		11:44	スポーツ団体より 飲料、食料等 到着
		14:20	企業より 水・食料・物資支援の到着
		16:22	団体より物資到着 日用品、食料品
		17:04	道に依頼を受けた企業より 炊き出し用食材到着
		18:31	物資 芽室町アイスホッケー部 飲料水食料
9	9	05:00	現在、むかわ町にいる団体より 食料、水提供の申し出あり
		09:14	岩手町からの食料支援 苫小牧港へ到着
9	10	15:00	アレルギー対応食の量・種類について道危機対策室に一任する旨連絡
9	27	17:00	清水町より 炊き出し申出 10/12(金) ボランティアセンターへ直接電話していただくようお願い
10	10		避難者 給食支援のネームプレート配付し、運用スタート
10	15		セブンイレブンジャパン給食支援開始(夕食)

(4) 関連データ等

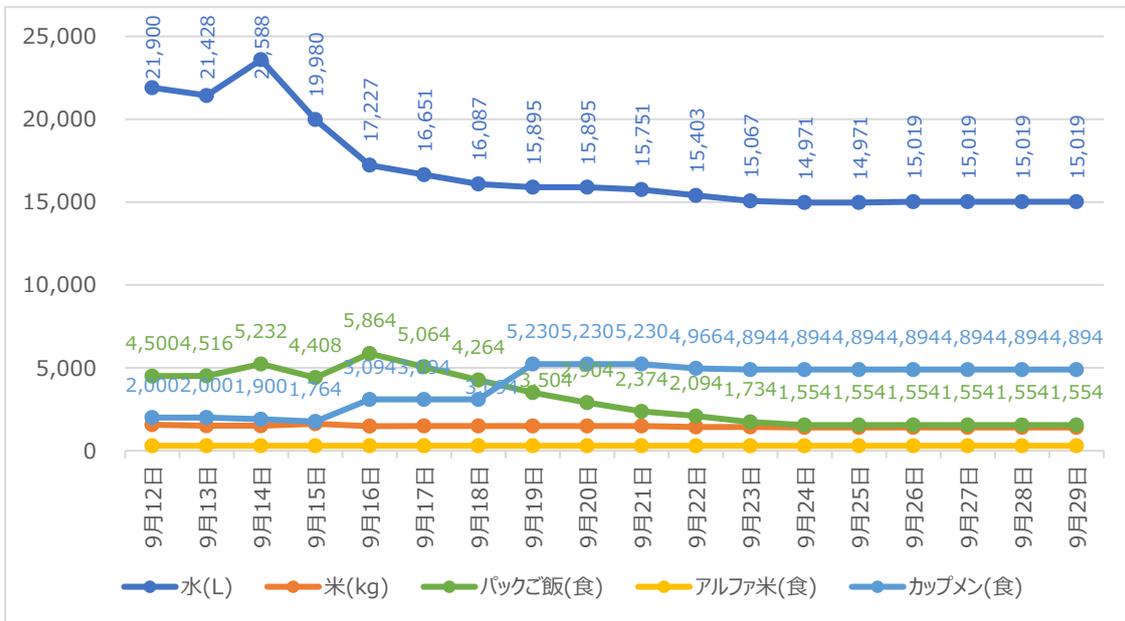


図 支援物資(食料類)在庫状況

2.2.6. 第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第7節 衣料、生活必需品等物資供給計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 衣料、生活必需品等物資供給計画の業務概要

項目	主な内容
実施の方法	①給与又は貸与の対象者
給与又は貸与物資の種類	②品目
給与又は貸与の方法	③地区取扱責任者 ④給与又は貸与台帳の整理
衣料、生活必需品等の調達先	⑤調達先
給与又は貸与期間	⑥給与又は貸与期間

(2) 主要な業務対応

① 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与については、避難所を拠点として必要物資が給与された。

② 品目

品目については、地震翌日の9月7日には、おむつや生理用品など多くの生活必需品が給与された。

③ 地区取扱責任者

地区取扱責任者については、具体的な位置づけが地域防災計画では不明であるが、各自治会長等の協力を得て行うこととなっている。物資は避難所を拠点に配布されていたものの、自治会等の協力については記録されていない。

④ 給与又は貸与台帳の整理

台帳の整理については、発災直後からは、町災害対応記録に物資の供給状況があわせて記載され、9月8日から物資の搬出入の記録が残っている。なお、配布した物資については、地域防災計画の規定による台帳整理はされていないものの、在庫管理システムの導入により管理が行われた。10月4日からは、ヤマト運輸による在庫管理および物資輸送業務が開始され、11月30日まで行われた。

⑤ 調達先

調達先については、プッシュ型支援により多くの団体等からの支援物資を活用した。支援物資の件数は災害発生から5日後の9月10日がピークとなっており、その後件数が減少し、10日後の9月17日ほどからは1日10件程度となった。支援元別にみると、北海道地震対策本部からの支援が発災後2週間にわたり行われた。4日目から企業や個人の支援が増加する。12日目からは、企業がほとんどを占めるようになった（支援先については第22節広域応援派遣計画参照）。

⑥ 給与又は貸与期間

給与又は貸与の期間については、発災直後から各避難所の担当者が独自に対応してきており（職員ヒアリングより）、支援物資の記録からも、地震発生後の早い段階で給与されていたことがわかる。給与・貸与は、避難所が閉鎖される11月30日まで行われた。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	10:57	在京企業よりウェットティッシュ提供の申し出
			9	7
	15:36	物資到着 こども用おむつ1箱、老人用紙パンツ4つ、女性用生理用品数個、粉ミルク3缶、離乳食数個、哺乳瓶消毒液3つ		
	21:00	個人から物資提供		
	21:34	企業より おむつ3箱到着		
	9	8	15:50	苫小牧市危機管理室より支援物資 歯ブラシ×360本、生理用品×8個
			16:20	団体より物資到着
			17:54	企業より飲料水、清掃用品等到着
	9	9	02:00	札幌より 大人用紙オムツ箱
	9	10	08:25	企業より モバイルバッテリー到着
	9	19	18:00	企業より 抗菌スプレーを各避難所配布の申し出
	9	末		このころまで、資機材の配分に関する連絡はファックスで行っていた
	9	末		家屋被害認定調査で使用した iPad を、在庫管理システムに転用した
	10	4		ヤマト運輸による物資輸送業務開始
	11	30		全避難所の閉鎖
			ヤマト運輸による物資輸送業務終了	
2021	2	1		ヤマト運輸との災害協定・包括連携協定締結

(4) 関連データ等

(件)

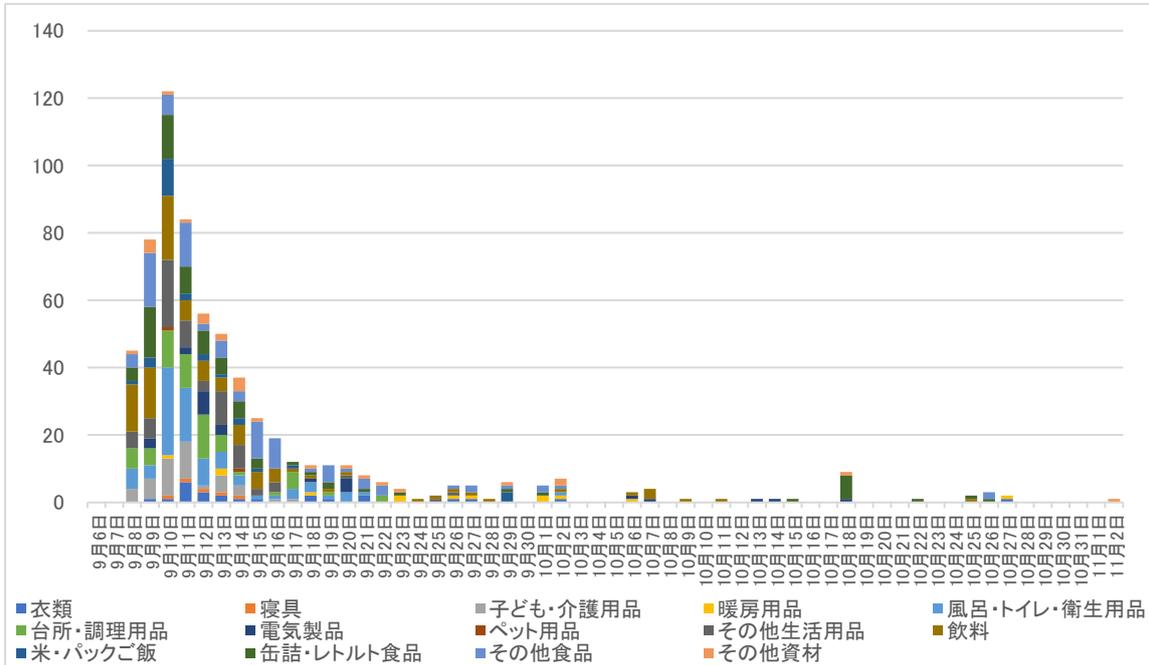


図 支援物資種類別・時期別支援数

2.2.7. 第8節 上水道・下水道施設対策計画

(1) 業務の概要

地域防災計画 第5章第8節 上水道・下水道施設対策計画に記載されていた業務の内容は、下表のとおりである。

表 上水道・下水道施設対策における業務の概要

項目	主な内容
上水道	①施設の点検、被害状況の把握、復旧計画の策定 ②要員および資材等の確保等復旧体制の確立、他市町村等への支援要請 ③住民への広報活動
下水道	④施設の点検、被害状況の把握、復旧計画の策定 要員および資材等の確保等復旧体制の確立（該当記録なし） 他市町村等への支援要請（該当記録なし） ⑤土砂浚渫や可搬式ポンプ使用などによる排水機能回復 住民への広報活動

(2) 主な対応業務

① 施設の点検、被害状況の把握、復旧計画の策定

町では、発災後3時30分に水道課職員が出勤し、主要浄水場の状況を確認した。主要浄水場に大きな被害は確認されなかったものの、配水管からの漏水により配水池の水位低下が確認されたため、全戸断水を実施した。配水池、送水管の被害がないことを確認したのち、町民センター避難所を目標とした復旧作業を実施、7日11時55分に町民センターの水道が復旧した。復旧計画として明示はされていないものの、町民センターを優先した復旧作業が行われた。

停電によって電子データとして管理している管路網に関する図面を閲覧することができなくなったため、札幌から印刷された図面を取寄せて復旧作業を行った（職員ヒアリングより）。発災から約1週間後の9月14日には、断水解消率は50%に達し、9月29日には完全復旧した。

② 要員および資材等の確保等復旧体制の確立、他市町村等への支援要請

安平町を含む道内水道事業者からなる日本水道協会北海道地方支部では、2016年台風10号の台風被害を教訓に2018年7月、「公益社団法人日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定」を締結しプッシュ型支援の体制を整備していた。北海道胆振東部地震発災時には、発災翌日の9月7日には、調査隊が到着した。応急復旧活動では、9月8日か

ら10月12日までの35日間に8事業体延べ702名が応援を行った（2019年度全国会議（水道研究発表会）講演資料「北海道胆振東部地震における日本水道協会北海道地方支部の応援活動」（土田他,2019）より）。町内農村部においては管路の詳細図面が未整備であり、応援に入った職員が大縮尺図面を用いて作業をせざるを得ず、対応に苦慮する場面が見られた（職員ヒアリングより）。

③ 住民への広報活動

水道復旧のタイミングは管路の状況によって同一地区内でも異なるため、防災行政無線を用いた周知ができず住民への周知が難しかった（職員ヒアリングより）。発災4日後から、町ホームページと掲示板に給水回復地域を示す地図を掲示した。

④ 施設の点検、被害状況の把握、復旧計画の策定

町内下水道では管路の被害は見られたものの、一定の流下機能が確保されていることが確認されたため、町内下水道の使用を継続した（職員ヒアリングより）。また、下水道担当者は断水解消まで上水道復旧の支援を行った（職員ヒアリングより）。下水道の復旧工事では、人手不足が影響し入札不調となる場合もあったため、事業者が入札しやすくなる対応が求められた。町では、2019年12月に「安平町フレックス工期制実施要項」を策定し、工事業者の実情に応じた柔軟な工事の進行が行われるよう工夫した。

※安平町フレックス工期制実施要項：安平町が発注する工事において、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定できる方式。

⑤ 土砂浚渫や可搬式ポンプ使用などによる排水機能回復

本項については、下水道に一定の流下機能が確保されていることが確認されたものの、一部汚水が滞留する管が存在したため、ポンプによる汲み上げを実施した（職員ヒアリングより）。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	03:30	水道課職員登庁
			04:30	追分地区 水道断水
			05:00	配水池水位、配水管漏水による低下を確認 全戸断水の処置
			06:09	早来栄町にて断水の確認
			06:29	早来地区全域にて断水の確認
			07:54	道路に水があふれているとの報告
			12:00	浄水場運転・送水開始
			20:28	早来浄水場電気復旧
	9	7	05:00	水道送水管・配水池の漏水確認を実施
			09:30	配水池、送水管の被害なしを確認、町民センター避難所に向けて給水開始
			10:15	道路亀裂から漏水の報告
			10:30	追分地区の一部 水道復旧
			11:55	町民センター給水設備復旧
	9	8	05:39	早来浄水場 河道閉塞のため水位低下の報告
			05:44	町民センター 水道復旧確認
			10:39	総合支所 水道復旧
			18:27	18時25分現在 水道復旧率6.7%
	9	9	13:42	住民より水道復旧の問い合わせ
			15:02	総合庁舎の水道復旧完了
9	22		遠浅小学校断水解消	
9	29	14:18	家屋調査員から入電、追分本町住宅で水があふれている。水道課に連絡し、対応	
9	29		水道完全復旧	
11	14	21:00	水道課見回り（下水・上水道異常なし）	
2019	2	21	22:47	水道施設巡回 異常なしの報告
	2	22	00:00	町水道異常なし 水道課自宅待機
2020	5	11		追分地区・安平地区・早来地区で下水道災害復旧工事

(4) 関連データ等

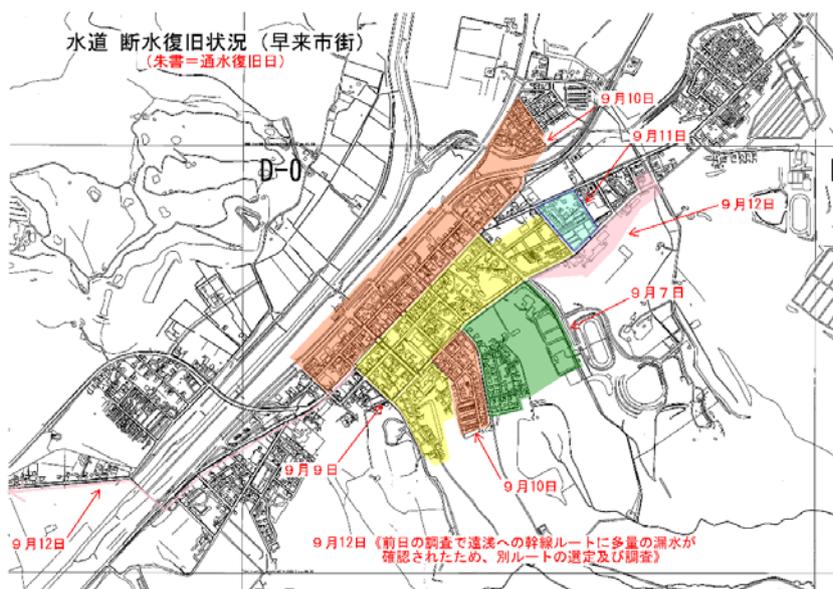


図 9月12日時点における断水復旧状況図（早来市街）

2.2.8. 第9節 給水計画

(1) 業務の概要

地域防災計画第5章第9節給水計画に記載されていた業務の内容は、下表のとおりである。

表 給水計画における業務の概要

項目	主な内容
資機材の確保	①生活水の確保 ②給水資機材の確保
給水の実施	③給配水管被害の周知と給水車・給水資機材による応急給水、水道施設の応急処置による復旧と近隣市町村、自衛隊への応援要請による飲料水、資機材確保
優先度を定めた復旧	④避難所、消火栓、医療施設等優先した応急復旧
応援の要請	⑤近隣市町村または北海道に対する要員、資機材の応援要請
住民への周知	⑥広報車巡回等による給水時間・給水場所の周知

(2) 主な対応業務

① 生活水の確保

生活水の確保については、浄水場、配水池における当面の飲料水供給機能は維持されたため、町内水道施設を利用し給水に供する飲料水を確保した。

② 給水資機材の確保

町で保有する給水機材のみでは全町断水に対応することができないため、自衛隊、北海道開発局、日本水道協会（日水協）北海道地方支部等の給水車等派遣による支援を受けた。

③ 給配水管被害の周知と給水車・給水資機材による応急給水、応援要請

町では全町の断水を実施したため、復旧状況の周知を行った（前章参照）。また、前項②に示すとおり、自衛隊、日水協、開発局による給水車派遣の支援を受け、避難所を拠点とした応急給水を実施した。高台、給水実施場所から遠い地区等住民による水の運搬が難しい地区については状況に応じ給水車の移動を実施した。

④ 避難所、消火栓、医療施設等優先した応急復旧

町内で停電が発生し水道の復旧に必要な図面が参照できない中で復旧を進めた（職員ヒアリングより）。

町水道課は日水協北海道支部の支援を受け、避難所として使用されていた町民センターを目標とし復旧作業を実施した（前章参照）。また、町内病院への水の搬送を実施した。

⑤ 必要に応じ、近隣市町村または北海道へ要員、資機材の応援を要請すること

町保有機材のみでは全町断水に対応できないことが想定されたため、発災当日9月6日に自衛隊に出動を要請した。また、9月7日には日水協への支援要請を口頭にて実施し（2019年度全国会議（水道研究発表会）講演資料「北海道胆振東部地震における日本水道協会北海道地方支部の応援活動」（土田他, 2019）より）、北海道内市町村の水道事業者から給水車派遣の支援を受けた。

⑥ 広報車巡回等による給水時間・給水場所の周知

町では、給水車、給水タンク等による給水の実施について防災無線、町ホームページを活用し周知を図った（復旧状況の周知については前章参照）。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	04:30	追分地区 水道断水
			06:09	早来栄町にて断水の確認
			06:29	早来地区全域にて断水の確認
			08:25	安平公民館にて応急給水開始
			11:11	町内医院へ水を輸送
			11:32	町民センターに給水タンク到着
			11:32	早来小学校にて給水開始
			12:00	浄水場運転・送水開始
			12:45	給水車・給水タンクを各公民館に設置
			13:28	自衛隊、早来小学校にて給水開始
			17:21	町内企業に総合庁舎への給水を依頼
			18:19	給水車移動の連絡
			20:28	早来浄水場電気復旧
	9	7	09:30	配水池、送水管の被害なしを確認、町民センター避難所に向けて給水開始
			11:55	町民センター 給水設備復旧
			12:45	防災無線にて給水実施の周知
	9	8	05:44	町民センター 水道復旧確認
			08:44	町内福祉施設 給水の調整
			10:39	総合支所 水道復旧
			14:07	給水車・給水タンクによる給水実施場所から遠い地区について、給水実施の判断
18:25			水道復旧率 6.7%	
9	9	05:43	給水実施場所から遠い地区への給水車移動の連絡	
		06:00	各避難所への給水車配備状況報告	
		15:02	総合庁舎の水道復旧完了	
9	11	13:00	町内ケアハウスより給水車派遣の要請 自衛隊給水車にて対応	
9	22		遠浅小学校断水解消	
9	24	16:00	町内特別養護老人ホーム 給水タンクによる支援終了	
10	2	15:00	開発局・自衛隊給水支援、終了	

(4) 関連データ等

なし

2.2.9. 第10節 医療救護計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第10節 医療救護計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 医療救護計画における業務の概要

項目	主な内容
医療救護の対象者	①対象者の把握
災害拠点病院	②災害拠点病院
応急救護所の設置	応急救護所の設置（該当記録なし）
苫小牧市医師会に対する出動要請	苫小牧市医師会に対する出動要請（該当記録なし）
メンタルヘルス（心のケア）対策	③メンタルヘルス（心のケア）対策
医療品等の確保	医療品等の確保（該当記録なし）
関係機関の応援	④救護班の支援
災害通報伝達および傷病者の把握	⑤災害通報伝達および傷病者の把握
経費の負担および損害賠償	経費の負担および損害賠償（該当記録なし）

(2) 主要な業務対応

① 対象者の把握

医療救護の対象者の把握に関しては、災害直後より消防に通報が入り、その対応について消防から搬送情報が入った。

② 災害拠点病院

災害拠点病院に関しては、拠点病院からのDMATの派遣についての記載があるが、DMATの派遣は全道の病院からなされた。また、町内の病院に関しては発電機の手配などが行われ地震発生当日から診療にあたっていた。

※DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：災害派遣医療チーム

③ メンタルヘルス（心のケア）対策

メンタルヘルスに関しては、地震直後から日本赤十字の保健師等による「こころのケア班」

が対応にあたった。また、9月9日には児童生徒の心のケアについて町のホームページから発信がなされた。北海道教育庁からスクールカウンセラーの派遣が地震直後から翌年まで行われ、2019年度は23回、2020年度は26回実施され、児童・生徒に対する心のケアが実施された。

④ 救護班の支援

救護班の支援に関しては、プッシュ型の支援が実施され、地震発生当日から北海道全域の病院からDMATの派遣等がなされた。医療支援に関してはDMAT、DMATロジスティックチーム、日本赤十字、JMAT、DHEAT、関係支援団体等が医療救護に関わっており、9月10日に苫小牧保健所長を本部長とする東胆振東部3町医療救護保健調整本部を組成して被災地全域の調整が行われた。

※JMAT (Japan Medical Association Team) : 日本医師会災害医療チーム

※DMATロジスティックチーム : 厚生労働省などが実施する「DMAT ロジスティックチーム隊員養成研修」を修了した者により構成され、情報収集・分析や医療チームの指揮調整などの本部活動を行う専門のチーム

※DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team) : 災害時健康危機管理支援チーム

⑤ 災害通報伝達および傷病者の把握

今回の震災においてトリアージは実施されなかった。負傷者に関して、消防や自衛隊の救急車により町外への搬送が行われた。

※トリアージ : 重傷度や治療緊急度に応じた傷病者の振り分け。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	03:43	負傷者搬送の報告
			04:30	町内医療施設 開設
			07:39	負傷者搬送の報告
			11:44	町内病院の診療受付時間報告
			12:45	町内企業の発電機を町内病院に移送
			20:01	翌日の町内病院診察体制に関する情報共有
	9	7	08:22	町内医院医師来訪、発電機の燃料について質疑。自衛隊で支援依頼済み
			18:26	町内医院の発電機(町内企業借用品)が停止した旨の連絡あり。容量不足により動作が不安定になっていると推測
	9	8	18:07	町民センター・酸素ボンベが必要な患者、病院へ搬送(自衛隊救急車で搬送)
	9	9	08:03	「子ども達の心に震災の傷を残さないために」をホームページに掲載
	9	10		このころ、日本赤十字からの応援部隊が避難所に到着
	9	12		このころ、道がスクールカウンセラー 町内小中高に派遣
	9	18	20:00	町民センター在中、支援ナースより電話。指定緊急病院を教えて欲しい。消防に確認の上、指定緊急病院を伝えるものの、避難者が「市立病院がかかりつけなので、夜間担当が市立病院なら行きたい」と言っているとのこと
	9	末		月末ごろ、薬剤師会から風邪薬の提供を受けたので、避難所に配置し利用した
2019	2	22	07:05	スクールカウンセラーが入るとの情報

(4) 関連データ等

表 東胆振東部3町医療救護保健調整本部における5つのフェーズ

フェーズ	内容	主な健康課題
フェーズ0	2018年9月6日 初動体制の確立	
フェーズ1	2018年9月7日～9日 緊急対策（生命・安全確保）	医療の継続、負傷者への医療提供、感染症対策、心のケア対策、生活不活発病の予防
フェーズ2	2018年9月10日～19日 応急対策～生活安定 （避難所対策が中心）	医療ニーズから生活ニーズ（選択、入浴等）への移行、余震への不安、医療の継続、生活不活発病の予防、心のケア対策、感染症予防対策
フェーズ3	2018年9月20日 ～10月31日 応急対策～生活の安定 （避難所から概ね応急仮設住宅入居までの期間）	感染症予防（感染性胃腸炎、インフルエンザ）の啓発・環境整備の徹底、生活不活発病の予防、子どものメンタルヘルスケア、不眠・うつ・心のケア対策、支援者へのメンタルヘルスケア（職員）、避難所からの帰宅支援
フェーズ4	2018年11月1日 ～12月28日 復旧・復興対策～人生の再建、地域の再建（応急仮設住宅や新しいコミュニティづくり）	感染症予防（感染性胃腸炎、インフルエンザ）、生活不活発病の予防、子どものメンタルヘルスケア、不眠・うつ・心のケア・アルコール関連問題・認知症対策、支援者へのメンタルヘルスケア（職員）、孤立（避難所・在宅・応急仮設住宅）

表 安平町保健師および地区担当保健師の概要

町の保健師活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・町保健師は総合庁舎6名、総合支所4人に分散配置 ・総合庁舎内と総合支所内の健康部門や介護部門等配置部署での災害時の役割があり、保健活動の全体計画を立てにくい状況があった
当初保健班の活動体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被災当日、現地に出向き被災状況を把握。支援の実施を決定 ・町保健師は各避難所において保健活動のほかに避難所運営も担っており混乱した状況。派遣チームが応援に来るまでの間は各避難所の医療ニーズ把握のため保健所が避難所巡回を実施。ニーズ把握を行い支援に入っている医療チーム、町に情報を引き継ぐ ・道立保健所から派遣があり、2名体制（うち係長職1名をリーダー保健師とする）で保健班体制を組む ・リーダー保健師は町と保健活動方針、災害時保健活動内容を協議し決定。健康相談班に活動を伝え取組む ・DHEAT派遣終了後は、保健班保健師へ役割を引継ぎ、道外派遣保健師チームの引継ぎに同席し、リーダー保健師からの引き継ぎや町の実態把握とこれまでの経過を伝え次の活動の説明、避難所案内当、状況に応じて実施した。チーム交代後のスムーズな活動につながった ・道外保健師の派遣終了前に、その後の体制について町リーダー保健師等と打合せ実施し、町の意向を確認しながら、保健活動の方向性を決定した ・町保健師の疲労や精神的な負担感、健康状態等、支援者自身の健康状態もかんがみ、各打合を効率的に行うなど可能な限り負担感を軽減できるよう調整した
町担当保健師の活動（全体を通して）	<ul style="list-style-type: none"> ・町保健師が総合庁舎と総合支所に分散配置のため、被災情報や保健活動の全体が分かりにくい状況があり、初動時は当初町担当保健師が各避難所巡回などにより災害情報収集と共に町保健師への情報提供を実施しながら保健活動体制の整備を実施 ・町担当保健師は、初動時は町民への避難所などの医療ニーズ対応や保健指導等直接的な支援を実施したが、その後は道DHEAT保健師等による情報収集と保健活動計画等の評価や関係機関調整を実施した
フェーズ1	<ol style="list-style-type: none"> ①被災状況の把握および避難している住民の医療ニーズ把握のため避難所巡回 ②保健師や課長等への聞き取りを実施し町と医療チームに引き継ぐ ③支援依頼の把握
フェーズ2	<ol style="list-style-type: none"> ①災害時の活動について状況把握（各避難所巡回・町保健師からの聞き取り） ②災害支援全体の方向性についてロードマップを作成し提示。町と現状を共有し必要な支援について検討 ③今後の避難所運営、帰宅支援について町の方針を確認 ④在宅者への支援について町と協議し、実施に向けた準備と健康相談班への説明
フェーズ3	<ol style="list-style-type: none"> ①町保健活動の把握および方向性の検討（訪問対象の整理・調整など） ②避難所運営スタッフへの感染症予防対策の調整・指導 ③在宅者への訪問の進捗管理、町システムへの訪問結果の入力 ④こころのケア班にかかる相談調整 ⑤今後の活動について確認し必要な支援を協議、実施
フェーズ4	<ol style="list-style-type: none"> ①保健師撤退に伴う保健班活動の整理と町への引継ぎ ②今後の保健所支援について確認 ③応急仮設住宅居住者への支援について町の方針を確認 ④町職員支援についての検討 ⑤DVT検診の調整および従事 <p>※フェーズ2～4共通：町主催ミーティングへの出席、関係機関調整、派遣保健師活動の進捗管理。管内概況等オリエンテーションに必要な資料の作成・準備。派遣チーム交代時には引継ぎに同席、オリエンテーション実施</p>

2.2.10. 第11節 防疫計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第11節 防疫計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。なお、防疫業務は水害における対策が中心であり、地震時に対応する項目は多くない。

表 防疫計画における業務の概要

項目	主な内容
防疫班の編成	防疫班の編制（該当記録なし）
防疫の種別と方法	消毒活動（該当記録なし） 家屋等の消毒（該当記録なし） 検病および検水調査並びに健康診断（該当記録なし） 臨時予防接種（該当記録なし）
感染症患者の発生時における対応	①感染症患者の発生時における対応
消毒方法	消毒方法（該当記録なし）
ねずみ族、昆虫等の駆除	ねずみ族、昆虫等の駆除（該当記録なし）
家用水の供給	家用水の供給（該当記録なし）
避難所等の防疫指導	②避難者の健康把握、保健指導、飲料水の水質検査
防疫用資器材の調達	③防疫用資器材の調達
家畜および畜舎の防疫	家畜および畜舎の防疫（該当記録なし）

(2) 主要な業務対応

① 感染症患者の発生時における対応

感染症患者に関しては、避難所において避難者のうち風邪の症状を示した町民がいたことが報告されている。この際、支援ナースが総合庁舎職員に対応を確認した。

② 避難所等の防疫指導

避難所の防疫指導については、初動時は道立保健所からの応援職員を中心に保健班体制を組み、避難所において町担当保健師が各避難所巡回などにより災害情報収集と共に町保健師への情報提供を実施しながら保健活動体制の整備を実施し、各種支援を活用することで業務にあたった。その後は道DHEAT保健師による情報収集と保健活動計画等の評価

や関係機関調整を実施した。

③ 防疫用資器材の調達

本項目では、避難所に嘔吐処理セットが配備されたが、一部避難所で所在が不明となっていた。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	18	21:00	町民センター在中、支援ナースより電話。14歳女の子風邪症状、保健師に電話しても出ないので隔離かどうか本部に判断して欲しいとのこと。マスクして人との接触をなるべく避けるように指示
	9	29	18:30	保健所より避難所へ嘔吐処理セットを置くよう指導が来ていることの確認→保健師が既に対応済み。ただし、追分公民館について物資がありすぎて所在が不明

(4) 関連データ等

なし

2.2.11. 第12節 廃棄物処理及び環境保全計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第12節 廃棄物処理及び環境保全計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 廃棄物処理及び環境保全計画における業務の概要

項目	主な内容
廃棄物等の処理班の編成	①被災地の現状把握、収集計画、出動体制 ②臨時ごみ入れ容器、ごみ集積地の設置
廃棄物等の処理方法	③ごみの収集処理 し尿の収集処理（該当記録なし）
飼養動物の取り扱い	飼養動物の取り扱い（該当記録なし）
死亡獣畜の処理	死亡獣畜の処理（該当記録なし）

(2) 主要な業務対応

① 被災地の現状把握、収集計画、出動体制

本項目については、町の災害時の災害廃棄物担当としては1名が想定されており、少人数で全ての業務を対応せざるを得ない状況が発生した。これについて職員ヒアリングでは、災害ごみ担当者へ負担が集中したとの指摘があった。環境省および北海道は発災当初から現地に入り、現地状況の確認や被災自治体への聞き取りを行い、相互に連携して被災自治体に対する災害廃棄物の処理や災害報告書に係る支援や助言が行われた（環境省北海道地方事務所報告書より）。

② 臨時ごみ入れ容器、ごみ集積地の設置

本項目については、仮置場の候補地や廃棄物の処理方法などは、発災後に検討が行われた。安平町では、軒先回収および自己搬入による災害ごみ、被災住宅の解体作業に伴う廃棄物の集積場として、臨時集積場を設置することとした。臨時集積場の場所は、9月6日に候補地の選定を開始し、9月8日に大師ヶ丘公園とすることを決定した。9月9日に現場管理に関する発注準備を開始している。なお、仮置き場は、2019年1月までは主に災害廃棄物処理に使用し、それ以降は家屋の解体ごみの集積場として活用している。

③ ごみの収集処理

本項目については、広域処理は、苫小牧市他近隣の自治体や公益社団法人北海道産業廃棄物協会日胆支部（現：公益社団法人北海道産業資源循環協会日胆支部）と調整し行われた。

「大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき依頼が行われ、胆

振東部3町および日高町の4町の災害廃棄物の受入れと一部の運搬は、3市（苫小牧市、岩見沢市、登別市）の処理施設の協力を受けることとなった。安平町は苫小牧市に対して10月25日に仮置き場からの収集処理に関して支援要請を行った。

また、複数の民間処理施設からも災害廃棄物の受入れについて協力を受けた。受入処理施設での品目、量、条件や時期の調整は北海道が行った。

安平町では、災害ごみについては災害発生後初期と、復旧期に分類し、家屋解体ごみと分けて処理フローを整理している。

災害ごみについては、町民やボランティアによる自己搬入（9月10日～10月19日）と、町および委託業者による個別回収（9月18日～10月8日）により集積し、仮置き場において町、ボランティア、各企業、東胆振清掃企業組合により分別後、東胆振清掃企業組合が運搬を行う（9月10日～）という流れである。また、10月22日以降は、自己搬入・個別収集は終了し、町、ボランティア、シルバー人材センター、産業廃棄物協会が分別し、各関連企業が運搬、処理する体制が2019年1月まで行われた。

一方、家屋の解体・撤去ごみは、各解体会社により解体・分別・運搬のうえ、安平建設協会により仮置き場の管理がなされたあと、企業による運搬・処分が行われる流れとなった。

最終的に災害廃棄物の処理量は災害ごみで2,293.4(t)、解体撤去で15,141.4(t)となった。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	07:55	安平・厚真行政事務組合 ごみ収集不可の判断
	9	8	13:16	10日より大師ヶ丘公園にて家庭ごみの自己搬入受付 を決定
				このころから生ごみの回収を行う
	10	2	12:30	研修センターのごみ袋、2町へ移動、場所を空ける ～16:00
10	19		大師ヶ丘公園臨時集積場終了	
2019	1	30		このころ、大師ヶ丘の災害ごみを搬出完了し、解体ごみの搬入スペースを確保した。

(4) 関連データ等

◎ごみの出し方について

ごみステーション

・通常の収集を再開しております。
通常のゴミ出しルールに従って出してください。

臨時集積所（大師ヶ丘公園）への自己搬入について

・災害ゴミ、一般ゴミの受入を行っております。
分別して、搬入してください。

受入れ時間 月曜日から土曜日（祝祭日も実施）
8：30～12：00 13：00～17：00

災害ゴミ（大型ごみ等について）

・災害ゴミで、大型ごみや大量のガラスなどで、自己搬入できないものについて、9月18日以降、随時各家庭を回って回収していきますので、自宅の敷地内の危なくないところにおいてください。

図 ごみの出し方に関する広報資料（安平町）

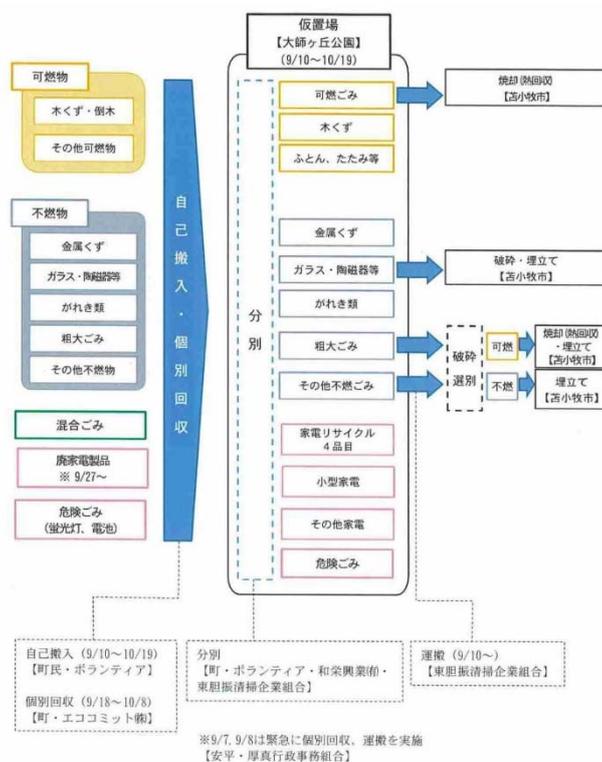


図 安平町の片づけごみの処理フロー（9月7日～10月20日）

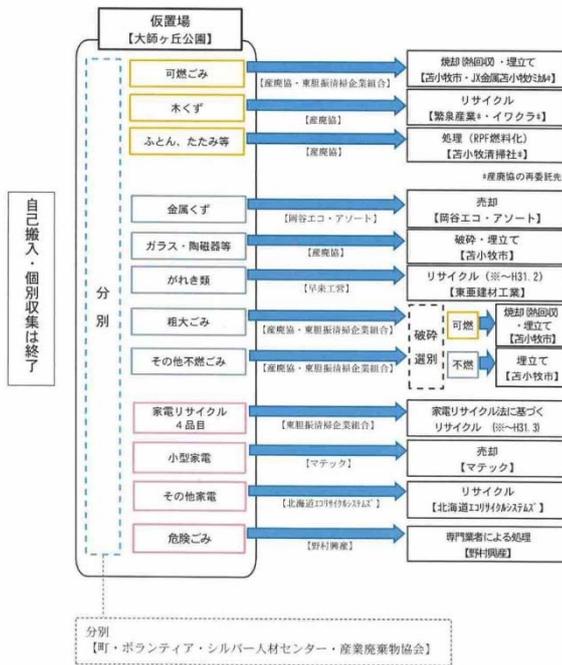


図3-4 安平町の処理フロー事例（片付けごみ：10月22日～平成31年1月）
 出典：安平町提供資料

図 安平町の片づけごみの処理フロー（10月22日～2019年1月）

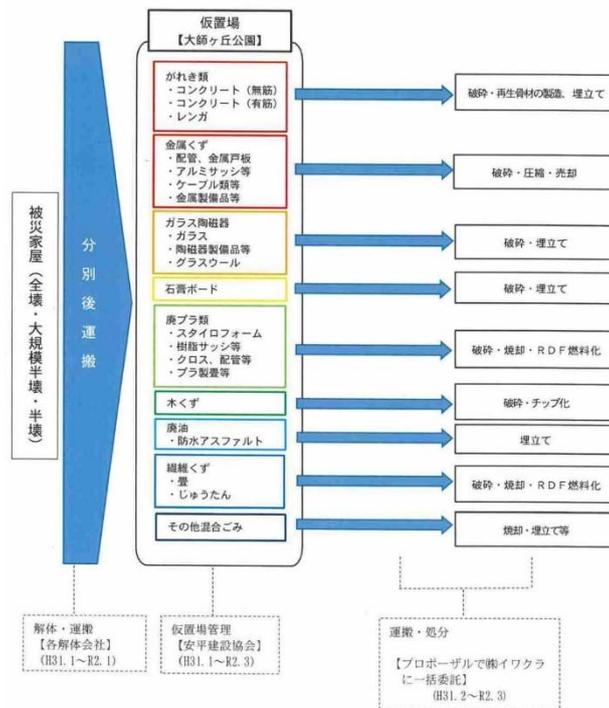


図 安平町の家屋解体・撤去ごみの処理フロー（9月7日～10月20日）

表 災害廃棄物量

種類		処理量(t)
片付けごみ	可燃ごみ	430.9
	不燃ごみ	1,386.0
	危険物	1.0
	家財道具等	354.7
	小計	2,172.6
	家電4品目	100.6
	小型家電・PC	20.2
	小計	120.8
合計		2,293.4
解体撤去	コンガラ	11,347.0
	アスガラ	30.6
	ガ陶くず	114.4
	木くず	1,688.0
	金属くず	329.2
	廃プラ	51.4
	小計	13,560.6
	混合廃棄物	1,229.4
	石膏ボード	351.4
	小計	1,580.8
	合計	

2.2.12. 第18節 文教対策計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第18節 文教対策計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 文教対策計画における業務の概要

項目	主な内容
応急教育対策	① 休校措置 ② 学校施設の確保 教職員の確保（該当記録なし）
教育の実施	③ 災害に応じた特別教育の実施
学校給食の措置	④ 学校給食の継続
衛生管理対策	⑤ 水飲み場およびトイレの衛生確保 ⑥ 収容施設として使用後の校舎全体の清掃、消毒、健康診断
学用品の供給	住宅に被害を受け学用品等を失った児童・生徒へ学用品供給 （該当記録なし）
文化財等に関する処 置	⑦文化財の被害報告および復旧

(2) 主要な業務対応

① 休校措置

本項目については、安平町では、地震直後に学校を避難所として開設したことなどから、発災直後の5時11分に小中学校の休校を判断している。その後、9月8日には学校施設確保のためコンサルタントによる学校施設の被害調査を行ったが、9月9日時点で水道復旧の目処が立たず、12日までの休校を判断している。

② 学校施設の確保

本項目については、9月10日に行われた緊急校長・教頭会議において学校再開方針が指示され、翌9月11日には追分小学校を追分中学校で再開するための引っ越しが行われているとともに、9月12日には早来小学校の再開のため、避難所機能を早来地区スポーツセンターに移動している。9月13日には、早来中学校を町民センターで再開するための引っ越しが行われている。これら対応により、9月13日には追分中学校、追分小学校、早来小学校、安平小学校が授業再開、9月14日には早来中学校、遠浅小学校が授業を再開するに至っている。

なお、町民センターで再開した早来中学校については、9月16日に仮設校舎の建設が協議され、12月27日に校舎が完成し、翌年1月15日の三学期から、仮設校舎での授業が開

始された。追分中学校で再開された追分小学校については、1月21日に既存校舎での再開に至っている。

③ 災害に応じた特別教育の実施

本項目については、前述のとおり9月13日、14日に再開された。9月18日に、給食センターの部分再開により給食が行えることとなり、全学校で通常授業が再開している。

④ 学校給食の継続

本項目については、職員ヒアリングによれば、学校再開時、給食用食材の調達はめどがあったが、地域のレストランを給食センターとして活用しようとしたところ、保健所より、衛生基準が異なるため給食としての提供は不可であるとの判断がされた（職員ヒアリングより）。

前述したとおり、9月18日に、給食センターの部分再開により給食が行えることとなり、9月25日には、学校給食センターが通常再開した。

⑤ 水飲み場およびトイレの衛生確保

本項目については、遠浅小学校の授業再開に先立ち、9月13日に仮設トイレが設置されている。なお、水飲み場の衛生確保に関する記録はない。

⑥ 収容施設としての使用後の校舎全体の清掃、消毒、健康診断

本項目として使用後の校舎全体の清掃については、9月13日に、早来小学校を避難所として利用していた際のごみの片づけ依頼があり、翌日に災害ボランティアセンターで対応しているほか、9月21日にも、追分小学校で同様の事象が発生している。

⑦ 文化財の被害報告および復旧

本項目については、安平町内の文化施設（早来郷土資料館、追分郷土資料館、鉄道記念館）が被災し、9月15日に、北海道博物館、勇武津資料館、様似町教育委員会からの応援職員により現状復旧作業が行われている。

また、町指定文化財については、早来市街にある「旧小熊医院」の2階部分が倒壊し、9月19日に解体するに至っている。

町指定文化財の復旧については、既存で安平町文化財保護条例に基づく補修等の補助金があるが、2020年5月26日には安平町指定文化財災害復旧事業補助金交付要綱が制定され、震災により被害を受けた町指定文化財の復旧に要する費用の一部に対し補助が行われている。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	3:45	学校を避難所として開設
			5:11	小中学校休校を判断
			5:41	追分中学校の一部が窓ガラス破損により使用不可 施設・通学路等の被害調査
	9	8		北海道開発局による応急危険度判定 ・早来中学校 校舎・渡り廊下・要注意判定 体育館・危険判定 ・追分中学校 体育館・危険判定 ・追分小学校 校舎・要注意判定 体育館・危険判定
	9	9		コンサルタントによる被害調査
				電気復旧も、水道復旧の目処立たず12日までの休校判断 追分小学校避難指示区域
	9	10		学校再開方針指示（緊急校長・教頭会議）
	9	11		追分小学校引越し（追分中学校へ）
	9	12		学校再開のため早来小学校避難所閉鎖（避難所はスポーツセンターへ移動）
	9	13		授業再開（追分中学校、追分小学校、早来小学校、安平小学校）
				早来中学校引越し（町民センターへ）
				小中学校再開説明会（早来中学校、追分小学校）
				遠浅小学校仮設トイレ設置 早来小学校の避難所利用時のごみ片付けの要望、翌日災害ボランティアセンターで対応
	9	14		授業再開（早来中学校・遠浅小学校）
	9	15		北海道博物館、勇武津資料館、様似町教育委員会からの支援により、早来郷土資料館、追分郷土資料館、鉄道記念館の被災資料の現状復帰を実施
	9	16		仮設校舎協議（早中校長・教頭・教育長・教育次長）
	9	18		追分高校（道立）再開
				全学校通常授業再開 学校給食センター部分再開による支援給食対応
	9	19		地震で2階部分破損の町指定文化財「旧小熊医院」解体
	9	21		追分小学校の避難所利用時のごみ片付けの要望
	9	25		学校給食センター通常再開
	10	3		仮設校舎理事者協議
	10	7		早来中の耐力度調査
	10	16		早来中学校の復旧について、義務教育学校の建設が現実的との協議
	10	19		仮設校舎契約・着工
	11	15		追分小学校再開説明会（3学期から再開見通し説明）
	12	27		仮設校舎完了引渡し
2019	1	4		早来中学校引越し（町民センターから仮設校舎へ）
	1	15		早来中学校仮設校舎始業式（仮設校舎使用開始）
	1	21		追分小学校既存校舎での再開
2020	5	26		安平町指定文化財災害復旧事業補助金交付要綱の制定

(4) 関連データ等

なし

2.2.13. 第19節 住宅対策計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第19節 住宅対策計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 住宅対策計画における業務の概要

項目	主な内容
実施の方法	避難所の設置（第5節参照） ①応急仮設住宅 ②住宅の応急修理
施工および資材の調達	施工および資材の調達（該当記録なし）
応急仮設住宅および住宅応急修理の記録	③応急仮設住宅および住宅応急修理の記録
費用の限度および期間	④費用の限度および期間
災害公営住宅の整備	災害公営住宅の整備（該当記録なし）

(2) 主要な業務対応

① 応急仮設住宅

応急仮設住宅については、応急仮設住宅の設置機関である北海道建設部と協議を行い、建設用地の決定を行うとともに、被災世帯への聞き取り調査を行いながら建設戸数の決定等を行った。応急仮設住宅の建設は、第1期と第2期に分けて行われ、第1期についてはプレハブ型の応急仮設住宅をメインとし、第2期についてはトレーラーハウスを含めた対応としている。また、町では、被災し、道内に分散避難していた特別養護老人ホームの入居者を主な対象として、福祉応急仮設住宅を建設した。り災証明で全壊、大規模半壊、半壊の被害を受けた世帯のうち100世帯が応急仮設住宅や公営住宅へ入居した。また、一部損壊住宅であっても避難指示により長期避難が必要な世帯については、全壊相当とみなされ、応急仮設住宅に入居している。

町民へは、9月23日に説明会を開催して周知を図ったほか、申し込み、抽選を経て、10月31日に鍵の引き渡しが行われ、入居が開始された。第2期の鍵の引き渡しは11月21日、福祉応急仮設住宅は12月28日に行われた。

応急仮設住宅は、災害から20日以内に着工することが求められ（災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準（2013年10月1日内閣府告示第228号）（抄））、早急に建設戸数を設定する必要がある。避難所において聞き取り調査を行うなどして建設戸数を設定し、9月18日に北海道により建設戸数決定についての発表がなされた。整備戸数は、第1期工事として9月25日に追分8戸、早来12戸（10月29日完成、11月1日入居開始）、第2期工事として10月24日に追分5戸、早来5戸（11月19日完成）、トレ

ーラーハウス3台（12月5日完成）、第3期工事として12月3日にトレーラーハウス4台（12月23日完成）となっている。さらには、賃貸型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として賃貸住宅が利用され、町内に16世帯、町外に28世帯が入居し、町外の比率が大きくなっている。公営住宅の一時使用については、47世帯が選択した。

② 住宅の応急修理

町では、全壊、大規模半壊、半壊被害を受けた世帯のうち43世帯が、住宅応急修理を活用して住宅を修理した。一方、住宅応急修理を活用すると応急仮設住宅に入居することができないことの理解が不十分であることが指摘された（職員ヒアリングより）。

③ 応急仮設住宅および住宅応急修理の記録

町では、応急仮設住宅および住宅応急修理を記録するものとして被災者生活再建支援システムを利用し、り災証明のデータと共に一元管理を行っている。

④ 費用の限度および期間

本項目については、供与期間について建築工事が完了した日から最長2年3ヶ月以内と定められており（建築基準法第85条第3項又は第4項）、期限延長などは実施しなかった。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	7		道と被災3町との今後の進め方に関する打合せ
	9	10	13:37	早来守田地区住民来訪 早期の住宅供給を要請
	9	11		道町内部における応急仮設住宅供給建設の調整開始（北海道特別仕様、住戸配置の考え方、工期など）
	9	14		道と被災3町における建設可能用地の調査にかかる打合せ
	9	18		第1期応急仮設住宅建設戸数決定（道による報道発表）
	9	23	09:00	追分公民館にて応急仮設住宅説明会 参加者約100名
			13:00	町民センターにて応急仮設住宅説明会 参加者約120名
				応急仮設住宅説明会
	9	25		第1期応急仮設住宅着工
	9	30		応急仮設住宅仮申し込み受け付け開始（保健センター、総合支所）
	10	10		第2期工事建設地の打合せ
	10	11		第2期応急仮設住宅の正式要望
	10	12		福祉応急仮設住宅の建設を検討（報道発表）
				第2期応急仮設住宅の工事建設戸数、建設地区、型式を決定（報道発表）
	10	19		第2期応急仮設住宅着工
	10	20		応急仮設住宅仮申請の抽選
	10	22		応急仮設住宅抽選（安平公民館にて）
	10	25		福祉応急仮設住宅着工
	10	31		第1期応急仮設住宅の鍵受け渡し
	11	10		被災宅地復興に向けた住民説明会 追分公民館にて開催 19:00～20:10
	11	21		第2期応急仮設住宅の鍵受け渡し
	12	28		福祉応急仮設住宅、法人への説明会 福祉応急仮設住宅鍵受け渡し
12	中		応急仮設住宅備品贈呈の様子	

(4) 関連データ等

表 応急仮設住宅（一次募集時）に関する説明内容

住宅種類	項目	内容
建設型応急住宅	住宅の内容	1DKタイプ（台所＋居間、約20㎡） 2DKタイプ（台所＋居間＋洋室、約30㎡） 3Kタイプ（台所＋居間＋洋室1・2、約40㎡）
	地区および募集戸数	追分地区（追分白樺1丁目201番、203番） 1DK×1戸、2DK×3戸、3K×4戸、計8戸 早来地区（早来北進80番2） 1DK×3戸、2DK×4戸、3K×5戸、計12戸
	入居期間	2年
	費用負担	・家賃は無料 ・電気、ガス、水道等使用料および共益費は入居者負担 ・ガラス破損や電球その他付属設備で構造上重要ではない部分の修繕は入居者負担
	申し込み条件	・胆振東部地震発生時点において北海道に住所を有する方 ・住居の全壊または大規模半壊により居住する住宅がない方 ※半壊についても住み続けることが困難な程度の痛みがある場合などは入居可能な場合有 ・自らの資力では住居を確保できない方 ・災害救助法に基づく応急修理制度を利用していない方 ・民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方 など
応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ）制度	入居対象者（右のいずれにも該当）	・胆振東部地震発生時点において北海道に住所を有する方 ・下記のいずれかを満たす方 ①住居の全壊または大規模半壊により居住する住宅がない方 ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフラインが途絶している、地滑り等により避難指示灯を受けているなど長期に渡り自らの住宅に居住できない ③半壊・大規模半壊であっても、土地の液状化等の被害により住宅としての再利用ができず自らの住宅に居住できない方 ・自らの資力では住居を確保できない方 ・災害救助法に基づく応急修理制度を利用していない方
	借り上げ住宅の要件（右のいずれにも該当）	・貸主から同意を得ている ・管理会社等により賃貸可能と確認されたもの ・家賃（共益費を含む）が1か月あたり70千円（1人）、93千円（2～4人世帯）、111千円（5人以上世帯）
	費用負担	北海道 ・家賃、礼金、退去修繕負担金、仲介手数料 ・火災保険等損害保険料 入居者 ・光熱水費、自治会費、駐車場使用料など上記以外の費用 ・入居者の故意または過失による損壊への修繕費用（退去修繕負担金では賄えなかった場合の不足額）
	入居期限	2年以内
公営住宅（一時使用）	募集住宅	各庁舎および各避難所に掲示
	入居期間	最長1年、ただし3か月毎に更新
	費用負担	家賃（駐車場使用料、共益費を含む）は無料、光熱水費は入居者負担
	入居条件	・胆振東部地震発生時点において安平町に住所を有する方 ・り災証明の判定結果が全壊、大規模半壊、半壊の方 ・自らの資力では住居を確保できない方 ・災害救助法に基づく応急修理制度を利用していない方 ・民間賃貸住宅借上げ制度を利用していない方 ・ペットを飼育していない方 など
	抽選日	10月9日

（被災者のための応急仮設住宅入居者募集案内、2018年9月 安平町）

表 応急仮設住宅等の種類、最多世帯数、最多入居人数

区分		供給戸数	最多世帯数	最多人数
建設型 応急仮設住宅	プレハブ住宅	13 戸	12 世帯	26 人
	追分	17 戸	17 世帯	36 人
	早来	7 台	7 世帯	19 人
賃貸型 応急仮設住宅	トレーラーハウス	—	16 世帯	32 人
	町内	—	28 世帯	54 人
	町外	—	47 世帯	77 人
公営住宅（一時使用）		—	8 世帯	21 人
モバイルハウス		8 戸	8 世帯	21 人
福祉応急仮設住宅（追分地区）		1 か所	36 世帯	36 人
合計		—	171 世帯	301 人

表 り 災証明結果と応急仮設住宅入居者数、応急修理数

区分		全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	無被害	合計	備考
判定世帯数		90	56	356	3,147	185	3,834	
建設型 応急仮設 住宅	追分	3	3	4	2	0	12	
	早来	9	2	6	1	0	18	入退去時期の 影響で最大 17 世帯と異なる
	トレーラ ーハウス	3	2	2	0	0	7	
賃貸型応急仮設住宅		8	4	20	13	0	45	
公営住宅（一時使用）		10	7	9	21	0	47	
モバイルハウス		4	2	2	0	0	8	
入居者計		37	20	43	37	0	137	
応急修理		4	7	32	2	0	45	

※一部損壊の応急仮設住宅入居者は、長期避難指示区域在住による全壊相当の世帯

2.2.14. 第22節 広域応援派遣計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第22節 広域応援派遣計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 広域応援派遣計画における業務の概要

項目	主な内容
実施内容	①町の処置 消防機関（該当無し）
応援協定等	②応援協定等

(2) 主要な業務対応

① 町の処置

災害対応業務は、町職員に加え、関係機関および応援職員で対応された。応援職員は、国土交通省、自衛隊、北海道内自治体、対口支援により道外からの応援派遣によるものである。

北海道からは、9月6日に胆振総合振興局職員2人がリエゾンのため安平町に派遣され、町は職員の応援派遣を要請した。

要請に応じた派遣のほかプッシュ型支援による職員派遣なども実施され、水道業務、応急危険度判定に関する職員が9月7日から派遣された。以降、避難所運営支援、土木・建築業務、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、北海道心のケアチーム、災害廃棄物適正処理緊急技術支援、災害廃棄物発生状況調査、北海道こどもの心のケア班、避難所の健康相談等、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、下水道業務支援、賃貸型応急仮設住宅（みなし仮設住宅）の状況確認、応急危険度判定、児童生徒の教育相談など多岐にわたる支援が実施された。また、安平町生活再建支援室等への道職員の中長期派遣も行われた。

北海道開発局、札幌開発建設部、小樽開発建設部、室蘭開発建設部、釧路開発建設部からは職員がリエゾンとして9月6日から10月15日まで安平町に派遣され、町の被害状況や被害への対応状況を把握し、災害対策本部へ報告するとともに、災害対策本部に参加して、北海道開発局の活動状況について報告を行った。また、リエゾン以外の活動については、北海道開発局、東北地方整備局の職員が、道路、砂防建築物の被災状況調査班および応急対策班として派遣されている。

環境省からは、9月7日から東北事務所職員を現地支援チームが追加派遣され、安平町で支援活動を行い、10月21日まで支援活動を行った。活動内容は仮置き場の設置状況への助言等が行われた。

北海道財務局からは、安平町に9月8日から18日までの間、延べ40人が派遣され、物資の受け入れ・積み込みの支援を行った。

岩手県からは、リエゾンが9月9日に安平町にて活動を行った。安平町からの避難所運営

アドバイス要員の派遣要請を受け、9月11日から、避難所運営に関するニーズ調査、運営アドバイス等を行うため、保健福祉部職員が活動を開始した。9月11日には、総務省が応援職員確保調整本部（総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会）を開催し、岩手県および新潟県（山形県から変更）を安平町の対口支援団体とすることを決定した。その後、安平町からの避難所運営支援要員（15名）の要請、り災証明書交付等事務支援要員（20名）の派遣要請を受け、9月14日より避難所運営支援、9月15日よりり災証明書交付等事務支援を開始し、10月7日までに災害対策本部運営支援51人、避難所運営支援291人、り災証明証交付支援380人、リエゾン派遣49人、延べ771人が支援を行った。

また、新潟県からは、新潟市が9月6日にリエゾンを派遣して現地での情報収集にあたるとともに、安平町へ9月12日から10月7日まで、災害対策本部運営支援54人、避難所運営支援9人、り災証明証交付支援432人、リエゾン派遣5人、延べ500人の人的支援を行った。

道内各市町村からは、9月6日から2019年1月18日までにり災証明証交付支援、被災家屋調査等で派遣された。また、技術職員として恵庭市から水道復旧のための職員支援があったほか、帯広市から建設課へ、釧路市から水道課へ、函館市から健康福祉課へそれぞれ支援が行われた。苫小牧市、白老町、厚真町、むかわ町、安平町は、2015年3月2日に、1市4町による災害時広域相互応援に関する協定を締結している。これに基づき、白老町は9月9日からリエゾンを派遣するとともに、避難所運営支援、在宅被災者等の訪問活動、り災証明交付にかかる応援職員を派遣した。

日本水道協会からは、発災直後の応急給水業務において、構成市町の給水車が参集し、支援にあたった。日本水道協会北海道支部が、9日に安平町に現地対策本部を設置し、安平町と厚真町の復旧事業を全面的に支援（札幌市、旭川市、小樽市等より9月13日時点で29名。厚生労働省からも職員を派遣）を行った。

※対口支援：被災した自治体に対して、パートナーとなる自治体が支援を行うこと

※リエゾン：連絡調整の実施、あるいは連絡調整に携わる要員のこと

② 応援協定等

安平町では、関係機関および近隣市町、関連企業と、相互応援、施設利用、物資輸送、地図製品、情報発信、電力供給、燃料調達、生活物資確保、救助・救援等において31件の災害時連携協定を締結している。協定機関から、地震直後より飲料水、食料の提供、発電機の確保等の支援が実施された。なお、現在締結されている連携協定のうち、10件は、胆振東部地震発生後に締結したもので、災害復旧業務の円滑化を目的として締結したものである。また、町内の産業団体として安平建設協会と連携協定を締結しており、資機材の提供、応急復旧において連携している。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	04:16	北海道電力へ連絡
			07:33	協定締結先企業より、飲料水提供の申し出
			08:10	協定締結先企業に避難物資を要請
			08:32	協定締結先企業より飲料水到着（支援物資第1号）
			08:50	協定締結先企業より飲料・食料発送
			09:00	開発局と町建設課のホットライン設置に関する協議
			10:47	日本赤十字へ食料と毛布の支援を要請
			11:08	ソフトバンクより災害用携帯電話提供の連絡
			14:33	東京 23 区区長会 支援の受付を行うとの連絡
			14:58	企業より飲料水提供の申し出 18:45 到着
			15:40	日本赤十字 水・毛布の支援を依頼 21:11 到着
			16:35	企業より 地図提供の申出
			17:29	苫小牧市より 海上自衛隊による食料支援の連絡
			18:32	道危機管理課より防災ラジオ 20 個配備の連絡
	18:46	経済産業省から物資の申し出の連絡 ※具体的な物資、納期はこれから調整		
	21:08	道危機管理課 手回しラジオ到着		
	21:11	日本赤十字 支援物資到着（毛布、生活用品等）		
	9	7	09:45	石油備蓄協定 昼過ぎに提供できると連絡あり。 量は軽油 400 リットル。早来自工に輸送するよう手配 午後 12 時以降
			10:43	企業より 飲料提供
			14:19	企業 お茶・水 4000 本手配
			14:23	由仁町より 追分地区の住民が水をもらいにきた、由仁町では協力可である旨連絡
14:45			日水協先遣隊、北海道水道G来訪、被害状況の調査・停電等により応援要請ができなかったため口頭で応援を要請	
16:18			企業に手配した お茶・水 4000 本到着	
16:44			北海道財務局 7 時発を 5 時発に変更	
17:40			道庁 a u 携帯 10 台手配の旨連絡	
19:03			札幌管区气象台より支援物資提供 水 2 リットル×6 本×6 箱、パン 24×7 箱、おこわ 50 袋×1 箱、菓子パン×16 缶	
21:21			道庁経由 9/8 朝 おにぎり 600 食が役場に届く	
21:34	七飯商工会青年部 飲料水の提供			
9	8	08:30	三笠市より水道支援 2 名 給水タンク 1 t×1 つ	
		09:17	遠浅公民館 三笠市からの給水車配置	
		09:48	畜産公社より、水の給水およびお風呂の 20 人浴槽提供可能の連絡	
		09:59	畜産公での入浴支援 安平公民館へバス手配	
		10:34	道庁経由物資到着 カップラーメン 水 メロンパン	
		10:39	旭川市・苫小牧市からの給水車 早来小学校・町民センターに配置	
		10:54	炊き出し用食材運搬の連絡 冷蔵処置の相談あり	
		12:30	日水協による漏水調査開始	
		13:19	経済産業省 来訪 必要とする物資の聞取り	
		14:20	新得町青年部物資到着 10 t 給水車、簡易トイレ	
		15:28	農林水産省 支援物資到着 水 500ml×1508 本 カップ麺 1300 食	
		15:55	北海道財務局による応援体制 2 名から 4 名増員予定との連絡	
		18:27	企業より 飲料水提供	
		北海道、開発局 応急危険度判定士 14 名派遣（9 日まで）		
9	9	12:00	日水協による漏水調査	
		12:40	白老町役場 防災担当 2 名派遣で来訪	
		13:51	白老町 16 名応援 避難所職員 24 時間体制確保（18 時着）	
9	10	09:22	企業より地図システム提供の申し出	

		09:31	静岡県小山町 ふるさと納税代理寄付の申し出	
		13:44	企業より住宅地図システムを提供	
		15:10	住宅地図システム提供に関する協議	
9	11	10:40	企業 災害時用の地図を提供。協定は別途協議	
9	15	14:24	ゼンリン災害協定締結に向けた事務連絡（メール）	
		16:20	ストーブ 22 台・ポリタンク 22 ケ、ポンプ 11 ケ、ドラム缶用ポンプ 3 ケ 到着	
9	17	14:30	現地リエゾン。要求していた洗濯機の到着日について。明日札幌の業者より発送される予定。まとめて届くのではなく、数個ずつ届く予定	
9	21	14:30	道より職員派遣の段取りに関する問合せ	
9	25	16:30	北海道総合通信局から連絡、被害状況について確認があり、復旧費用に係る補助を用意するかどうか検討しているとのこと。補助については未決定であり、具体的な内容等についても説明は無し。今後、進展があれば連絡をするよう依頼	
9	28	13:50	道庁市町村課 10/7以降の人員派遣について、1 日だけの職員派遣は難しい旨連絡	
9	30	11:40	道職員 2 名 台風のため追加待機	
10	1	16:00	ヤマト運輸 物資輸送に関する災害協定締結の要望	
10	4		ヤマト運輸による物資輸送開始	
10	8	10:21	日本赤十字。職員向け心のケア	
11	30	17:30	ヤマト運輸 物資輸送業務終了	
2019	2	21	22:38	室蘭開発建設部リエゾン派遣準備
	2	22	00:22	本日 21. 22 開発建設部 L0 派遣
			02:02	北海道農政事務所来訪。被害確認
			02:07	振興局リエゾン来訪
			07:26	総合通信局 陸上課 無線機器提供の申し出
			09:00	振興局リエゾン撤収
			11:00	苫小牧市危機対策課 被害状況聞き取り 応援の申し出
			11:50	北海道開発局撤収準備
			13:24	白老町危機管理室 応援の申し出

(4) 関連データ等

表 関係機関等からの応援派遣 (2021年1月31日現在)

支援機関等		延べ人数	支援内容等
国土交通省		318人	TEC-FORCE派遣(9月6日～10月9日)被災状況調査、公共土木施設災害復旧の技術支援、橋梁緊急点検、気象情報提供など
北海道内	北海道	1,362人	2018年9月6日～2019年1月18日 災害対策本部運営支援28人、避難所運営支援1,184人、 り災証明証交付支援70人、リエゾン派遣80人
	道内 市町村	1,023人	2018年9月6日～2019年1月18日 り災証明証交付支援、被災家屋 調査等
	短期派遣	5人	建設課1人(災害復旧北海道) 税務住民課3人(災害廃棄物担当北海道) 水道課1人(災害復旧恵庭市)
	中長期 派遣	5人	総務課復興・生活再建支援室1人(北海道2018年11月5日～2021 年3月31日) 建設課1人(帯広市2019年1月7日～3月31日) 水道課1人(釧路市2019年1月15日～3月31日) 健康福祉課1人(函館市2019年4月1日～2020年3月31日) 建設課1人(北海道2019年4月1日～2021年3月31日)
	その他	228人	日本水道協会北海道地方支部(道内11市)調査隊12人(9月8日 ～9月11日)応急給水100人(9月8日～9月25日)応急復旧116 人(9月8日～9月29日)
対口 支援等	岩手県	771人	9月6日～10月7日 災害対策本部運営支援51人、避難所運営支援291人、り災証明証 交付支援380人、リエゾン派遣49人
	新潟県	500人	9月6日～10月7日 災害対策本部運営支援54人、避難所運営支援9人、り災証明証交 付支援432人、リエゾン派遣5人
	その他	2人	新潟大学田村教授(危機管理室)富山大学井ノ口准教授(都市デザ イン学部)専門的助言、現地支援

(人)

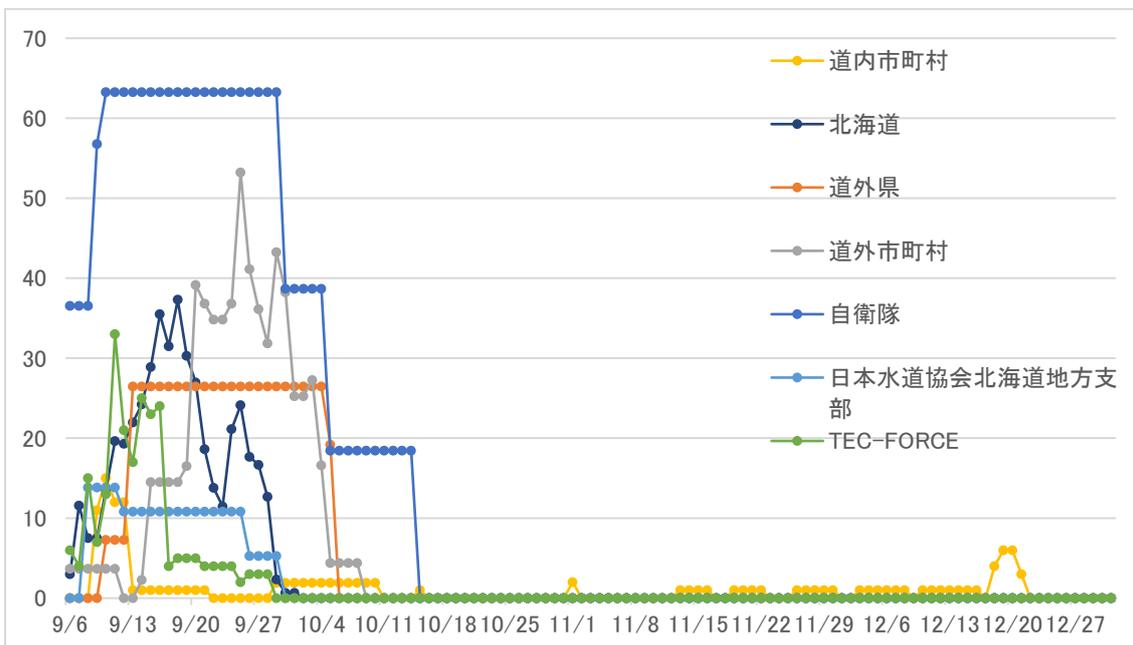


図 支援団体別支援者数の推移

(人)

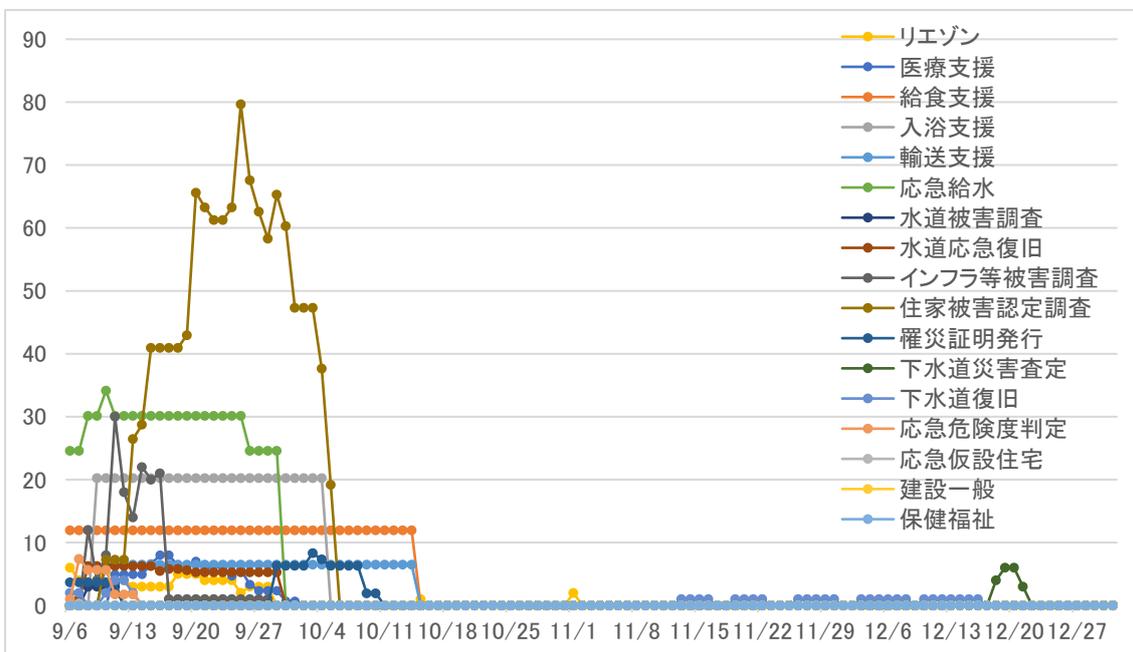


図 支援内容別支援者数推移

表 安平町災害協定締結一覧

No	分野	協定名	協定先	締結年月日
1	行政等相互協定	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	2008年5月28日
2	行政等相互協定	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道及び道内市町村	2008年6月10日
3	行政等相互協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	室蘭市他胆振・日高管内自治体16団体	2007年7月26日
4	行政等相互協定	災害時広域相互応援に関する協定	胆振東部1市4町	2015年3月2日
5	行政等相互協定	災害発生時における安平町と安平町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社北海道支社	2015年6月16日
6	救助・救援	安平町における災害時の協力に関する協定	安平建設協会	2007年5月11日
7	飲食	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	2008年2月27日
8	燃料	災害時におけるLPガスに関する災害協定	財団法人北海道エルピーガス協会	2011年3月14日
9	救助・救援	災害時における資機材等の提供に関する協定	日立建機日本株式会社北海道支社道南支店追分営業所	2012年4月25日
10	燃料	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	苫小牧地方石油業協同組合	2012年4月25日
11	救助・救援	安平町と一般財団法人北海道電気保安協会の災害時の協力に関する協定	一般財団法人北海道電気保安協会	2012年4月25日
12	食料・飲料	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セイコーマート	2013年7月12日
13	救助・救援	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社共成レンテム苫小牧営業所	2013年7月12日
14	食料・飲料	災害時における飲料の提供等に関する協定書	サントリーフーズ株式会社	2013年7月29日
15	食料・飲料	災害時における飲料水の提供等に関する協定書	株式会社 伊藤園	2014年8月22日
16	物資輸送	緊急時における輸送業務に関する協定	室蘭地区トラック協会苫小牧支部	2015年11月6日
17	救助・救援	大規模災害時等の情報共有要領及び生活救助等に関する協定	陸上自衛隊第7師団第7特科連隊	2015年12月10日
18	施設利用	災害時時における施設利用の協力に関する協定	有限会社國崎青果	2017年6月1日
19	生活物資	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブニーイレブン・ジャパン	2017年8月28日
20	地図製品	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	2018年11月2日
21	連携協力	安平町における災害時の協力に関する協定	学校法人リズム学園	2019年1月9日
22	協働事業	『道の駅（あびらD51ステーション）』における協働事業の実施に関する細目協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社、国土交通省北海道開発局	2019年4月1日
23	情報発信	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	2019年4月4日
24	生活物資	災害時における物資供給に関する協定	NPO法人コメリ災害対策センター	2019年10月2日
25	連携協定	電気自動車等を活用した災害連携協定	北海道日産自動車株式会社、札幌日産自動車株式会社、日産プリンス札幌販売株式会社、日産自動車株式会社、厚真町、むかわ町	2020年9月25日
26	連携協定	安平町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	安平町社会福祉協議会	2020年12月18日
27	生活物資	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	合同容器株式会社	2021年2月1日
28	物資輸送	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定	ヤマト運輸株式会社千歳旭ヶ丘支店	2021年3月1日

29	電力供給	災害時における協力体制に関する協定	苫東安平ソーラパーク株式会社	2021年9月1日
30	福祉物資	災害時における福祉用具等物資の供給協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	2022年1月17日
31	相互協力	大規模災害時における相互協力に関する協定	北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社	2022年3月15日

(件)

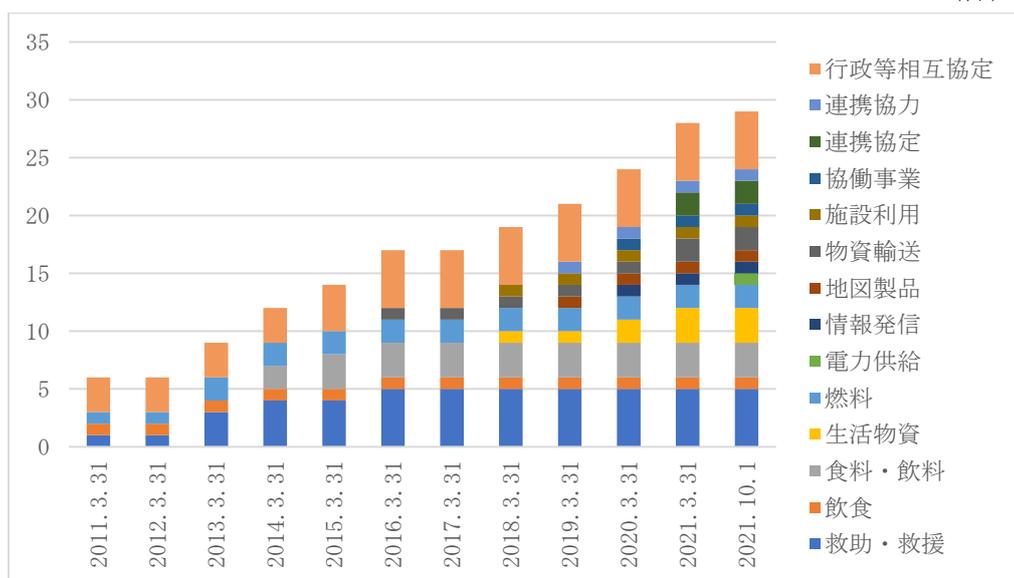


図 安平町災害協定締結数の推移

2.2.15. 第23節 自衛隊災害派遣要請計画

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

地域防災計画 第5章第23節 自衛隊災害派遣要請計画に記載されている業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 自衛隊災害派遣要請計画における業務の概要

項目	主な内容
災害派遣要請の手続き	①要請の方法
派遣部隊の受入れ体制等	②受入れ準備の確立 ③派遣部隊到着後の措置
派遣部隊の撤収要請	④派遣部隊の撤収要請

(2) 主要な業務対応

① 要請の方法

本項目については、9月6日4時10分にリエゾンが到着した後、4時49分災害派遣要請を行った。

② 受入れ準備の確立

本項目については、町内の研修センターを自衛隊の宿泊所として提供を行った。

③ 派遣部隊到着後の措置

本項目については、千歳市に所在する陸上自衛隊第7師団が中心となり、多くの自衛隊員が活動にあたった。業務は、リエゾンとして現地の情報収集、支援の調整のほか、人命救助等、生活支援（給水支援、給食支援、入浴支援）、その他（道路啓開、輸送支援、空輸支援、電力供給支援、燃料支援、医療支援）を行い、発災後から約1か月半にわたり被災者生活支援の中心となった。また、海上自衛隊が物資の提供、船舶における入浴支援を行った。

④ 派遣部隊の撤収

本項目については、町の復旧経過に沿って順次撤収を行い、10月14日に撤収が完了した。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	04:10	自衛隊より、リエゾン到着
			04:18	自衛隊安平駐屯地より隊員2名到着
			04:20	自衛隊東千歳基地より部隊派遣の連絡
			04:49	自衛隊災害派遣要請
			07:25	早来北進地区 法面の状況を自衛隊が確認

		07:35	安平公民館へ自衛隊給水車を手配
		15:33	自衛隊 炊き出し要請と場所・時刻の調整
		22:24	海上自衛隊からの食料支援到着（おにぎり 10 箱）
9	7	11:35	自衛隊より 水・食料・簡易トイレ到着 配布班にて分配
		15:14	航空自衛隊 食料支援の連絡（道庁経由）
		17:34	道庁経由 航空自衛隊 1000 食（おにぎり 850 食、レトルト 150 食） 到着
9	8	09:26	自衛隊医療チーム 各避難所 巡回診察（順番不明）
		11:08	自衛隊 安平公民館 札幌市給水車 3 t 1 台
		12:17	海上自衛隊医療編成リエゾン 来訪
		13:36	海上自衛隊 医療編成リエゾン（お風呂） 医療相談 現地視察 8 名 13:35 到着
		15:27	入浴支援の日時確定
		18:27	苫小牧市より、自衛隊が軽油 2 kℓ搬入との連絡
		22:13	町内診療所に自衛隊から看護師 2 名派遣決定
		22:30	自衛隊から支援物資（水等）が到着
9	10	15:10	防衛装備庁 入浴支援の用意あり。明日 15 時来訪し、要望聞き取り
9	11	10:50	町民センター軽油 1 缶目空連絡あり。 輸送自衛隊に依頼 今日明日中
		13:25	陸上自衛隊第 7 師団 から連絡あり、9/13 災害確認用ヘリコプター町長同乗確認
9	13	15:00	防衛省来訪（海上自衛隊入浴支援）
9	14	10:57	陸上自衛隊第 7 師団 音楽隊 町民センターで演奏したいとのこと 9/19 18:00～18:40（雨天延期） 町民センター前広場（26 名）
9	15	14:40	防衛装備庁 TEL 9/17（月）海上自衛隊入浴支援終了予定 18 日以降ホームページで掲載終了
9	16	15:00	海上自衛隊入浴支援終了決定の連絡
9	17	09:30	海上自衛隊 「はくおう」入浴支援終了の住民周知を行いたいとの連絡あり
9	21	09:30	自衛隊が宿泊所として使用している研修センターについて暖房を入れたい
9	23	11:00	自衛隊 L0 本日から夜間待機取り止め、日中のみ在中とする
		13:00	ジェットヒーター 5 台 研修センターから消防庁舎へ移送（自衛隊）
9	29	19:00	自衛隊から陽光苑のボイラー修理の進捗について確認。給湯支援終了を伝える
10	5	13:00	自衛隊入浴支援終了式
10	6	09:05	自衛隊より連絡、明日の入浴輸送支援は台風接近のため 10/7 10:00 にやるかどうか結論を出し報告すること
10	14		自衛隊の給食支援・ぬくもりの湯へ輸送支援終了
2019	2	21	21:30 自衛隊確認電話あり
			21:46 自衛隊 L0 出発
			22:34 自衛隊 L0 到着
			22:38 室蘭開発建設部リエゾン派遣準備
			23:01 自衛隊 自主派遣 00:00 到着予定の連絡
			23:35 陸上自衛隊 現状確認
			00:02 陸上自衛隊 現状確認
			02:10 自衛隊一旦駐屯地へ帰還。6:30 に見回り、8:30 の会議に出席
			08:55 自主派遣自衛隊撤収

(4) 関連データ等

表 自衛隊からの応援派遣 (2021年1月31日現在)

支援機関等	延べ人数	支援内容等
自衛隊	1,809人	給水 590人 (9月6日～9月29日 : 183.7t) 給食 466人 (9月6日～10月14日) 入浴 526人 (9月9日～10月4日 : 入浴者 3,697人) 輸送 (物流を含む) 227人 (9月10日～10月14日)

2.2.16. 第24節 防災ボランティアとの連携計画

(1) 業務の概要

地域防災計画 第5章第24節 防災ボランティアとの連携計画に記載されていた業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 防災ボランティアとの連携計画における業務の概要

項目	主な内容
ボランティアの受入れ	①被災地ニーズの把握 ②受け入れ態勢の確保 ③技能が効果的に生かされるよう配慮 ④活動拠点の提供等の活動支援
ボランティア活動の環境整備	⑤ボランティア活動を円滑に行うための体制整備（平常時の業務）

(2) 主な業務対応

① 被災地ニーズの把握

災害ボランティアセンターでは、開設当日の9月8日より避難所における支援ニーズ調査を開始した。休日であった9月15日～17日、9月23日～24日には、多数のボランティアが参加する機会を利用し、全戸を訪問しての調査を実施した。また、応急仮設住宅入居前の10月18日には、高齢者世帯の安否確認と支援ニーズの訪問調査を行った。さらに、2019年2月21日に発生した最大余震を踏まえ、同2月22日、23日にも災害ボランティアセンターによる高齢者世帯安否確認とニーズ訪問調査を実施した。

② 受け入れ態勢の確保

発災翌日の9月8日午後2時に、安平町社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンターが設置された。災害ボランティアセンターでは運営事務として、受付、救護、データ入力、ニーズ訪問調査、駐車場整理、電話対応等を実施した。

③ 技能が効果的に生かされるよう配慮

災害ボランティアセンターでは、収集した支援ニーズをもとにボランティアのマッチングを実施した。支援ニーズとしては、片付けに関するものが最も多く、その他家財の移動、引っ越し、建物修理、清掃に関するものも次いで多く見られた。支援ニーズの多くはマッチングが成立し作業を完了しているが、建物修理等専門技能を要する活動や営農支援等事業に係る活動は対応不可となる場合が見られた。また、ペットの世話等のニーズに関しては他団体の紹介を行った。

このほか災害ボランティアセンターでは、ごみ処理活動においてはトラック2台のレン

タルを行い、ボランティアによる災害ごみの運搬、分別作業を実施した。ボランティアによる災害ごみの運搬は、10月18日までにトラックのべ300台分がなされた。職員ヒアリングによると、災害ごみの収集、運搬にあたってはボランティアの活動が大きな役割を果たしていた。ボランティアはこれらの支援の他、避難所として使用された施設のごみの回収や広報紙の配布など、町災害対策の補助活動も行った。

④ 活動拠点の提供等の活動支援

災害ボランティアセンターは、当初早来大町地区のふれあい交流館「みなくる」に設置され、同年12月から2020年12月31日の閉鎖までは総合庁舎に近接した安平町社会福祉協議会が所在する「かしわ館」に設置された。町は、さかえ合宿所をボランティア宿泊所として提供した。

⑤ ボランティア活動を円滑に行うための体制整備（平常時の業務）

安平町社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターにおいて使用した各種様式や運営における注意点等をまとめた「安平町災害ボランティアセンター運営マニュアル」を2020年1月に策定し、ノウハウの継承を図っている。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	内容
2018	9	8	安平町災害ボランティアセンター開設 この日から災害ボランティアセンター、避難所でニーズ調査
		14	早来小学校の避難所ごみ回収を災害ボランティアセンターに依頼
	9	15	この日から災害ボランティアセンター、全戸訪問調査
	9	22	ボランティアセンター活動による災害ごみの運搬開始
	10	18	高齢世帯安否確認・ニーズ訪問調査
	11	23	ボランティアによる足湯サロン実施
2019	2	22	町、余震にて家財散乱の住民に災害ボランティアセンターを紹介
	2	22, 23	高齢世帯安否確認・ニーズ訪問調査（余震）
	3	3	応急仮設住宅柵取り付けボランティア
2020	12	31	災害ボランティアセンター 閉鎖

(4) 関連データ等

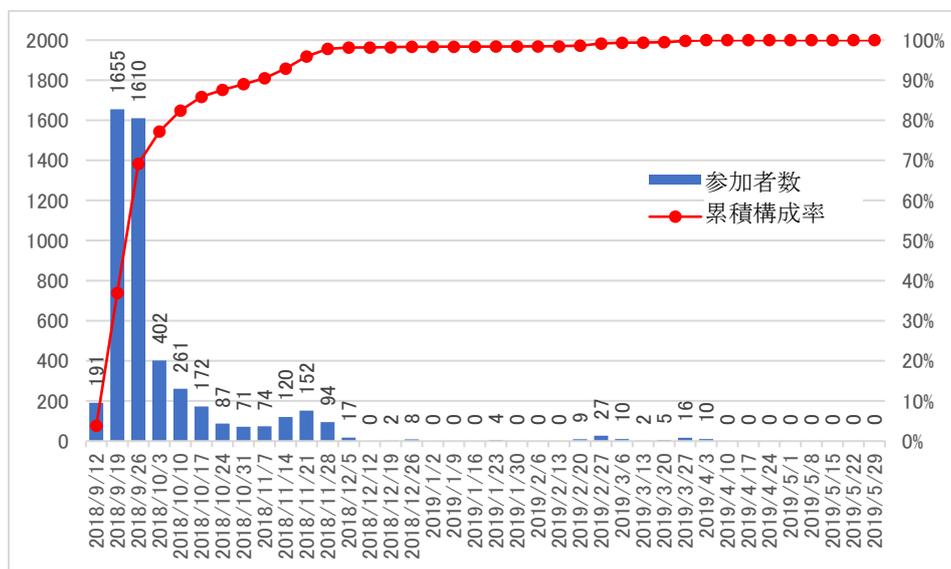


図 災害ボランティア参加者数の推移（週ごと）と累積構成率

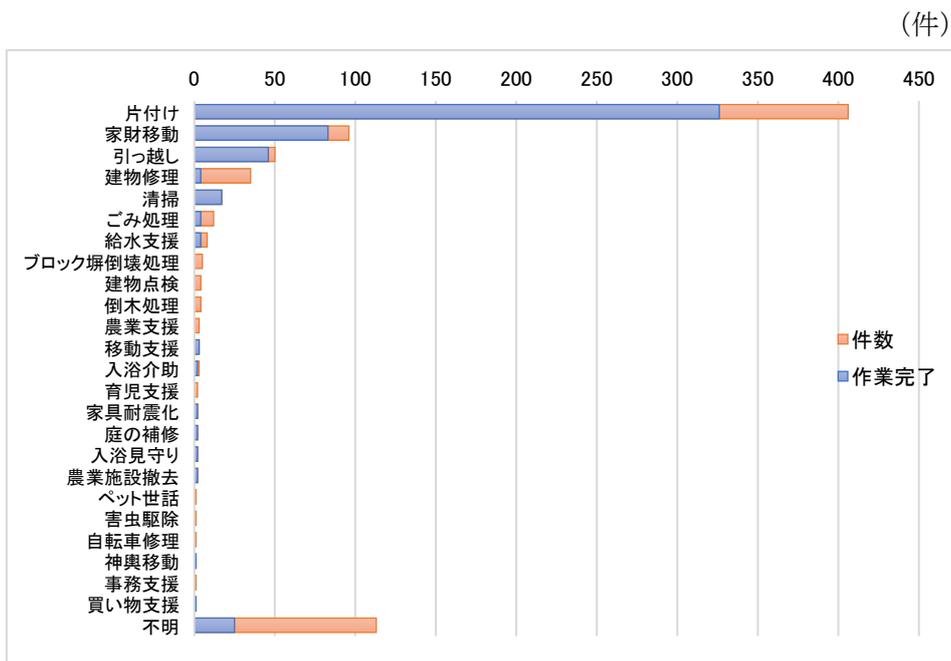


図 災害ボランティア対応作業の種別ごと件数
(赤色部分が対応不可件数)

2.2.17. 第25節 交通応急対策計画

(1) 業務の概要

地域防災計画 第5章第25節 交通応急対策計画に記載されていた業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 交通応急対策計画における業務の概要

項目	主な内容
交通応急対策の実施	①町（消防機関の実施内容）

(2) 主な業務対応

① 町（消防機関の実施内容）

町の実施した対策については、町道の被害状況を確認するため、パトロール班を設置して状況確認を行った。パトロール班の組成にあたっては、安全のため2人組とし、1時間ごとに報告に戻ることにした。また、被害状況については住民からの情報提供を基に、現地確認を行い、9月15日までに通行止め16か所、片側交互通行6か所の規制がされた。道路の応急復旧については、災害対応のため廃棄物処理に必要となる道路や、ダム関連道路を優先して復旧させた（職員ヒアリングより）。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	6	04:25	厚真方面に向かう道路にて交通事故1件発生の報告
			06:45	道道北進平取線の通行止め情報
			07:20	室蘭本線 遮断機下りたままとの報告

(4) 関連データ等

なし

2.2.18. 第26節 応急飼料対策計画

(1) 業務の概要

地域防災計画 第5章第26節 応急飼料対策計画に記載されていた業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 応急飼料対策計画における業務の概要

項目	主な内容
飼料、転飼	①飼料、転飼場所のJAを通じた斡旋

(2) 主な業務対応

① 飼料、転飼場所のJAを通じた斡旋

本項目については、町内では牛舎の倒壊により、転飼場所の確保が必要となった。そのためJAが主体となり早来家畜市場の施設および地元農家の牛舎の空きを活用し転飼場所を確保した（JAヒアリングより）。また、酪農家への給水に関しては、牛の飼育に求められる水質ではなかったため、発災直後の支援を活用できないことがあった（JAヒアリングより）。

これらの内容は役場が対応する業務ではなく、町からの斡旋についても記録には残されていない。

(3) 主要な対応の記録

なし

(4) 関連データ等

なし

2.2.19. 第9章 第2節 建物被害認定調査の実施・り災（罹災）証明の交付業務

(1) 業務の概要

地域防災計画 第9章 第2節 被害者援護計画に記載されていた業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 建物被害認定調査の実施・り災（罹災）証明の交付業務の概要

項目	主な内容
り災（罹災）証明の交付	①り災（罹災）証明の交付
被災者台帳の作成・利用	②被災者台帳の作成・利用

(2) 主な業務対応

① り災（罹災）証明の交付

町では、り災証明の交付にあたり、まず、地震により被災した建物の被害認定調査を実施した。調査の実施にあたっては、町職員の負担を軽減するとともに、被害の全容を把握し支援制度等の検討につなげることを目的として、専門家（新潟大学田村教授および富山大学井ノ口准教授）の指導のもと、町内の住家および非住家に対して全棟全戸調査を実施することとした。建物の被害認定調査は、安平町を事務局として、道内市町村および他県の応援（20日間、延べ1,128人）を得て、9月14日から10月5日までの間に実施し、住家3,158棟、非住家4,055棟の判定が行われた。また、その後、申請があった建築物に対しては、町職員により内部調査を含めた第2次調査が実施された。

調査の実施にあたっては、調査の方法や判定の基準、第1次判定と第2次判定の違いについて啓発するポスターを作成、掲示して対応した。また、広報あびら号外に建物被害認定調査の現況やり災証明交付会場の案内、申請の手順やり災証明の申請を促す記事などを掲載し、「り災証明申請書」様式を併せて配布した。

り災証明の交付は、2018年9月30日より開始した。町では10月10日までの間、保健センターおよび総合支所に「り災証明特別交付会場」を設置し、10月8日までの間を「集中交付期間」とし機材および職員を拡充しり災証明の交付にあたった。

② 被災者台帳の作成・利用

本項目については、被災者台帳を作成するにあたり、NTT東日本の被災者生活再建支援システムを利用して業務にあたった。当該システムは、被災世帯の建物被害認定調査からり災証明交付、各種支援制度の支給管理等を一元的に管理し、業務の効率化に資するものである。また、町では、システム上に用意された基本的な属性項目の他、応急仮設住宅等に関する項目、避難所運営等に関する項目、各種支援金等の支給状況に関する項目と、町で受けた相談内容等に関する項目を追加し、複数課で被災者情報の管理と生活再建支援に活用した。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	分	内容
2018	9	8	09:45	道営住宅の入居のためり災証明が必要との問合せ多数
		10	13:15	道庁より、り災証明について派遣準備をしていることから、担当部署についての問い合わせ り災証明に係る市町村職員向け説明会 札幌にて実施 新潟大学田村教授 富山大学井ノ口准教授による全棟全戸調査の提案 町長 全棟全戸調査実施を決定
	9	12	10:30	り災証明書に関するシステム打合せ
			12:00	損害保険 相談窓口開設チラシ送りたい (4,000部)
	9	13	20:40	り災証明 システム導入に伴う情報インフラ整備
	9	14	14:45	り災証明関係 保健センター LAN 配線
				家屋被害認定調査はじまる (全戸調査)
				第1次り災証明住家被害認定調査開始
	9	25		家屋被害認定調査 (第1次) 終了
	9	30		り災証明書の交付開始
	10	5		第1次り災証明住家被害認定調査が終了 (住家3,158棟、非住家4,055棟)
	10	10		り災証明特設会場終了 (~10/10)
			り災証明の集中交付期間終了 (以降、総合庁舎税務住民課および総合支所住民サービス課で交付)	
10	12		kintone、被災者台帳システム運用開始	
2019	9	中		このころまで、家屋被害認定調査の追加調査が続いた。

(4) 関連データ等

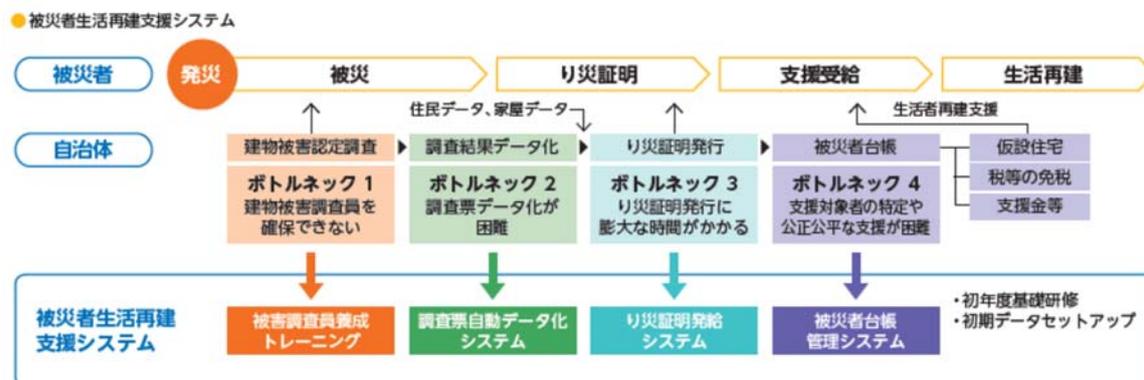


図 被災者生活再建支援システム利活用の概要

(引用：一般財団法人消防防災科学センター「市町村に置ける防災ICT関連技術の導入に関する資料集編，第2部 防災ICT関連技術の研究開発の現状，2 防災ICTにおけるNTTの取り組み～NTTグループの防災ICTソリューションと市区町村活用事例」(日本電信電話株式会社研究企画部門))

2.3. 安平町復興まちづくり計画の進捗

2.3.1. 策定経過に係る業務

(1) 業務の概要（各種計画に基づく実施項目）

策定経過に係る業務の概要は、下表に示すとおりである。

表 策定経過に係る業務の概要

項目	主な内容
復興計画の策定	①策定体制の整備、各種会議の運営、計画策定

(2) 主要な業務対応

① 策定体制の整備、各種会議の運営、計画策定

策定体制について、安平町では、安平町組織規則（2006年安平町規則第3号）第7条の規定に基づき、北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた当町の再生と復興に向け、復興に特化した関連事業を一元的に取組むとともに、復興に係る様々な現状と課題、進捗状況等を的確に把握し、早急な復興の実現を図るため、10月10日に安平町復興推進本部を設置している（2018年10月10日、安平町復興推進本部設置規則）。本部長は町長を、副本部長には副町長および教育長を充て、本部員は課長職以上を充てている。また、推進本部の事務局は総務課に置かれ、事務局の下に、実務担当部局である復興・生活再建支援室と、安平町復興まちづくり計画を策定する部局である復興まちづくり計画室が置かれている。

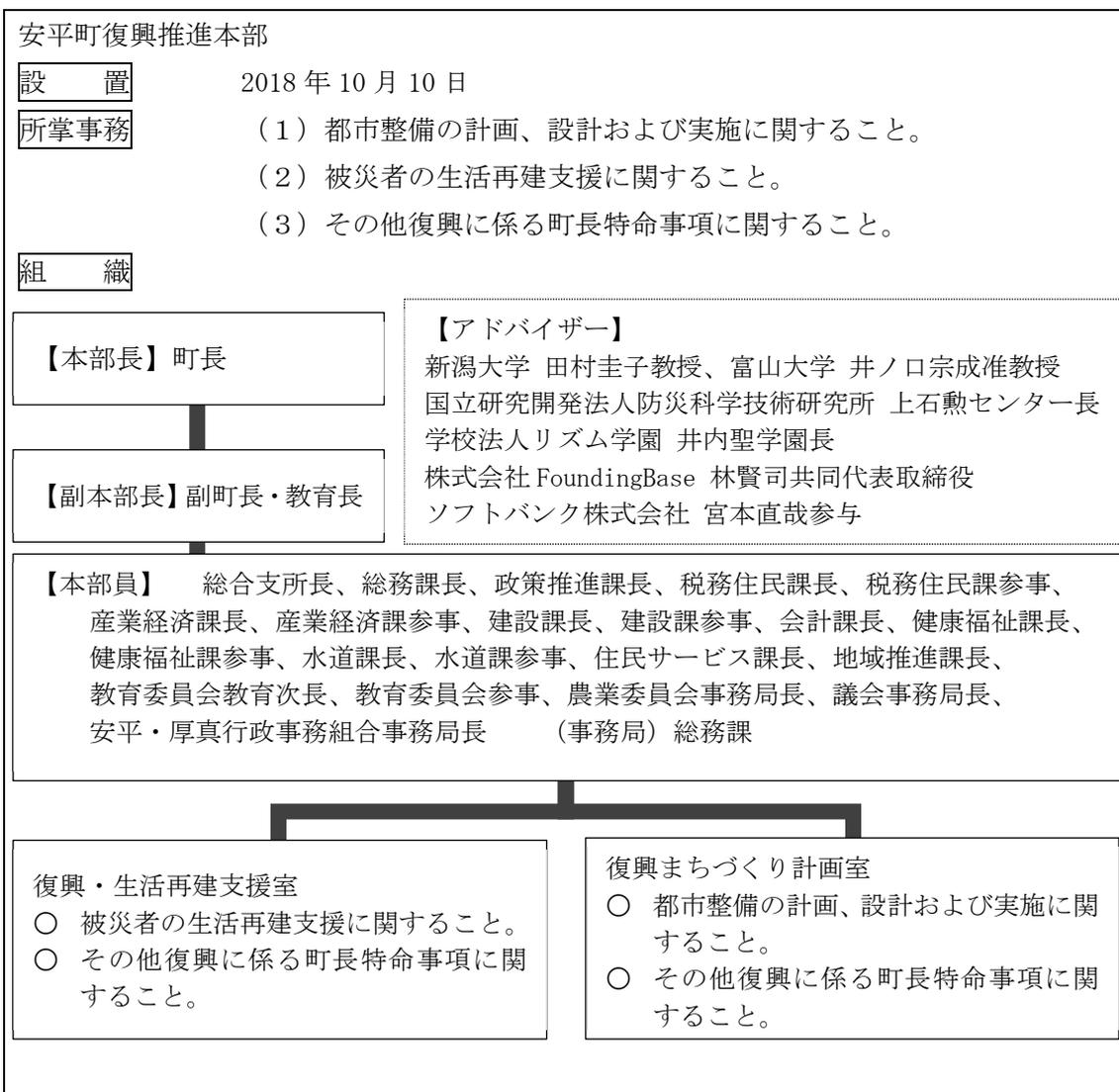
各種会議の運営については、策定までに15回の復興推進本部会議を実施しているほか、2019年2月からは4回にわたり未来創生委員会を開催している。また、6月には町民まちづくり懇談会等を運営している。

復興計画の策定については、2019年2月18日に安平町震災復興基本方針を決定後、2019年5月に復興まちづくりに関する町民意向調査を実施するなどにより検討を進め、2019年12月19日の議決を経て策定に至っている。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	内容
2018	9	17	被災者再建支援法適用
	10	4	復興支援室にかかる緊急庁内会議
	10	10	復興推進本部（復興まちづくり計画室、復興・生活再建支援室）設置 第1回 復興推進本部会議
	10	19	第2回 復興推進本部会議
	11	5	震災後初めての町政懇談会 開催
	11	21	第3回 復興推進本部会議
	12	25	第4回 復興推進本部会議
	2019	1	21
2		18	第6回 復興推進本部会議
2		27	2018年度第2回未来創生委員会 安平町震災復興基本方針について
3		20	第7回 復興推進本部会議
4		22	第8回 復興推進本部会議
5		17	安平町復興まちづくりに関する町民意向調査の実施
5		20	第9回 復興推進本部会議
6		14	2019年度第1回未来創生委員会 町民意向調査結果概要について
6		17	町民まちづくり懇談会 町内4地区（追分・安平・早来・遠浅）計57名
6		24	第10回 復興推進本部会議
7		17	安平町議会全員協議会 復興まちづくり支援策、復興関連事業について
7		18	第11回 復興推進本部会議
8		5	2019年度第2回未来創生委員会 町民まちづくり懇談会 町内4地区（追分・安平・早来・遠浅） 計46名
8		8	この日まで町民まちづくり懇談会
8		21	第12回 復興推進本部会議
8		22	復興まちづくり計画のページを刷新
9		20	安平町議会全員協議会 復興まちづくり計画（素案）について
9		24	第13回 復興推進本部会議 復興まちづくり計画（案）について
10		21	第14回 復興推進本部会議 復興まちづくり計画（案）について
10		28	2019年度第3回未来創生委員会 復興まちづくり計画（案）について
10		30	国・道など関係機関等への意見照会 復興まちづくり計画（案）について
11		5	復興まちづくり計画 パブリックコメント（11/25まで） 第2次安平町総合計画 中期基本計画（案）に関する意見募集 パブリックコメント 2名5件 安平町議会全員協議会 復興まちづくり計画（案）について
11		11	町政懇談会 町内4地区（追分・安平・早来・遠浅） 計43名
11		14	この日まで町政懇談会（総合計画、復興まちづくり計画）
11		21	第15回 復興推進本部会議
12		2	2019年度第4回未来創生委員会 復興まちづくり計画（案） 答申について
12		9	安平町議会全員協議会 復興まちづくり計画（案）について
12		19	2019年第13回安平町議会定例会 復興まちづくり計画 決定

(4) 関連データ等



2.3.2. 基本方針1 住まいと暮らしの再建

(1) 計画の概要（各種計画に基づく実施項目）

安平町復興まちづくり計画に記載されている計画の概要は、下表に示すとおりである。

表 住まいと暮らしの再建における計画の概要

項目	主な内容
1) 被災者の住まいの確保	①被災者の住み替え支援 ②公的住宅等の整備および民間賃貸住宅の建設誘導 ③住宅の応急修理および被災家屋の解体支援
2) 被災者の生活再建支援	①被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給 ②応急仮設住宅等の入居者への情報提供・サポート ③井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援 ④被災墓地等の復旧に向けた支援 ⑤じん荼処理場の早期復旧 ⑥被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置
3) 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）	①被災者のこころのケアと健康相談の強化 ②地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化 ③医療体制の確保に向けた支援の充実・強化 ④特別養護老人ホームの移転改築に関する支援
4) 子育て教育環境の確保・充実	①児童・生徒のこころのケア ②早来中学校の再建など学校教育施設の復旧 ③社会体育施設の復旧・改修 ④公民館等の社会教育施設の改修・機能強化 ⑤子育て環境の確保・充実

(2) 主要な業務対応

本項については、特段の記載がない限りは、「第2次安平町総合計画 中期基本計画（安平町復興まちづくり計画関係）進行管理シート2021年6月時点（政策推進課）」から進捗を把握して記載する。

1) 被災者の住まいの確保

① 被災者の住み替え支援

被災者住み替え支援事業については、被災世帯の町内での住宅の新築（上限100万円）や中古住宅等の購入（上限100万円）、既存住宅の修理（上限20万円）と、町内住宅への引越し（上限10万円）を対象として、2020年1月から支援金の支給を開始している。2019年度の実績は、新築13件、中古住宅購入3件、修理25件、賃貸1件、引越し2件であり、2020

年度については新築 12 件、中古住宅購入 4 件、修理 28 件、賃貸 2 件、引越し 13 件である。住み替え支援事業は、2021 年 3 月 31 日までで終了した。

公営住宅等の家賃減免については、被災者の公営住宅の一時使用について、災害救助法が適用される 2 年間について家賃を減免し、47 件で実施された。また、応急仮設住宅等から公営住宅等への住み替えを行った世帯に対して家賃を減免し、15 件で実施された。

大規模盛土造成地滑動崩落防止工事については、避難指示が出された早来北進地区および追分柏が丘地区の工事である。2019 年 8 月 9 日に、安平町議会で大規模盛土造成地滑動崩落防止工事請負契約の締結に関する議決により工事が開始しており、工事進捗により危険がなくなったため、2019 年 11 月 22 日に早来北進地区、2020 年 2 月 13 日に追分柏が丘地区で避難指示を全世帯解除した。追分柏が丘地区、早来北進地区での工事は 2020 年度で完了している。

トレーラーハウス等の活用に向けた検討については、応急仮設住宅として活用した被災世帯の継続居住の意向に対応している。また、基本方針 3 の 2) ③新規創業支援などによる賑わいの創出に関連し、トレーラーハウスを活用して、チャレンジショップ・おためしサテライトオフィスを整備している。

そのほか、追加事業として、「住まいの再建相談会」が開催されている。被災者の住まいの再建に向けて、融資、建築、町の支援制度に関する相談会を実施するもので、応急仮設住宅の居住期間 2 年の期限まで 1 年を切った 2020 年 1 月から 6 月まで開催された。新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4 月、5 月が中止となったものの、全 4 回開催され、被災世帯 36 組が相談会に参加した。

② 公的住宅等の整備および民間賃貸住宅の建設誘導

町では、住まいの確保対策として、地域優良賃貸住宅の建設事業を行った。地域優良賃貸住宅は、2020 年 5 月 1 日に早来北町（1 棟 2 戸）、遠浅（1 棟 2 戸）、追分若草（1 棟 2 戸）で着工し、9 月 30 日に完成した。当該住宅には、2021 年 6 月末時点で 5 戸が入居している。

民間賃貸共同住宅建設等支援事業の検討については、2021 年度から子育て世代・ファミリー世代の住まい充実に向け、建設する事業者を募集。補助額は、町内業者施工で 1 戸あたり 150 万円×8 戸上限、町外業者施工で 1 戸あたり 100 万円×12 戸上限としている。

その他、追加事業として、被災した若草町営住宅の解体事業を行っており、2019 年 11 月 29 日に請負契約について議決し、2019 年度内に解体完了している。なお、当該敷地は、2020 年度に地域優良賃貸住宅用地として活用されている。

また、追加事業として、2020 年 7 月 31 日に職員住宅等の改修により被災者ペット飼育用住宅を 13 戸整備している。当該住宅には、2021 年 6 月末時点で 12 戸が入居している。

③ 住宅の応急修理および被災家屋の解体支援

安平町住宅リフォーム助成事業については、バリアフリー改修、耐震改修、断熱・省エネ

改修について、工事費の一部を助成（上限 150 万円・子育て支援の加算あり）するものであり、2014 年 6 月 30 日から行われている。2019 年度は 20 件、2020 年度は 18 件の助成が行われている。

一部損壊住家修理金制度は、地震により町へ寄せられた支援金を活用した事業であり、一部損壊の被害を受けた住家の修理に対し上限 5 万円を助成するものである。2021 年 6 月時点で、2,481 件助成されている。

損壊家屋等解体撤去支援事業（公費解体、自費解体）については、地震で全壊および半壊の被害を受けた住家の公費による解体を行うものであり、2018 年 12 月 10 日から受け付けを開始し、2020 年 3 月末時点で申請のあった 174 棟の解体が終了している。

2) 被災者の生活再建支援

① 被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給

被災者生活再建支援金の支給については、被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯すべてに支給する基礎支援金と、住まいの再建方法に応じて支給される加算支援金がある。基礎支援金は 2020 年 10 月 5 日までの申請期限で 191 件に支給、加算支援金は 1 年後の 2021 年 10 月 5 日までの申請期限で 108 件（建設・購入 43 件、補修 30 件、賃貸 35 件）に支給されている。

義援金の支給については、地震後初の北海道災害義援金配分委員会が 2018 年 9 月 25 日に開催され、人的・住家被害に応じた配分対象・基準が示されるとともに、安平町への第一次配分額が決定した。ただし、この時点では人的被害（死亡者、重傷者）と住家被害（全壊）の区分のみである。その後、11 月 5 日に行われた同会議により、人的被害（死亡者、重傷者）と住家被害（全壊・半壊・一部損壊）に対し配分基準が示され、その後定期的に変更されている。安平町は、2018 年 11 月 13 日に安平町災害義援金配分委員会設置要綱を制定し、配分委員会を設置した。そのうえで、11 月 5 日に北海道が示した基準を踏まえ、12 月 4 日に安平町災害義援金および災害見舞金支給要綱を定め、住家被害区分に応じた支給額を定めている。義援金は、2021 年 10 月時点で合計 3,605 件（全壊 81 件、大規模半壊 47 件、半壊 334 件、一部損壊 2,981 件、無被害 162 件）に支給されている。

② 応急仮設住宅等の入居者への情報提供・サポート

保健師等による健康相談・訪問事業については、応急仮設住宅等に入居している方および各種健康診査・がん検診時に実施する「こころの健康アンケート」結果で要支援となった方への家庭訪問、健康相談、電話相談の実施、北海道臨床心理士会の協力のもと、臨床心理士による家庭訪問や来所相談について実施している。

その他、追加事業として、町外の賃貸型応急仮設住宅に居住する世帯へ、安平町の広報紙を定期的に郵送している。

③ 井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援

給水区域外の飲料用に使用していた井戸の修理見舞金支給制度は、地震により町へ寄せられた支援金を活用した事業であり、家屋のり災区分が一部損壊以上の者が飲料用井戸の修理等を行う場合に、その費用に対して見舞金（上限5万円）を支給している。本制度は2020年7月10日から施行され、2020年度の実績は17件である。

下水道未普及区域の浄化槽修理見舞金支給制度は、上記と同じく支援金を活用した事業であり、家屋のり災区分が一部損壊以上の者が浄化槽の修理等を行う場合に、その費用に対して見舞金（上限5万円）を支給している。制度は2020年7月10日から施行され、2020年度の実績は7件である。

④ 被災墓地等の復旧に向けた支援

墓石修理見舞金支給制度は、井戸修理見舞金支給制度と同様に支援金を活用した事業であり、町内の墓地で被災した墓を修理、または取り壊して墓じまいをした場合を対象に、2020年2月5日より見舞金を支給している。これまでの実績は、修理457件、墓じまい127件、合計584件の支給となっている。

斎場・墓地災害復旧事業については、早来斎場災害復旧工事（路面補修および火葬炉修繕）と、早来斎場内災害復旧工事を実施している。

安平町共同墓建設事業は、やむを得ず墓の承継や維持管理が困難な方を対象に受入れを行うものである。共同墓は、2021年9月に完成し、10月11日から利用申請の受け付けを開始した。

⑤ じん芥処理場の早期復旧

じん芥処理場へ行くための町道の災害復旧工事については、町道北進焼却場線災害復旧工事の請負契約が2019年6月19日に議決され、工事が開始されており、2019年度中に完成している。また、じん芥処理場付近を流下する普通河川北進川の災害復旧工事の請負契約が2020年5月19日に議決され、工事が開始されており、2020年度中に完了している。

水道配水管等災害復旧工事は、2020年度に給水管等災害復旧工事が実施され、完了している。

⑥ 被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置

被災家屋の固定資産税の軽減措置については、2018年12月18日に、被災者に対する町税の減免に関する条例の制定に関する議決が行われ、固定資産税の減免が盛り込まれた。実績は、2019年度の対象家屋は303件で、2020年度には滅失により減少し対象家屋210件となっている。

被災住宅用地の固定資産税の軽減措置についても、前述の議決により実施されている。実績は、2019年度で対象宅地が61件あり、2020年度は新築により対象宅地が減少し54件と

なっている。減免の期間は、2019年度から2020年度末までとなっている。

その他、追加した事業として、新たに取得（改良）した家屋および償却資産の固定資産税の減額を行っている。被災した家屋・償却資産に代わる家屋・償却資産を取得（償却資産は改良も対象）した場合の固定資産税の減額を実施するものであり、2023年3月31日までに取得した家屋・償却資産が対象で、課税から4年分の税額を2分の1とするものである。実績は、2019年度に対象家屋0件、対象償却資産6件、2020年度には対象家屋17件（新規）、対象償却資産は2019年から継続し6件となっている。

3) 保健・医療・福祉の充実（被災者の健康・こころのケア等）

① 被災者のこころのケアと健康相談の強化

災害時のこころの健康相談事業については、前節で示した医療救護業務において継続して行っている。

保健師等による健康相談・訪問事業については、応急仮設住宅等に入居している方および各種健康診査・がん検診時に実施する「こころの健康アンケート」結果で要支援となった方への家庭訪問、健康相談、電話相談の実施、北海道臨床心理士会の協力のもと、臨床心理士による家庭訪問や来所相談の実施に取り組んでいる。

② 地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化

地域の支え合い事業については、2010年8月に試行された安平町地域支え合い活動推進事業実施要綱に基づき、地域の見守り事業、交流促進事業、ボランティア事業、地域福祉啓発事業に対し2万円から5万円を交付するものである。2019年度は、申請団体数が28団体（サロン活動11件、交流活動6件、除雪ボランティア活動5件、見守り活動2件、啓発活動4件）、2020年度は25団体（サロン活動10件、交流活動2件、除雪ボランティア活動6件、見守り活動4件、啓発活動3件）となっている。

災害時等要援護者登録制度の普及については、2010年7月1日に施行された安平町災害時等要援護者登録制度実施要綱に基づき、しょうがい者、一人暮らし高齢者等の災害時支援のため、要援護者として登録するものである。これら制度について、地域ミーティングなどの会議において、制度内容の情報発信を実施している。

その他、追加事業として、安平町地域見守りネットワーク設置要綱（2011年6月1日施行）に基づく地域見守りネットワークの推進に取り組んでおり、構成団体65団体、構成団体より地域住民の安否確認の連絡を受け、随時支援を実施している。

③ 医療体制の確保に向けた支援の充実・強化

医療施設等災害復旧費補助事業については、胆振東部地震に起因した建物・土地・機器等に係る被害の復旧に要する所要額の一部を補助するため、交付要綱を2019年4月1日から施行している。

地域医療連携支援事業・医師確保等支援事業については、かかりつけ医師、町外医療機関から派遣される専門外来医師の確保のため、安平町医師確保等支援事業助成金交付要綱（2016年4月1日要綱施行、2018年4月1日告示施行）により補助金を交付し、看護師の雇用確保のため、看護学生の職員および新規採用看護師の賃金の一部を助成している。

④ 特別養護老人ホームの移転改築に関する支援

地震で被害を受けた特別養護老人ホーム「追分陽光苑」に対する町有地（普通財産）の無償貸付については、建設地である追分青葉1丁目の町有地を無償貸付している。

入札に関する事務委任については、入札事務や、契約後の工事監督員等の補助業務など、社会福祉法人追分あけぼの会から事務委任を受けて支援を実施している。

4) 子育て教育環境の確保・充実

① 児童・生徒のこころのケア

スクールカウンセラーなどによるカウンセリングについては、前節の医療救護計画に示したとおりである。また、町内各中学校を拠点とし、必要に応じて各小学校へもカウンセリング派遣を実施している。2019年度の派遣実績は23回、2020年度は26回となっている。

② 早来中学校の再建など学校教育施設の復旧

地震で被害を受けた早来中学校の再建については、2019年1月9日の早来中学校再建説明会を皮切りに、地域との協議が始まっている。1月16日からは、新しい学校を考える会が開催され、地域におけるワークショップ等を行いながら、コンセプト等について議論を重ねている。早来小学校との一体型の学校整備については、小中一貫型小学校・中学校、義務教育学校としての整備に向けて2019年度に基本設計、2020年度に実施設計を実施し、2021年7月1日に着工、2022年10月31日完成予定となっている。

学校施設改修事業については、施設整備、改修計画（実施計画）、備品整備計画（実施計画）を作成し、事業計画に従って実施している。2019年度は、安平小学校校舎のトイレ洋式化を実施している。2020～2021年度は、対象事業はない。

学校施設維持補修事業については、2019～2020年度の対象事業はない。

③ 社会体育施設の復旧・改修

地震で被害を受けたときわ球場の災害復旧事業については、2019年度には液状化や地割れ箇所、バックネット等の復旧工事を実施している。また、2020年度は、照明塔制御盤修繕、マウンド・ブルペン、塁ベース等の付帯施設復旧工事を実施している。また、野球場整備事業（柏が丘球場）について、ナイター照明の不点灯が見られたため、修繕を実施している。

④ 公民館等の社会教育施設の改修・機能強化

地震で被害を受けた追分公民館の災害復旧工事については、計画的に設備を改修整備し、2019年度は1Fトイレ修繕、舞台吊物装置マニラロープ交換修繕を行っている。また、2020年度は照明のLED化、トイレに洋式便座の取付工事、法面災害復旧工事を実施している。

遠浅、安平各公民館改修事業については、計画的に設備を改修整備することとし、2019年度は安平公民館災害復旧工事、2020年度は遠浅公民館多目的ホール吸音材設置工事を行っている。

⑤ 子育て環境の確保・充実

子育て世代包括支援センターによる相談対応については、2019年4月1日に子育て世代包括支援センターを設置し、子ども家庭総合支援拠点と情報共有を行いながら運営している。乳幼児健診のスタッフに発達支援センター職員を入れ、要支援者がスムーズに支援につながる体制を整備している。

遊育推進事業については、こども園の園庭以外にも遊びの機会や場所を増やすべく、地方創生推進交付金やふるさと納税を活用し、2019年から「ENTRANCE遊び場」、2020年11月4日からは「ふれいば」が開催されるとともに、2020年1月18日には「遊び場×地域食堂」を実施している。また、地域の有志団体と連携した森遊び拠点「ガンケ山」が2021年5月7日にオープンしている。

学びサポート事業については、2019年6月から安平町地方創生推進事業の一環とした公営塾「あびらぼ」をスタートし、地域おこし協力隊・あびら教育プラン推進員がアクティブラーニングの取り組みを実施している。早来地区、追分地区ともに週1回活動し、昼休みの10分間を利用した「10分探究（あびらぼ体験プログラム）」や学校連携を推進する「センセイサポート」の取り組みなどを実施している。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	内容
2018	9	6	早来北進地区 がけ崩れの恐れにより避難指示発出
	9	7	追分柏が丘地区で斜面に亀裂があり、崩落の恐れから避難指示発令 企業等から義援金が集まり始める
	9	8	災害派遣精神医療チーム（DPAT）による相談・訪問事業（9/14まで）
	9	12	道がスクールカウンセラーを町内小中高に派遣
	9	13	あそびのひろば開設
	9	15	北海道こころのケア、子どもの心のケア事業の実施
	9	25	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分対象・基準の提示および第一次配分
	9	中	公営住宅等、移住促進住宅の家賃減免（9月～）
	10	24	被災者生活再建支援金（基礎支援金、加算支援金）の申請開始
	11	中	健診にあわせリラクゼーションルーム開設（4地区延べ12回、こころのアンケートの実施（計16回）
	11	5	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分対象・基準の変更および第二次配分
	11	26	義援金配分の決定に関する周知
	12	5	災害義援金・災害見舞金の申請受付開始

	12	10	公費解体・自費解体の申請受付開始
	12	18	被災者に対する町税の減免に関する条例の制定に関する議決
	12	26	災害義援金・災害見舞金の安平町配分額の変更
	12	27	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第二次配分の第1回追加配分）
2019	1	8	北海道胆振東部地震における町税（町民税、国民健康保険税、固定資産税）の減免
	1	1	早来中学校再建説明会（議員・教職員・PTA役員・コミュニティスクール）
	1	10	早来中学校再建説明会（保護者・住民）
	1	16	早来中学校再建「新しい学校を考える会①」
	1	22	早来中学校再建「新しい学校を考える会②」
	1	29	早来中学校再建説明会（保護者・住民）
	2	4	早来中学校再建説明会（遠浅地区）
	2	5	早来中学校再建説明会（安平地区）
	2	6	早来中学校再建「新しい学校を考える会③」
	2	18	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第二次配分の第2回追加配分）
	2	20	早来中学校再建「新しい学校を考える会」
	2	27	早来中学校再建説明会（保護者・住民）
	2	28	早来中学校再建説明会（安平地区）
	3	1	早来中学校再建説明会（遠浅地区）
	3	4	早来中学校再建説明会（追分地区）
	3	8	早来中学校再建「新しい学校を考える会」
	3	19	早来中学校再建「新しい学校を考える会」
	3	26	早来中学校再建説明会（保護者・住民）
	3	29	安平町被災者支援制度申請期限（災害義援金・災害見舞金、公費解体・自費解体他）
	4	1	全員協議会（早来中学校再建関係） 安平町被災者支援制度申請期限の延長（災害義援金・災害見舞金、公費解体・自費解体他） 住宅リフォーム費用助成事業の周知、受付開始 医療施設等災害復旧費補助金交付要綱の施行
	4	2	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第二次配分の第3回追加配分）
	4	22	早来中学校再建説明会（保護者・住民）
	5	8	全員協議会（早来中学校再建関係）
	5	10	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分対象・基準の変更および第三次配分
	6	5	合同学校運営協議会 合同学校運営協議会検討部会
	6	11	第1回早来中学校再建「新しい学校を考える会」
	6	17	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第三次配分の第1回追加配分）
	6	19	町道北進焼却場線災害復旧工事請負契約の締結に関する議決
	6	24	早来中学校再建説明会（教職員）
	6	30	災害義援金の安平町配分額の変更
	7	3	第2回早来中学校再建「新しい学校を考える会」
	7	22	第2回安平町早来中学校の再建に関する合同学校運営協議会検討部会
	7	24	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第三次配分の第2回追加配分）
	7	28	おいわけ遊び場O!en（おーえん）隊開催
	7	30	第3回新しい学校を考える会
	8	9	大規模盛土造成地滑動崩落防止工事請負契約の締結に関する議決
	8	11	おいわけ遊び場O!en（おーえん）隊開催
	8	15	住宅リフォーム費用助成事業の受付期限
	8	18	おいわけ遊び場O!en（おーえん）隊開催
	8	23	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第三次配分の第3回追加配分）
	8	25	おいわけ遊び場O!en（おーえん）隊開催
	9	10	第4回合同学校運営協議会全体会 合同学校運営協議会
	9	13	安平町立早来小学校・中学校基本設計書設計業者決定

	9	20	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第三次配分の第4回追加配分）
	9	30	一部損壊住家修理金の申請期限
	10	1	一部損壊住家修理金、り災証明交付の申請期限延長 この日まで生活再建に向けた各種申請（り災証明、公費解体、一部損壊住家修理金、災害義援金、被災者再建支援制度）※申請期限超過でも可
	10	5	被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期間の延長
	10	23	安平町立早来中学校再建事業基本計画の公表
	11	14	第4回新しい学校を考える会
	11	15	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第四次配分）※基準変更なし
	11	19	2019年度地域ネットワーク会議
	11	中	（仮称）安平町立早来小学校・中学校 基本設計等委託業者の決定
	11	22	早来北進地区のすべての避難指示が解除
	11	29	追分若草町営住宅解体工事請負契約の締結についての議決
	12	9	第5回新しい学校を考える会
	12	10	公費解体等受付期限
	12	12	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第四次配分の第1回追加配分）
2020	1	15	安平町被災者住み替え支援金の申請受付開始
	1	16	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第四次配分の第2回追加配分）
	1	17	第6回新しい学校を考える会
	1	18	ENTRANCEで「遊び場×地域食堂」の開催
	1	29	第1回住まいの再建相談会開催
	1	31	地震被災の墓石修理等見舞金支給要綱の制定
	2	5	地震被災の墓石修理等見舞金の受付開始
	2	12	第7回新しい学校を考える会
	2	13	追分柏が丘地区のすべての避難指示が解除
	2	21	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第四次配分の第3回追加配分）
	2	25	第2回住まいの再建相談会開催
	3	6	安平町大規模盛土造成地マップの公表（web）
	3	25	第3回住まいの再建相談会開催
	4	22	第4回住まいの再建相談会中止（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から）
	4	29	ときわ公園パークゴルフ場・キャンプ場パークゴルフ場 オープン
	5	1	地域優良賃貸住宅の着工
	5	6	ときわ球場利用再開
	5	19	普通河川北進川災害復旧工事契約の締結に関する議決
	5	25	第5回住まいの再建相談会中止（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から）
	5	27	北海道災害義援金配分委員会による義援金配分（第五次配分）※最終
	6	16	第6回住まいの再建相談会開催
	6	26	飲料用に使用していた井戸修理等見舞金支給要綱の制定 浄化槽修理等見舞金支給要綱の制定
	7	6	（仮）安平町立早来小学校・中学校基本設計の完成
	7	10	飲料用に使用していた井戸修理等見舞金の受付開始
	7	10	浄化槽修理等見舞金の受付開始
	7	31	被災者ペット飼育用住宅管理規則制定（8棟13戸）
	9	23	この日から、鹿公園災害復旧工事
	9	30	一部損壊住家修理金の申請期限 地域優良賃貸住宅整備事業による住宅完成（3棟6戸）
	10	5	被災者生活再建支援金（基礎支援金）の申請期限
	11	4	ENTRANCEで「ぶれいば」の開催
2021	3	31	安平町被災者住み替え支援金の申請期限
	4	1	安平町民間賃貸共同住宅等建設助成金事業の開始
	4	中	追分公民館の設備改修等にかかるR3年度予算計上
	4	29	柏が丘公園「ポッポらんど」オープン

	5	7	森遊び拠点「ガンケ山」オープン
	7	1	(仮称) 安平町立早来小学校・中学校建設工事開始 (2022/10/31 完成予定)
	10	5	被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期限
	10	11	安平町共同墓(早来、追分)の利用申請受付開始
2022	1	20	安平町賃貸共同住宅等建設助成金事業の企画提案募集開始

(4) 関連データ等

表 取組みの進捗

対策	主な取り組み	計画期間					2021.6 時点 進捗
		2019	2020	2021	2022	2023	
①被災者の住まいの確保	被災者の住み替え支援						着手済
	公的住宅等の整備および民間賃貸住宅の建設誘導						着手済
	住宅の応急修理および被災家屋の解体支援						完了
②被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援金・義援金の円滑な支給						完了
	応急仮設住宅等の入居者への情報提供・サポート						着手済
	井戸や浄化槽などの生活インフラの復旧支援						完了
	被災墓地等の復旧に向けた支援						着手済
	じん芥処理場の早期復旧						完了
③保健・医療・福祉の充実(被災者の健康・こころのケア等)	被災家屋や被災住宅用地における負担軽減措置						着手済
	被災者のこころのケアと健康相談の強化						着手済
	地域見守りネットワークの推進などによる地域福祉の充実・強化						着手済
	医療体制の確保に向けた支援の充実・強化						着手済
④子育て教育環境の確保・充実	特別養護老人ホームの移転改築に関する支援						着手済
	児童・生徒のこころのケア						着手済
	早来中学校の再建など学校教育施設の復旧						着手済
	社会体育施設の復旧・改修						完了
	公民館等の社会教育施設の改修・機能強化						着手済
	子育て環境の確保・充実						着手済

表 住まい再建に関する支援制度

り災 証明書 の区分	被災者生活再建支援金		被災者住み替え支援金 一部損壊住家修理金	安平町定住促進事業 空き地活用住宅建設助成金 長期優良住宅建設助成金 住宅リフォーム助成事業 井戸・浄化槽修理等見舞金
	基礎支援金	加算支援金		
全壊	[複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	建設・購入 [複数世帯] 200万円 [単数世帯] 150万円	新築・中古住宅購入 上限100万円 自宅修理 上限20万円	新築（定住促進） 上限20万円 空き地活用 上限20万円
大規模 半壊	[複数世帯] 50万円 [単数世帯] 37万5千円	補修 [複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	賃貸住宅への転居 (1世帯1名) 上限7万円/月 (1世帯2～4名) 上限9万3千円/月 (1世帯5名以上) 上限11万1千円/月	長期優良住宅建設 上限330万円 住宅リフォーム 上限150万円
半壊	※大規模半壊・半壊で解体した場合 [複数世帯] 100万円 [単数世帯] 75万円	賃貸 [複数世帯] 50万円 [単数世帯] 37万5千円	安平町への引越し 上限10万円	井戸・浄化槽修理等 (一部損壊以上対象) 上限5万円
一部損壊	—	—	自宅修理 上限5万円	
無被害	—	—	—	

表 公的賃貸住宅の確保

内容	地区	整備数	入居数 (2021.6.30)	備考
地域優良賃貸住宅整備事業 (木造平屋住宅)	追分地区	1棟2戸	1戸	2020年9月30日完成
	早来地区	1棟2戸	2戸	
	遠浅地区	1棟2戸	2戸	
被災者ペット飼育用住宅	追分地区	1棟2戸	2戸	2020年7月31日管理規則制定
	安平地区	1棟1戸	1戸	
	早来地区	5棟9戸	8戸	
	遠浅地区	1棟1戸	1戸	

表 支援金の支給額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借(公住除く)	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公住除く)	50 万円	100 万円
半壊	-	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借(公住除く)	25 万円	25 万円

※世帯人数が1人の場合は表示金額の3/4の額

表 災害義援金の支給額

項目	安平町	※道基準
死亡者	100 万円	100 万円
重傷者	50 万円	50 万円
全壊 (自己所有)	120 万円	100 万円
全壊 (借家)	105 万円	
大規模半壊 (自己所有)	65 万円	50 万円
大規模半壊 (借家)	55 万円	
半壊 (自己所有)	55 万円	
半壊 (借家)	55 万円	10 万円
一部損壊 (自己所有)	13 万円	
一部損壊 (借家)	10 万 5 千円	
長期避難で一部損壊(自己所有・借家)	45 万円	
長期避難で無被害 (自己所有・借家)	35 万円	
無被害	1 万円	

2.3.3. 基本方針2 災害に強いまち・ひとづくり

(1) 計画の概要（各種計画に基づく実施項目）

安平町復興まちづくり計画に記載されている計画の概要は、下表に示すとおりである。

表 災害に強いまち・ひとづくりにおける計画の概要

項目	主な内容
1) 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上	①地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援 ②地域の見守り体制の充実・強化 ③自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成 ④災害時に備えた高齢者・しょうがい者等への支援体制の充実・強化
2) 防災・危機管理体制の強化と再構築	①災害時における情報伝達手段の充実・強化 ②発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受入れ体制のマニュアル化 ③震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し ④災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化 ⑤震災の経験・知見の継承
3) 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化	①公共インフラの早期復旧・機能強化 ②公共施設の早期復旧・機能強化 ③公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取組みの推進 ④公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討
4) 災害に強い基盤づくり	①災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備 ②防災倉庫の整備および備蓄体制の強化 ③災害時に備えた避難所の機能強化 ④災害に強い情報通信体制の確保 ⑤災害に強い住宅整備の促進 ⑥消防庁舎等の機能強化 ⑦災害時の非常用電源の確保

(2) 主要な業務対応

本項については、全住民を対象に実施された「安平町復興調査」の結果に関する事実関係の把握を目的とし、特段の記載がない限りは、「第2次安平町総合計画 中期基本計画（安平町復興まちづくり計画関係）進行管理シート 2021年6月時点」から進捗を把握して記載する。

1) 地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上

① 地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援

地域サポート制度の取組み推進については、まちづくり基本条例に基づき町民参画による共同と連携のまちづくりを進めるため、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担う地域サポート職員を配置し、協働と連携のまちづくりを推進しており、配置人数は15名となっている。

まちづくり事業支援交付金については、安平町まちづくり事業支援交付金交付要綱（2019年7月19日改正、安平町告示第29号）に基づき、町内の各団体等が行う事業や活動に対する事業支援、活動団体のNPO法人化の支援、ハード事業への支援など、まちづくりファンドを原資として、町から交付金を交付するものである。団体等が行う協働のまちづくり事業への支援補助を行い、自主的な自治活動等への支援とまちづくりへの積極的な参加を促進している。2019年度はソフト事業8団体、ハード事業3団体へ、2020年度は、ソフト事業7団体、ハード事業2団体へ支援を行っている。

コミュニティ復興支援事業は、安平町コミュニティ復興支援事業交付金交付要綱（2019年3月26日、安平町告示第33号）に基づき、自治会・町内会やボランティア団体等が復興に向けて、震災前より魅力的な地域づくりを目指すことへの支援補助を実施している。2019年度はソフト事業2団体、ハード事業6団体、2020年度はソフト事業1団体、ハード事業4団体に支援を実施している。

② 地域の見守り体制の充実・強化

地域の支え合い事業については、基本方針1の3)②に示すとおりである。

③ 自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成

自主防災組織設立への働きかけについては、安平町自主防災組織育成支援要綱（2012年9月28日、安平町告示第67号）に基づき、町内の自主防災組織の結成を支援するものである。2019年3月20日に遠浅酪農自治会、2019年度には安平第2自治会が自主防災組織として認定されているほか、4自治会が検討中である。

町内全域での防災訓練については、2019年9月6日の被災1年を機に町内全域での防災訓練を自主防災組織と連携して実施した。町内8箇所に避難所を開設し住民134人が参加している。2020年度はコロナ禍により自治会長等へ電話による情報伝達訓練のみ実施している。なお、庁内は避難所設置訓練等を遠浅公民館にて実施した。

小学生向け防災キャンプについては、2019年7月26日に遠浅公民館、8月9日および12月26日に安平公民館にて、館長および学校運営協議会（遠浅小学校）主導により実施された。また、2020年8月7日にも安平公民館の公民館行事として防災キャンプを実施している。

町内会等における防災訓練については、2019年度に遠浅酪農自治会、安平第1自治会、

安平第3自治会、しらかば自治会、北進自治会が実施している。また、2020年度には、東早来自治会、青葉町内会が防災訓練・勉強会を実施している。

④ 災害時に備えた高齢者・しょうがい者等への支援体制の充実・強化

災害時等要援護者登録制度については基本方針1の3)②に示すとおり、2010年7月1日に施行された安平町災害時等要援護者登録制度実施要綱に基づき、しょうがい者、一人暮らし高齢者等災害時等の災害時支援のため、要援護者として登録するものである。名簿登録者は、2021年6月時点で15名となっている。

避難行動要支援者名簿については、安平町では2016年度に名簿を作成し、順次更新を実施している。関係課との協議により、2021年当初より、より実効性の高い名簿を目指し更改、毎月更新を実施している。

高齢者施設やしょうがい者施設での防災訓練への支援については、2019年8月9日の安平公民館における防災キャンプと連携し、グループホームの避難訓練を実施している。また、町職員が富門華寮防災訓練（情報伝達・避難誘導等訓練）に参加している。

2) 防災・危機管理体制の強化と再構築

① 災害時における情報伝達手段の充実・強化

防災情報告知ネットワーク設備整備事業については、エリア放送におけるエリア内受信不可世帯への受信対策工事および機器保守を実施している。

地域情報通信基盤整備事業については、NTT東日本と協力し、安平町内全域のフレッツ光整備に向けた工事を実施している。工事にあたっては、総務省高度無線環境整備推進事業を活用し、2020年度（遠浅地区）から2021年度（その他地区）にかけて工事を実施した。

② 発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受け入れ体制のマニュアル化

初動体制や行動マニュアルの見直しについては、2018年度防災会議において、総務課職員初動マニュアル、安平町職員初動マニュアル、避難勧告の判断・伝達マニュアル（土砂災害編・洪水編）、避難所開設マニュアル、避難所運営マニュアルを地域防災計画に位置付けている。また、2019年度に、職員初動マニュアル、避難勧告の判断・伝達マニュアルを修正している。2020年12月14日には、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した避難所運営マニュアルへ改正した。

なお、ボランティアの受け入れ態勢の整備に関連する取り組みとして、安平町社会福祉協議会では、2020年1月8日に安平町災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定している。

③ 震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し

安平町地域防災計画の見直しについては、地震想定、警戒レベルの運用、指定緊急避難場

所および指定避難所の指定・取消など一部を修正し、2020年3月11日から運用開始している。2020年度は、新型コロナ対応等を含めた改正を行い12月に施行している。

安平町総合防災マップ作製事業については、2019年度、最大規模浸水想定区域に対応したハザードマップをホームページに掲載している。2021年度には、紙媒体での作成を行い町民への全戸配布を実施した。

④ 災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化

各種企業等との災害時の協定締結の推進については、北海道コカ・コーラボトリング、ヤフー、コメリ、日産自動車、安平町社会福祉協議会、合同容器株式会社、ヤマト運輸株式会社等と災害時における協定を締結している。

地域防災力向上に向けた総合危機管理士の確保については、総務課に防災担当として配置している。

⑤ 震災の経験・知見の継承

視察の受入れによる情報発信については、自治体・議会等の視察を受け入れ、職員が震災や復興の状況を説明している。

講演会・セミナー等での事例発表については、2019年8月17日「北海道応援団フォーラム」、2019年11月18日「防災・復興シンポジウム in 胆振」などで町長をはじめとした職員が震災や復興の状況を説明している。また、2021年3月14日には、復興ボランティアセンターによる「災害復旧復興報告会」を実施している。

3) 公共インフラや公共施設の復旧・機能強化

① 公共インフラの早期復旧・機能強化

町道・橋梁・河川災害復旧工事については、災害査定により決定された53箇所のうち、2019年度は道路災31箇所、河川災3箇所、橋梁災1箇所の計35箇所の災害復旧工事を完了している。2020年度には、残る18箇所（道路災11箇所、河川災7箇所）の災害復旧工事が完了している。

水道・下水道災害復旧工事・公共土木施設災害復旧事業については、水道について2019年度に1事業（富岡配水池）を実施し、水道施設の災害復旧工事は年度内で完了した。また、下水道については、2019年度に5事業（早来処理区、追分処理区、早来浄化センター、安平浄化センター）が完了し、2020年度には5事業（早来処理区、安平処理区、追分処理区）が完了に至っている。

② 公共施設の早期復旧・機能強化

ときわ公園災害復旧工事については、駐車場・野球場・テニスコート・キャンプ場等について、災害復旧工事を実施している。

鹿公園災害復旧工事については、2019 年度には公園橋架替え、ソーラー式外灯の修繕を完了し、2020 年度には池周辺の災害復旧工事を完了している。

柏が丘公園整備事業については、2020 年度にふわふわドーム、ちびっこゲレンデ、D51 241 モニュメント等イベント広場の整備工事を完了し、「ポップランド」として2021 年4月27日にオープンしている。

キャンプ場の環境整備事業については、2020 年度にときわ公園・鹿公園において、手ぶらキャンプやキャンプごみ回収の導入、料金およびチェックイン・アウトの変更を実施している。2021 年4月15日から事前予約を開始、4月29日に2021 年度の営業を開始している。

公営住宅等外構復旧事業については、2020 年度に追分中央、追分花園、安平、早来大町、早来栄町、遠浅の公営住宅駐車場および共用部分の外構復旧工事を完了している。

役場庁舎災害復旧工事については、2019 年度に安平町役場総合庁舎（既存庁舎）および駐車場復旧工事を実施している。

③ 公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取組みの推進

橋梁長寿命化修繕事業については、橋梁長寿命化修繕計画や定期点検に基づき橋梁の修繕を実施している。なお、災害復旧工事執行のため、2019 年度から2021 度は事業を休止した。

下水道については、『下水道ストックマネジメント計画』に基づき機器の改築・修繕を実施している。

『安平町公営住宅等長寿命化計画』の見直しについては、震災を踏まえ、被災者への住宅確保や被害を受けた公営住宅の解体等および社会資本整備総合交付金の対象となるよう、2020 年3月に一部変更を行っている。

水道については、『安平町水道ビジョン』、『安平町水道事業耐震化計画』に基づく整備改修を行うこととしており、高区配水池配水本管移設工事、緊急連絡管新設工事、北進浄水場および早来地区配水池耐震診断業務を実施している。

公共施設への水素エネルギー活用検討については、2021 年6月時点で水素エネルギーの活用に関する検討を開始している。

④ 公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討

公共施設の解体については、被災した北進移住促進住宅の解体を実施している。

公営住宅等解体事業については、被災した公営住宅として若草町営住宅、北町公営住宅、緑が丘公営住宅、若草普通財産住宅、北進特定単身者住宅の解体を実施している。

都市計画公園の移設等建設施設については、2020 年度に、(仮称)安平町立早来小学校・中学校の建設用地の確保のため、しらかば公園の面積縮小を実施している。

4) 災害に強い基盤づくり

① 災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備

防災支援施設（防災コミュニティ施設）整備事業については、2023～2024 年度に、社会資本整備総合交付金（都市防災総合推進事業）を活用して整備する方向で検討中である。

② 防災倉庫の整備および備蓄体制の強化

防災倉庫建設事業については、社会資本整備総合交付金の事業運用指針の変更により活用が難しくなったことから、整備に向けて再検討中である。

防災備蓄体制整備事業については、安平町災害時備蓄計画に基づき、食料、飲料水、ストーブ、毛布の購入・備蓄を推進している。

③ 災害時に備えた避難所の機能強化

避難所非常用電源対策事業（追分公民館）については、社会資本整備総合交付金の事業運用指針の変更により活用が難しくなったことから、緊急防災・減災事業債を活用し 2021 年度に設計をし、2022 年度に整備予定である。

遠浅・安平各公民館改修事業については、基本方針 1 の 4) に示すとおりである。

④ 災害に強い情報通信体制の確保

総合庁舎サーバー室補強工事については、2020 年度に補強工事が完了している。

災害救助法事務システムについては、り災証明書等の交付などで活用した「被災者再建支援システム」を引き続き運用し、庁内での情報共有を図り、被災者の生活支援を実施している。

地域情報通信基盤整備事業については、基本方針 2 の 2) に示すとおりである。

⑤ 災害に強い住宅整備の促進

既存住宅耐震改修補助事業については、安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付要綱（2019 年 3 月 26 日、告示第 34 号）に基づき、安平町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計および耐震改修工事に対する補助を実施しているが、これまでに申請の実績はない。

安平町住宅リフォーム助成事業については、基本方針 1 の 1) に示すとおりである。

⑥ 消防庁舎等の機能強化

追分出張所の耐震化については、2020 年度に耐震工事を完了している。また、追分出張所防災資機材庫建設事業についても、2020 年度に設置を完了している。

追分出張所非常用電源整備事業については、2021 年度に実施予定である。安平支署資機材倉庫建設事業については、2024 年度以降に実施予定である。

追分出張所災害時対応備品整備については、2020 年度に災害用移動式ストーブ 4 台の購入を完了している。

⑦ 災害時の非常用電源の確保

非常用電源の確保については、基本方針2の2)に示した各種企業等との災害時の協定締結の推進により確保を行うこととしている。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	内容	
2019	3	20	震災後初の自主防災組織認定書交付式（遠浅酪農自治会）	
	4	1	既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度受付開始（診断、設計、改修） 北海道コカ・コーラボトリング株式会社、国土交通省北海道開発局と『道の駅（あびらD51ステーション）』における協働事業の実施に関する協定締結	
	4	4	ヤフー株式会社と防災協定締結	
	4	8	2019年度コミュニティ復興支援事業の募集	
	4	13	遠浅酪農自治会による防災訓練	
	5	8	ときわ公園災害復旧工事請負契約にかかる議決	
	6	19	道路、河川、下水道災害復旧工事請負契約にかかる議決	
	6	29	安平第3自治会による防災訓練	
	7	3	道路災害復旧工事請負契約にかかる議決	
	7	17	水道（富岡配水場）配水地改修工事請負契約にかかる議決	
	7	6	2020年度「まちづくり事業支援交付金」および「コミュニティ復興支援事業」の2次募集（7/31まで）	
	7	13	安平第1自治会による防災訓練	
	7	26	防災キャンプ（遠浅公民館）実施	
	8	9	防災キャンプ（安平公民館）実施	
	8	17	町による北海道応援団フォーラムでの事例発表	
	9	6	胆振東部地震安平町復興祈念式典・防災訓練 しらかば自治会による防災訓練	
	10	2	NPO法人コメリ災害対策センターと物資供給に関する協定締結	
	10	18	河川災害復旧工事請負契約にかかる議決	
	10	21	北海道胆振東部地震からの復旧・復興シンポジウム	
	10	27	北進自治会による防災訓練	
	10	31	既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度申請期限	
	10	28	町教育委員会がお茶の水大学と相互協力の協定締結	
	11	18	町による防災・復興シンポジウム（振興局他）での事例発表	
	12	26	安平公民館冬期防災キャンプ 実施	
	2020	1	8	安平町社会福祉協議会が安平町災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定
		2	8	安平第1自治会による防災訓練
4		1	2020年度「まちづくり事業支援交付金」および「コミュニティ復興支援事業」の募集（5/8まで）	
4		1	既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請受付開始（診断、設計、改修）（12/15まで）	
4		9	下水道災害復旧工事請負契約にかかる議決	
4		30	柏が丘公園整備工事請負契約にかかる議決	
5		19	農業、河川、道路災害復旧工事請負契約にかかる議決	
6		8	専用水道、道路災害復旧工事請負契約にかかる議決	
7		1	広報紙にて「コミュニティ復興支援事業」募集	
8		7	防災キャンプ（安平公民館）実施	
8		中	東早来自治会による防災訓練	
9		25	北海道日産自動車株式会社、札幌日産自動車株式会社、日産プリンス札幌販売株式会社、日産自動車株式会社、厚真町、むかわ町と電気自動車を活用した災害連携協定を締結	
10		中	避難所運営マニュアルの改訂（新型コロナウイルス感染拡大防止への対応）	
11		29	青葉町内会による勉強会	
12	18	安平町社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定の締結		

2021	2	1	合同容器株式会社と応急生活物資の供給に関する協定締結
	2	中	この時期まで瑞穂ダム土砂等撤去工事
	3	1	町・ヤマト運輸「災害協定」「包括連携協定」締結
	3	14	安平町復興ボランティアセンターによる「災害復旧復興報告会」の開催
	4	1	既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請受付開始（診断、設計、改修）（9/30まで） 総務課に総合危機管理士を配置
	4	23	ライオンズクラブ寄贈のハザードマップ看板を地区公民館等町内4箇所に設置
	4	29	柏が丘公園「ポッポらんど」オープン
	9	1	苫東安平ソーラパーク株式会社と災害時の協力体制に関する協定締結

(4) 関連データ等

表 事業の進捗

対策	主な取り組み	計画期間					2021.6 時点 進捗
		2019	2020	2021	2022	2023	
①地域コミュニティの維持強化・地域防災力の向上	地域コミュニティの維持・地域活動の推進への支援						着手済
	地域の見守り体制の充実・強化						着手済
	自主防災組織の充実・強化などによる防災意識の醸成						着手済
	災害時に備えた高齢者・しょうがい者等への支援体制の充実・強化						着手済
②防災・危機管理体制の強化と再構築	災害時における情報伝達手段の充実・強化						着手済
	発災時の初動体制、避難所運営やボランティアの受入れ体制のマニュアル化						着手済
	震災を踏まえた地域防災計画・ハザードマップの見直し						着手済
	災害時に備えた各種企業等との連携強化や専門知識を有する職員の強化						着手済
③公共インフラや公共施設の復旧・機能強化	震災の経験・知見の継承						着手済
	公共インフラの早期復旧・機能強化						着手済
	公共施設の早期復旧・機能強化						着手済
	公共インフラや公共施設の長寿命化・強靱化に向けた取り組みの推進						着手済
④災害に強い基盤づくり	公共施設の計画的な解体と跡地利用の検討						着手済
	災害時の活動拠点となる防災支援施設の整備						着手済※
	防災倉庫の整備および備蓄体制の強化						着手済
	災害時に備えた避難所の機能強化						着手済※
	災害に強い情報通信体制の確保						着手済
	災害に強い住宅整備の促進						着手済
	消防庁舎等の機能強化						着手済
災害時の非常用電源の確保						着手済	

※2020年3月政策推進課に実施確認済みの項目

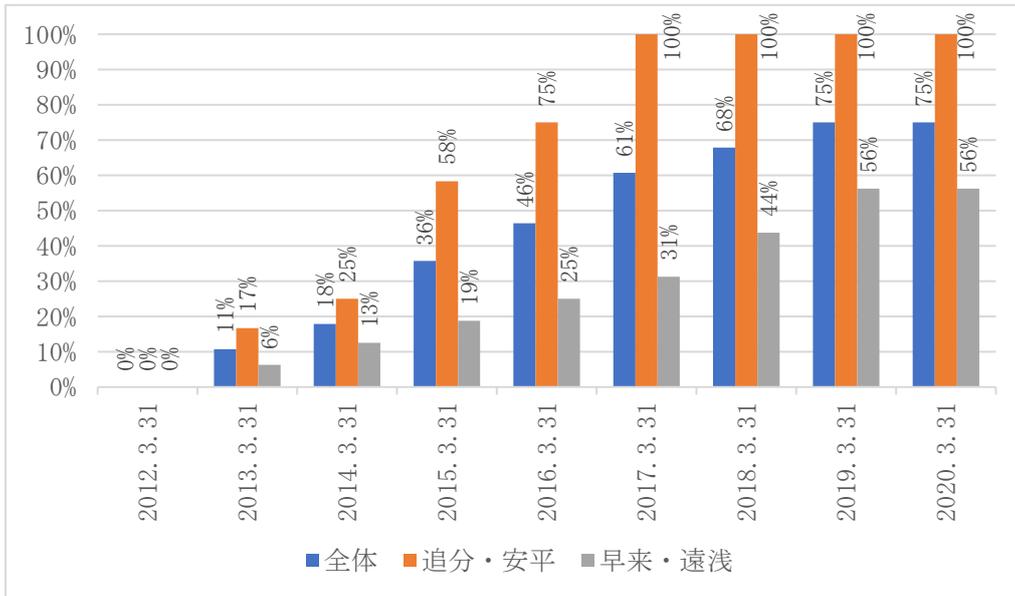


図 自主防災組織認定率の推移（自治会・町内会数を母数）

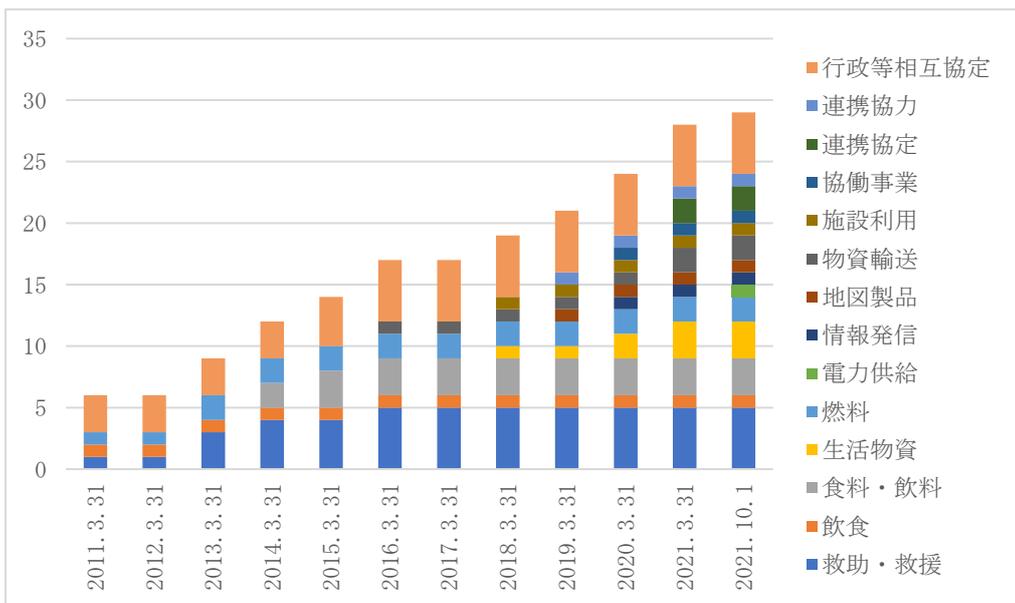


図 安平町災害協定締結数の推移

表 復旧事業の進捗状況

区分	事業数	発注	完了	完了率	完了年月
河川	10	10	10	100%	2021年3月
道路・橋梁	43	43	43	100%	2021年1月
下水道	10	10	10	100%	2020年12月
公園	6	6	6	100%	2020年4月
農地	4	4	4	100%	2020年6月
農業用施設	8	8	8	100%	2021年3月

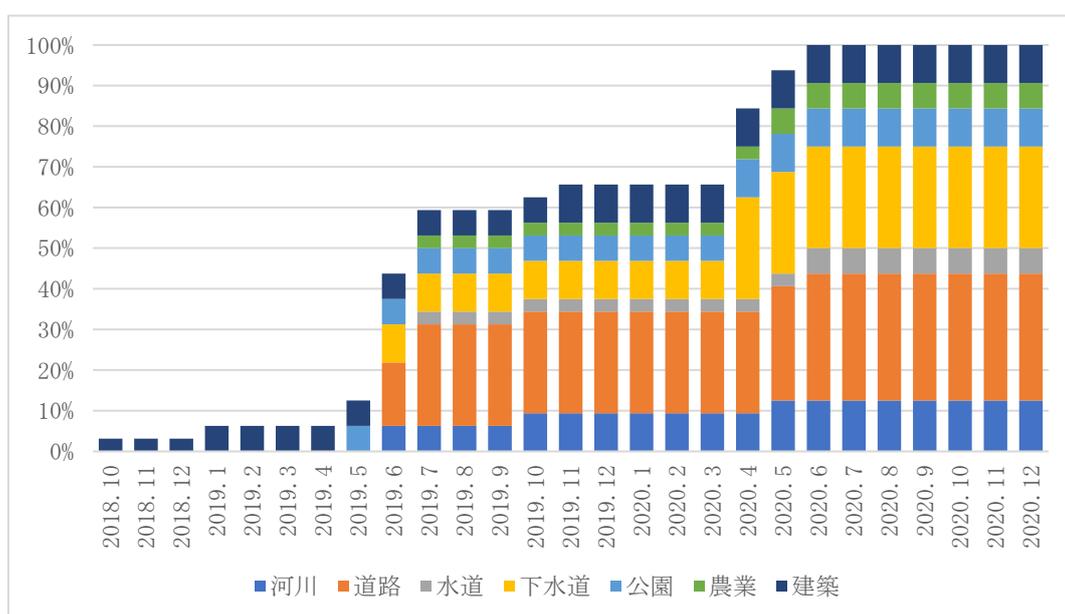


図 議会議決を行った復旧工事件数の推移 (2020.12時点を100%とした推移)

2.3.4. 基本方針3 産業と経済の復興

(1) 計画の概要（各種計画に基づく実施項目）

安平町復興まちづくり計画に記載されている計画の概要は、下表に示すとおりである。

表 産業と経済の復興における計画の概要

項目	主な内容
1) 農林業の復興	①被災した農地・農業施設の復旧・機能強化への支援 ②被災した森林などの早期復旧 ③農家の安定的な経営への支援および担い手の確保・育成
2) 商業の復興	①被災した事業者の事業再開支援 ②商業の復興支援 ③新規創業支援などによる賑わいの創出
3) 立地企業等の復興	①被災した工業団地の早期復旧 ②災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援 ③震災からの復興に向けた企業誘致の推進
4) 観光の振興	①道の駅あびら D51 ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大 ②回遊・交流事業による町内全域への波及促進

(2) 主要な業務対応

本項については、特段の記載がない限りは、「第2次安平町総合計画 中期基本計画（安平町復興まちづくり計画関係）進行管理シート 2021年6月時点」から進捗を把握して記載する。

1) 農林業の復興

① 被災した農地・農業施設の復旧・機能強化への支援

農地災害復旧事業については、2019年7月12日に農業施設災害復旧工事の請負契約締結に関する議決が行われ、2019年度中に早来瑞穂地区、早来守田地区の3事業が実施されている。また、2020年5月19日に1事業（早来瑞穂6地区）の契約に関する議決が行われている。

強い農業づくり事業（産地競争力の強化）については、とまこまい広域農業協同組合が安平地区大豆集出荷貯蔵施設の整備を実施し、2019年3月26日に竣工式を迎えている。

農業用施設災害復旧事業（用水路）については、2019年度に2事業実施（安平用水路・瑞穂放水路、春日用水路）、2020年度に3事業（緑丘用水路、守田用水路）を実施している。

② 被災した森林などの早期復旧

森林に関する事業については、北海道が実施する災害関連緊急治山事業と連携し、2019年6月19日に早来瑞穂地区の林道の災害復旧工事の請負契約締結に関する議決が行われているなど、2019年度に2事業実施（早来北進地区、早来瑞穂地区）、2020年度には1事業（早来瑞穂地区）が実施されている。

森林整備事業については、2021年度に瑞穂地区森林作業道整備事業が実施されている。

③ 農家の安定的な経営への支援および担い手の確保・育成

安平町では、新規就農者招致育成条例に基づき町内での新規就農を推進している。被災農業者向け経営体育成支援事業については、被災した農業者が営農を継続するために必要な施設・機械等の復旧を実施している。

新規就農対策事業については、実習生や新規就農の受入れに向けた農家との新規就農フェアへの参加や、有機農業やアサヒメロンによる新規就農受入体制の構築、各種助成金・奨励金の支給を行っている。

農業次世代人材投資事業については、新規就農者が農業経営を開始してから経営が安定するまでの5年間交付金を交付している。

2) 商業の復興

① 被災した事業者の事業再開支援

仮設店舗の整備については、建物被害により既存店舗での営業が困難となった事業者に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構による「仮施設整備事業」（建設費は全額補助、3年間家賃無料で貸し出し）を活用し整備、2019年3月7日に仮設店舗が完成し、菓子店、司法書士事務所、新聞販売店の3店舗が入居した。

商工会員等災害助成金については、2019年1月23日に、胆振東部地震により被災した町内商工事業者に対する災害見舞金が支給されている。

② 商業の復興支援

被災地域販路開拓支援事業については、北海道の補助事業を活用し、販路開拓・商品開発事業を実施している。2019年度は、北海道の支援事業を2件活用している。

安平町消費拡大地域活性化事業については、安平町商工会がプレミアム付きの「安平町がんばろう！復興商品券」を2019年7月に6,000セット発売している。2020年度は7,000セットを販売している。

商店街ポイントの創設に向けた検討については、追分地区・早来地区で実施している追分ハートスタンプ・早来すずらんシールを統合し、「あびらポイント」として2021年6月1日から運用開始している。

商店街買遊（回遊）事業については、道の駅オープンによる商店街への回遊促進のための

商品券を配布している。

③ 新規創業支援などによる賑わいの創出

創業者等支援事業については、安平町は創業者等支援事業計画を策定し、安平町商工会、北海道銀行早来支店等と連携して創業支援を行っている。新規創業は2019年度に1件、2020年度には2件となっている。

創業塾支援事業については、町が事業実施補助金を交付し、商工会主催で実施している。2019年度は9人が受講し、うち1名が同2019年度に創業している。また、2020年度には6人が受講し、うち2名が同2020年度に創業している。

トレーラーハウス等の活用に向けた検討については、2021年9月17日に安平町チャレンジショップ事業実施要綱を制定し、トレーラーハウスを活用したチャレンジショップを整備している。また、同年10月21日には、安平町お試しサテライトオフィス設置要綱に基づき、トレーラーハウスを活用したサテライトオフィスを整備している。

3) 立地企業等の復興

① 被災した工業団地の早期復旧

臨空工業団地専用水道施設補修工事については、2020年6月18日に臨空工業団地専用水道施設災害復旧工事請負契約にかかる議決がなされ、臨空工業団地専用水道について、配水施設の災害復旧工事を実施することとした。

② 災害に強い企業づくりに向けた取組みの支援

事業継続計画（BCP）の策定については、町内企業に対して策定支援と情報提供を行っている。これまでに町内企業数の4社（春雪さぶーる（株）・（株）北海道コクボ・（株）ホクリヨウ・北海道電力（株））が策定済みであり、1社が策定中となっている（ホクダイ（株））。

③ 震災からの復興に向けた企業誘致の推進

企業誘致PR事業については、交通アクセスの好立地条件を前面に出したPR（パンフ作成、新聞広告）を実施している。

企業立地促進に向けた検討については、概ね工業団地分譲地販売が終了しており、追分工場適地における企業立地促進の取組みを推進している。

4) 観光の振興

① 道の駅あびら D51 ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大

2019年4月19日にオープンした道の駅あびら D51 ステーションを核として、道の駅プロモーション戦略事業の実施を計画し、各種メディア（雑誌・テレビ等）を活用したプロモーションおよび開業セレモニーを実施した。道の駅パンフレットや館内掲示用の景勝ポスタ

一、大型パネルなど、道の駅や観光PR用の製作物のほか、季節ごとのプロモーション映像を制作している。

追分ゲートウェイ整備プロジェクトについては、JR追分駅と道の駅という2つのゲートウェイを結び付け、来客者を街中に回遊させる仕組みづくりと室蘭線の利用促進を図ることを目的として、JR追分駅舎内と駅ホームの壁面に大型のパネル展示（鉄道文化、国内や台湾にある追分駅紹介、観光情報等）や駅周辺まち歩きガイドMAPを常設している。

鉄道資料館整備事業（道の駅関係）については、D51 320等町所有車両の移設に加え、クラウドファンディングによるキハ183系車両等、JRから再貸与される緩急車など計8両の車両の一体的輸送を実施している。また、D51 320屋外展示の実施、2021年度のポッポらんどオープンに向けたミニSL運行に向け移設・運行準備を行っている。

柏が丘公園整備事業については、基本方針2の3）に示すとおりである。

その他、追加の事業として、復興イベント交付金については、道の駅を拠点に実施されるイベント経費をあびら観光協会に交付し、鉄道イベントや冬期イベントなどを活発的に開催することとしている。

② 回遊・交流事業による町内全域への波及促進

回遊・交流ステーション形成事業については、観光ポスターの作成や、外国語版パンフレットの作成を実施している。

安平町消費拡大地域活性化事業（プレミアム付き商品券）、商店街買遊（回遊）事業（商品券配布）については、2）の②に示すとおりである。

その他、追加の事業として実施している回遊マップ等印刷業務については、道の駅から町内への回遊を促すため、指定管理者が企画した手書きマップ製作や飲食店ガイド製作を更新し、道の駅のインフォメーションコーナーに設置している。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	内容
2019	1	8	安平町早来地区仮設店舗設置工事請負契約の締結に関する議決
	1	23	胆振東部地震により被災した町内商工事業者に対する災害見舞金 支給
	3	7	安平町早来地区仮設店舗の完成
	4	11	道の駅あびらD51 ステーション内覧会
	4	19	道の駅あびらD51 ステーションオープン
	4	27	道の駅あびらD51 ステーションオープニングイベント（胆振東部被災地協賛復興イベント）（5/6まで）
	6	19	林道災害復旧工事請負契約にかかる議決
	6	19	農業施設等災害復旧工事請負契約にかかる議決
2020	3	26	安平地区大豆集出荷貯蔵施設新築工事 竣工
	4	25	道の駅あびらD51 ステーション1周年「ありがとう感謝祭」
	5	19	農業、河川、道路災害復旧工事請負契約にかかる議決
	6	18	臨空工業団地専用水道施設災害復旧工事請負契約にかかる議決
2021	6	1	商店街ポイントカード「あびらポイント」運用開始
	9	17	安平町チャレンジショップ事業実施要綱の制定（トレーラーハウス等の再利用）
	10	12	安平町お試しサテライトオフィス設置要綱の制定（トレーラーハウス等の再利用）

(4) 関連データ等

表 事業の進捗

対策	主な取り組み	計画期間					2021.6 時点 進捗
		2019	2020	2021	2022	2023	
1) 農林業の復興	被災した農地・農業施設の復旧・機能強化への支援						着手済
	被災した森林などの早期復旧						着手済
	農家の安定的な経営への支援および担い手の確保・育成						着手済
2) 商業の復興	被災した事業者の事業再開支援						着手済
	商業の復興支援						着手済
	新規創業支援などによる賑わいの創出						着手済
3) 立地企業等の復興	被災した工業団地の早期復旧						着手済
	災害に強い企業づくりに向けた取り組みの支援						着手済
	震災からの復興に向けた企業誘致の推進						着手済
4) 観光の振興	道の駅あびらD51 ステーションを核とした観光の振興・交流人口や関係人口の拡大						着手済
	回遊・交流事業による町内全域への波及促進						着手済

表 安平町早来地区仮設店舗の概要

場 所：北海道安平町早来大町 31 番地、32 番地、33 番地
敷 地：民有地（550 平方メートル）町が借り受け
入居者：3 事業者（新聞販売業、司法書士、菓子製造販売業）
施設規模：約 150 平方メートル
完成日：2019 年 3 月 7 日
（ https://www.smrj.go.jp/reconstruction/hokkaido2018earthquake/support/temporarily/frr94k000006jjos.html より引用）

2.3.5. 基本方針4 未来へつながる復興

(1) 計画の概要（各種計画に基づく実施項目）

安平町復興まちづくり計画に記載されている計画の概要は、下表に示すとおりである。

表 未来へつながる復興における計画の概要

項目	主な内容
1) 安心して暮らすことができる環境づくり	①町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化 ②魅力的な子育て・教育環境づくりの推進 ③子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進 ④空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進 ⑤町民の円滑な移動を支える公共交通の確保
2) 未来へつながる新たな交流と担い手育成	①災害時のボランティア等との連携による取組みの推進 ②「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携 ③復興後の発展に向けた企業等との連携強化
3) 町の魅力発信の強化（プロモーション）	①震災の記憶を後世に伝える取組みの推進 ②復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進

(2) 主要な業務対応

本項については、特段の記載がない限りは、「第2次安平町総合計画 中期基本計画（安平町復興まちづくり計画関係）進行管理シート 2021年6月時点」から進捗を把握して記載する。

1) 安心して暮らすことができる環境づくり

① 町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化

地域サポート制度の取組み推進、コミュニティ復興支援事業、まちづくり事業支援交付金事業については、基本方針2の1)に示すとおりである。

地域課題の解決に向けた地区別計画の策定と実践については、毎年、役場防災・福祉担当職員等が参加している社会福祉協議会主催の地域ミーティングにおいて、2019年度に自治会・町内会の現状理解に必要な情報収集を開始した。2020年度には、庁内ワーキンググループを設置し先進地視察（オンライン実施）など必要な情報収集を実施している。

あびら版町民チャレンジ応援事業（クラウドファンディング事業、通称「カイトク事業」）については、2019年6月10日、11日に町民に対して説明会が開かれた。2019年度実績が5件、資金調達金額5,871千円、支援者数532人となっている。また、2020年度実績は17

件・資金調達金額 3,801 千円・支援者数 742 人となっている。

② 魅力的な子育て・教育環境づくりの推進

早来中学校の再建による早来小学校との一体型の学校整備、遊育推進事業、学びサポート事業については、基本方針 1 の 4) に示すとおりである。

日本版 C F C I モデル検証事業については、子どもの権利擁護と社会参画をより一層推進すべく、世界各国で主に認証方式により実施されている「子どもにやさしいまち」の日本版方式の検討について、モデル自治体として参画。庁内では C F C I 職員研修などを実施し、安平町独自の評価・公表手法を確立した。

③ 子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進

被災者住み替え支援事業については、基本方針 1 の 1) に示すとおりである。

定住促進事業（定住促進条例関係）については、2019 年度は住宅建設奨励助成金（分譲地 4 件・分譲地以外 15 件）、転入奨励助成金（分譲地 2 件・分譲地以外 6 件）、転校準備金（1 件）、2020 年度には住宅建設奨励助成金（分譲地 1 件・分譲地以外 24 件）、転入奨励助成金（分譲地 1 件・分譲地以外 4 件）、転校準備金（0 件）となっている。

定住促進事業のうち結婚、出産に対する支援実績については、2019 年度は出生祝金（46 件）、結婚祝金（16 件）、2020 年度は出生祝金（41 件）、結婚祝金（10 件）となっている。

移住支援金支給事業については、国が地方創生の一環として取り組む「わくわく地方生活実現政策パッケージ事業」を活用し、北海道と連携する市町村広域事業として、東京圏からの移住・起業希望者のマッチング支援を行い移住と起業を促すこととしている。

単身者は 60 万円、複数者による世帯は 100 万円が支給される。また、早来中学校および追分中学校卒業者の U ターンは 10 万円が加算される。これまで実績は無いが、町内登録企業数を増やししながら、移住検討者への P R を強化することとしている。

移住定住特設サイト運用事業については、移住特設サイトを構築し、不動産業者が直接投稿できるシステム（空き地空き家バンク）を運用・管理することにより、町内の不動産情報を一元して発信している。

分譲地特別販売キャンペーン事業については、2019 年度よりラ・ラ・タウンおいわけ分譲地完売に向けた道の駅あびら D51 オープン記念キャンペーンを実施している。2019 年度は 1 件（販売済み）、2020 年度は 2 件（貸付中）となっている。

④ 空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進

住宅建設と連動させた公費解体跡地の流動化対策については、2020 年 4 月 1 日に空き地活用住宅建設助成金制度を創設し、震災による公費解体又は私費解体で空き地となった土地を購入し住宅の建設する場合に助成金を支給（20 万円）することとしており、2020 年度の活用実績は 1 件となっている。

空き家（空家）住宅購入費助成事業については、2021年9月1日に制定され、町内の空き家購入者に対して、購入費の1/2、上限100万円を助成することとしている。

空き家（空家）住宅賃貸リフォーム助成事業（所有者助成）については、町内の空き家所有者に対して「バリアフリー改修」、「耐熱・省エネ改修」に係る工事費の一部、上限50万円を助成することとしている。

空き家（空家）居住家賃助成金については、町内において空き家に居住する世帯に対し、1世帯あたり2万円を限度に助成金を支給しており、2021年度から開始している。

安平町住宅リフォーム助成事業については、基本方針1の①のとおりである。

長期優良住宅建設助成金については、分譲宅地において、一定の住宅性能を確保した長期優良住宅の建設に対して助成する事業を実施している。2019年度はアイリスタウンで2件、2020年度は同じくアイリスタウンで1件支給している。

⑤ 町民の円滑な移動を支える公共交通の確保

デマンドバス交通運行事業については、交通空白域をつくらない町内全域の自宅から乗車が可能な予約制乗り合いバスを運行している（早来・追分の2エリア運行、平日のみ1日10便）。

MONETサービス事業については、モネ・テクノロジー株式会社と連携し、道内初のスマートフォンアプリを活用したデマンドバスの予約システムを2019年8月5日に一部区域で導入、2020年11月に町内全域へ拡大した。

循環バス運行事業については、JRの運行ダイヤに配慮した補完型の循環バスの運行を実施することとし、2019年4月1日から運行している。

地域公共交通対策事業については、安平町地域公共交通網形成計画に基づき循環バスの運行や、鉄道・路線バス・デマンドバス・ハイヤーで使用できる共通回数乗車券の発行などによる公共交通の利用促進策等を推進している。

安平町地域公共交通利用者助成事業については、安平町の地域公共交通機関を利用し医療機関などへの通院およびまちなか等への買い物をする高齢者・しょうがい者等の負担増加を軽減するため、年間16,500円分の共通回数乗車券を交付しようとするものである。2019年度は645人、2020年度は388人が利用されている。

JR室蘭線の利用促進等事業については、沿線2市3町による室蘭線活性化連絡協議会の取組みに加えて、ノーマイカー運動や「室蘭線で行こう！うまかまつり」の実施など、町独自の事業を展開している。

2) 未来へつながる新たな交流と担い手育成

① 災害時のボランティア等との連携による取組みの推進

災害ボランティアとの連携による取組みについては、災害ボランティアセンター（事務局：安平町社会福祉協議会）により、応急仮設住宅等の居住者の引越し支援等を実施。なお、

同センターは2020年12月末で活動を終了している。

(一社) 安平町復興ボランティアセンターとの連携については、2018年度は、ハシゴ酒忘年会、早来小学校の児童を主体とした8,000人の笑顔プロジェクトなどを実施している。2019年度は、4月9日にあびら観光協会と復興ボランティアセンターが連携して「あびら復興加速実行委員会」を立ち上げ、「あびら復興感謝フェス!」、「復興への絆〜マチに灯りがともる1日〜」などのイベント等を実施している。2020年度は、町との連携によるパナソニックインターンシップの受け入れや災害復旧復興報告会を実施したほか、これまでの活動が注目され、道知事の視察・懇談も実施された。復興ボランティアセンターは、2021年3月31日で活動を終え、新たなフェーズへ移行するため(一社) ENTRANCEに改組した。

中間支援組織やまちづくり会社などの仕組みづくりに向けた検討については、新しい公共の担い手として(一社) ENTRANCEやNPO法人ポラーナなどが想定されている。

② 「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携

地域おこし企業人交流プログラムについては、2018年11月から受入れを行い、ソフトバンク株式会社および株式会社Founding Baseから各1名が派遣されている。民間企業のノウハウや知見を活かし、ボランティアセンターの立ち上げ、まちづくり全般(職員採用、育成・移住定住)に係る業務、ICT関連全般(スマホコーチング事業・MONET・成長ログ)などを実施している。

地域おこし協力隊活用事業については、過疎地域において都市部の人材を積極的に誘致し、地域課題の解決を図りながら定住および関係人口以上の定着を目指して実施している。2019年度は隊員9名、2020年度は7名となっている。

東京あびら会と連携した情報発信等による交流人口や関係人口の拡大については、2019年11月15日に東京あびら会総会を開催し連携を図っているほか、会員への会報の発行、ホームページやFacebookの運用、成人式における勧誘チラシなどによるPR活動を実施している。2020年度総会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止としたが、会員向けに特産品PRを実施している。

③ 復興後の発展に向けた企業等との連携強化

安平町企業版ふるさと納税制度等の活用については、被災した早来中学校の再建事業(小・中学校一体型の義務教育学校建設)を推進するための財源として、2020年度より企業からの寄付受け付けを開始した。2020年度は、8件14,400千円の寄付が行われた。

各種企業等との災害時の協定締結の推進については、基本方針2の2)に示すとおりである。

また、企業誘致PR事業(企業誘致推進事業経費)は、基本方針3の3)に示すとおりである。

3) 町の魅力発信の強化（プロモーション）

① 震災の記憶を後世に伝える取組みの推進

胆振東部地震デジタルアーカイブサイトの充実については、発災から1年後となる2019年9月6日にアーカイブサイトを開設した。その後、随時、写真等を追加するなどサイトを充実している。

復興記録誌作成事業については、2021年3月に厚真町・むかわ町との3町で作成した。作成した記録紙は、国・地方自治体、自治会・町内会、義援金寄付者など約600件に送付している。

② 復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進

シティプロモーション戦略推進事業については、役場職員による政策課題自主研修プロジェクトチームを立ち上げ、シティプロモーション戦略の策定に向けた情報発信検討委員会の創設などを検討中である。

安平町ホームページ制作事業については、前述の胆振東部地震デジタルアーカイブサイト開設のほか、2020年度には子育て・教育ページのリニューアルを実施した。

道の駅プロモーション戦略事業については、基本方針3の4)に示すとおりである。

町勢要覧の作成については、将来テーマに沿った章構成のほか、プロモーション媒体として視認性を向上させるなど、読み手に伝わる町勢要覧へと大幅に改訂を実施している。

(3) 主要な対応の記録

年	月	日	内容
2018	12	22	ハシゴ酒忘年会！～In追分～（復興ボランティアセンター）
2019	1	4	あびら未来塾（1/6まで）
	1	19	ハシゴ酒忘年会！～In早来～（復興ボランティアセンター）
	2	21	災害ボランティアセンター稼働（住宅・家屋の被害調査）
	2	22	災害ボランティアによるヒアリング調査、ボランティア11名
	2	23	災害ボランティアによるヒアリング調査、ボランティア16名
	3	12	8,000人の笑顔プロジェクト活動報告会（復興ボランティアセンター）
	3	31	災害ボランティアセンターの活動終了
	4	1	循環バス運行開始
	4	9	あびら復興加速実行委員会設立（安平観光協会、復興ボランティアセンター）
	4	13	ハシゴ酒SL会！～In追分～（復興ボランティアセンター）
	5	18	あびら復興感謝フェス！（ボランティアへの感謝の会）
	6	10	カイトク事業説明会（いぶき）
	6	11	カイトク事業説明会（町民センター）
	8	5	デマンドバスのスマホ予約システム導入
	9	6	胆振東部地震デジタルアーカイブサイトを開設
11	15	東京あびら会の開催	
11	16	ENTRANCEがオープン	
2020	3	31	安平町復興ボランティアセンターの活動終了、（一社）ENTRANCEに改組
	4	1	空き地活用住宅建設助成金の受付開始
2021	3	31	3町記録誌発刊
	9	1	空き家（空家）住宅購入費助成事業、空き家（空家）住宅賃貸リフォーム助成事業、空き家（空家）居住家賃助成金の開始

(4) 関連データ等

表 事業の進捗

対策	主な取り組み	計画期間					2021.6 時点 進捗
		2019	2020	2021	2022	2023	
1) 安心して暮らすことができる環境づくり	町民のまちづくり活動の促進による地域コミュニティの活性化						着手済
	魅力的な子育て・教育環境づくりの推進						着手済
	子育て・教育分野と連動した移住・定住策の推進						着手済
	空き地・空き家の流動化や良質な住宅整備による魅力ある住環境形成の促進						着手済
2) 未来へつながる新たな交流と担い手育成	町民の円滑な移動を支える公共交通の確保						着手済
	災害時のボランティア等との連携による取組みの推進						着手済
	「地域おこし企業人」や「地域おこし協力隊」など幅広い人材との連携						着手済
3) 町の魅力発信の強化(プロモーション)	復興後の発展に向けた企業等との連携強化						着手済
	震災の記憶を後世に伝える取組みの推進						完了
	復興や町の魅力を伝える戦略的なシティプロモーションの推進						着手済

表 復興ボランティアセンターの活動内容 (団体 web より)

カテゴリー	内容
教育	あびら未来塾、追分小学校引越作業、早来小学校テニスコート復旧、早来小学校被災遊具解体撤去、8,000人の笑顔プロジェクト協力、町内子ども園園庭復旧整備
経済	はしご酒、道の駅オープン支援、あびら復興感謝フェス、復興の絆〜マチに灯りがともる1日〜、道の駅LOGOSブース運営
災害ボランティアセンター	住宅清掃、応急仮設住宅引越、応急仮設住宅交流会、2019年2月余震災害ボランティアセンター活動
まちづくり支援/協力	復興もちつき大会、盆踊り参加、自治会運動会参加、NPOアビースポーツクラブ協力、NPOはやきた遊び場づくりネットワーク協力、おいわけ遊び場O!e n (おーえんたい) 隊協力、ロビーコンサート協力、追分更生保護女性会協力、安平町復興祭(商工会)協力、あびら観光協会協力、とまこまい広域農協青年部追分支部協力
復興ボランティアセンター	ENTRANCE (地域交流) 開業、安平町災害復旧復興報告会